

# 岩 沼 市 こども・若者プラン

基本理念

こども・若者が 希望ある未来へ「つながる」



令和8年3月  
岩 沼 市



## はじめに



近年、子どもたちを取り巻く環境は急速に変化しており、少子化や家庭の多様化、また働き方の変化等に伴う、子育て支援のニーズの高度化が進んでいます。そのような中、国や自治体の施策だけでは解決しきれない課題も多く、地域全体で子どもたちを支え、育てていくことが求められています。

国においては、令和4年6月に「こども基本法」が成立し、令和5年12月には、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こども・若者・子育て支援施策に関する基本的な方針を定めた「こども大綱」が閣議決定されました。

本市では、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする「第3期岩沼市子ども・子育て支援事業計画」を策定するとともに、令和2年度から令和6年度を計画期間としていた「第4期岩沼市次世代育成支援行動計画」を1年延長する改訂を行い、子ども・子育て支援に関する基本的な考え方や具体的な取組等について定めてまいりました。このたび、こども・若者・子育て支援を総合的、かつ強力に推進するため、これらの計画も包含した、令和8年度を初年度とする、市町村こども計画「岩沼市こども・若者プラン」を策定いたしました。

本計画では、基本理念を、『こども・若者が 希望ある未来に「つながる」』とし、各種支援機関や団体、地域の皆さまとともに、子どもたちの健やかな成長を見守り、よりよい未来を築くための取組を推進してまいりたいと考えております。

最後に、本計画策定にあたり、岩沼市次世代育成支援協議会 岩沼市子ども・子育て会議で御審議いただきました委員の皆さま、アンケート調査等に御協力いただきました多くの市民の皆さまに、心から感謝を申し上げます。

令和8年3月

岩沼市長 佐藤 淳一



# 目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画の背景.....	2
2 計画の位置づけ.....	3
3 計画の期間.....	4
4 計画の対象.....	5
5 策定体制.....	5
第2章 岩沼市のこども・若者及び子育て世帯を取り巻く状況.....	7
1 こども・若者・子育て当事者を取り巻く社会潮流.....	8
2 人口と世帯の状況.....	10
3 就労の状況.....	12
4 婚姻・出生の状況.....	14
5 母子保健の状況.....	16
6 教育・保育施設の状況.....	16
7 支援を要するこども・子育て家庭の状況.....	20
8 岩沼市の強み -独自の施策と地域力-.....	25
9 各種調査からみる現状.....	26
10 本市のこども・若者・子育て当事者を取り巻く課題.....	50
第3章 計画の基本的な考え方.....	53
1 基本理念.....	54
2 基本理念を実現するための基本目標と成果指標.....	55
3 施策体系.....	57
第4章 施策の展開.....	59
基本目標1 こども・若者が自分らしく健やかに成長できる基盤の強化.....	60
(1)ライフステージを通じた支援.....	60
(2)ライフステージ別の支援.....	63
基本目標2 子育て(こども・若者)当事者が安心して子育てできる環境づくり.....	67
(1)子育てや教育に関する経済的負担の軽減.....	67
(2)共働き・共育での推進.....	67
(3)地域子育て・家庭教育支援.....	68
基本目標3 特に支援を要するこども・若者、その家族が必要な支援を受けられる体制の強化.....	69
(1)こどもの貧困対策.....	69
(2)障害児支援・医療的ケア児等への支援.....	69
(3)児童虐待防止とDV対策.....	70
(4)ひとり親家庭等への支援.....	71

(5)ヤングケアラーへの支援.....	71
(6)こども・若者の自殺対策.....	72
(7)いじめ防止・不登校児支援・ひきこもり支援の充実.....	72
基本目標4　こども・若者、その家族を応援する地域づくり.....	73
(1)こども・若者、子育て支援に関わる組織・団体の連携支援.....	73
(2)こども・若者をみんなで見守り、育てる地域力の強化.....	74
(3)こども・若者・子育て支援の周知と地域全体で応援していく気運の醸成.....	74
<b>第5章 各種事業の量の見込みと確保の方策.....</b>	<b>75</b>
1 量の見込みと確保の方策とは.....	76
2 教育・保育サービス等の全体像.....	76
3 量の見込みの考え方.....	80
4 教育・保育提供区域の考え方.....	81
5 教育・保育の量の見込みと確保の方策及び乳児等通園支援の量の見込みと確保方策....	81
(1)幼稚園・認定こども園(幼稚園機能部分).....	81
(2)保育所・認定こども園(保育所機能部分)・地域型保育事業.....	82
(3)保育利用率の目標値.....	84
(4)乳児等通園支援の量の見込みと確保方策.....	85
(5)認定こども園の普及に係る基本的考え方.....	85
(6)幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援事業の役割及び推進方策.....	85
(7)幼児期の教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者との連携、並びに幼児期の教育・保育と小学校との連携(幼保小連携)の確保方策.....	86
(8)乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び 当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容について.....	86
(9)保育士等の処遇改善に係る取組.....	86
(10)産後休業・育児休業後の教育・保育施設等の円滑な利用の確保.....	87
(11)子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容.....	87
(12)国際化に伴う乳幼児への支援・配慮.....	87
6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策.....	88
<b>第6章 計画の推進体制.....</b>	<b>101</b>
1 計画の周知.....	102
2 関係機関等との連携・協働.....	102
3 計画の実施状況の点検・評価.....	102
<b>資料編.....</b>	<b>105</b>

第1章 計画策定にあたって

## 1 計画の背景

本市の行政運営の方向性・道筋として、まちづくりの目標や将来像を定めた「岩沼市総合計画」では、目指す将来像として「ひとが集い 輝くまち いわぬま」を掲げ、岩沼らしい快適で魅力的な環境づくりを市民等の多様な主体が連携して進めること等により、一人ひとりが輝き、笑顔があふれる魅力的なまちの実現を目指しています。

将来像の実現に向けては、子育て環境の充実や、人口減少・少子高齢化への対応が主要課題となっており、学校、家庭、地域や事業者等と行政が一体となって、こどもを安心して産み、育てることができる環境づくりや、仕事と家庭生活の両立ができる環境整備、こども・若者・子育てに関する多様なニーズや悩み・困難を的確に把握し対応できるサポートの充実、こども・若者の健康や安全確保に関する家庭や地域の協力体制の構築等が求められています。

平成元年、こどもの基本的人権を国際的に保障するため「子どもの権利条約」が定められ、日本は平成6年に批准しましたが、長らく日本政府はこどもの権利は守られているという立場を取り、こどもを権利の主体として位置づけ、その権利を保障する総合的な法律が存在しない状況が長く続きました。その間も、少子化・人口減少が進行し、児童虐待や不登校の件数が過去最多になる等、こども・若者・子育て当事者を取り巻く状況は深刻化していきました。

このような状況から、こども・若者・子育て当事者に関する取組や政策を社会の真ん中に据えて、強力に進めていくことが急務となり、国ではすべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現に社会全体で取り組むため、令和4年にこども・若者・子育て支援政策の中心的位置づけとなる、こども基本法が成立しました。また、令和5年には司令塔機能を一本化するこども家庭庁の創設と、こども・若者・子育て支援施策に関する基本的な方針を定めた「こども大綱」が閣議決定されました。

こども基本法において、市町村は「こども大綱」及び「都道府県こども計画」を勘案した「市町村こども計画」の策定に努めることとされたことから、これまで進めてきた、こども・若者・子育て支援を、総合的かつ強力に推進し、「こどもまんなか社会」を実現するため、「岩沼市こども・若者プラン」(以下、「本計画」という。)を策定しました。

### ※「こども」及び「子ども」の表記について

1. 特別な場合を除き、平仮名で「こども」と表記。
2. 法令に根拠がある語や固有名詞を用いる以下の場合には「子ども」と表記。(例:子ども・子育て支援法、子ども・子育て会議、子ども会育成会等)

## 2 計画の位置づけ

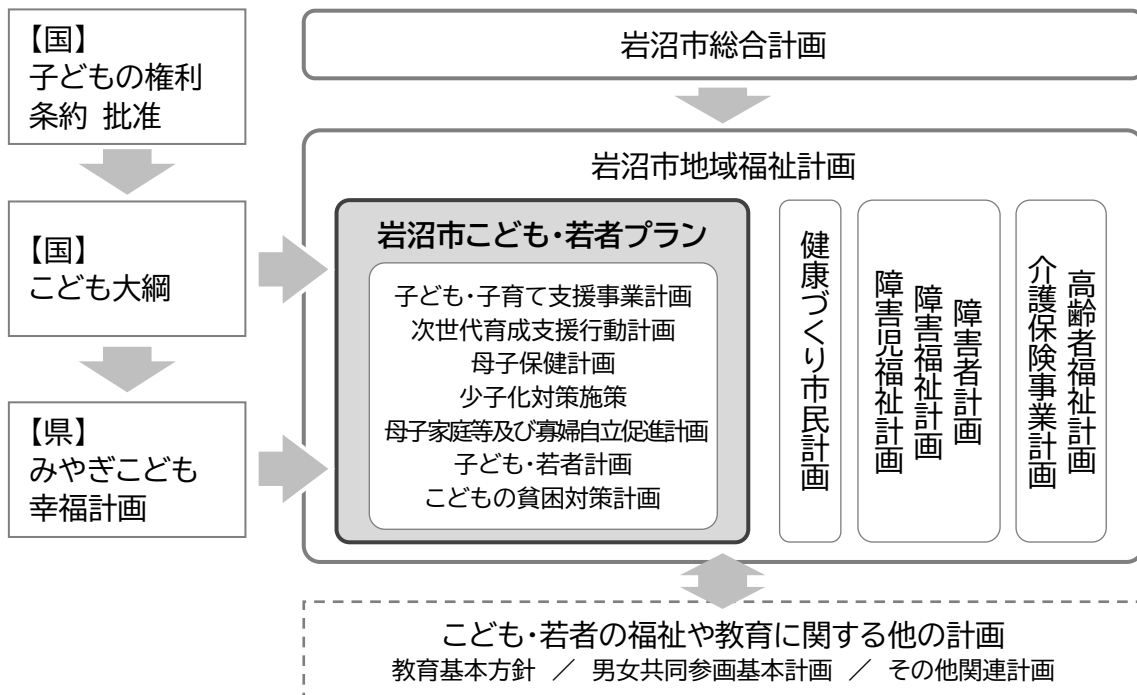
本計画は、こども基本法第 10 条第2項に定める「市町村こども計画」であり、本市におけるこども・若者・子育て支援施策に関する事項を定めるものです。

また本計画は、こども基本法第 10 条第5項に定められているように、次の関連計画を含み一体のものとして策定するとともに、その他の諸計画等、こども・若者の福祉や教育に関する他の計画とも整合を図ります。

### ■包含する計画と根拠法

- ① 市町村子ども・子育て支援事業計画(子ども・子育て支援法第 61 条)
- ② 市町村次世代育成支援行動計画(次世代育成支援対策推進法第8条)
- ③ 市町村母子保健計画(平成 26 年6月 17 日付け雇児発 0617 第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)
- ④ 市町村少子化対策施策(少子化社会対策基本法第4条)
- ⑤ 母子家庭等及び寡婦自立促進計画(母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条)
- ⑥ 市町村子ども・若者計画(子ども・若者育成支援推進法第9条第2項)
- ⑦ 市町村におけるこどもの貧困対策計画(こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 10条第2項)

### ■諸計画の関係



### 3 計画の期間

計画期間は令和8年度から令和11年度までの4年間とします。計画の内容と実際の状況に乖離がある場合は、必要に応じ、中間年を目安として計画の見直しを行うものとします。

	総合計画	地域福祉計画	健康づくり市民計画	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画	次世代育成支援行動計画	子ども・子育て支援事業計画		
平成17年度										
18年度				第1期	第1期		第1期			
19年度										
20年度			第1次		第2期		第2期			
21年度										
22年度				第2期	第3期		第2期			
23年度										
24年度			第2次		第4期		第3期	第1期		
25年度										
26年度	いわぬま未来構想	第1期		第3期	第5期	第1期	第3期	第1期		
27年度										
28年度										
29年度										
30年度										
令和元年度			第2次	第3期	第6期	第2期	第4期	第2期		
2年度										
3年度										
4年度										
5年度										
6年度	岩沼市総合計画 (令和15年度)	第1期	第3次 (令和15年度)	第4期	第7期	第3期	第4期	第2期		
7年度										
8年度										
9年度										
10年度		第2期 (令和17年度)	第3次 (令和15年度)	第4期			子ども・若者プラン	第3期		
11年度										

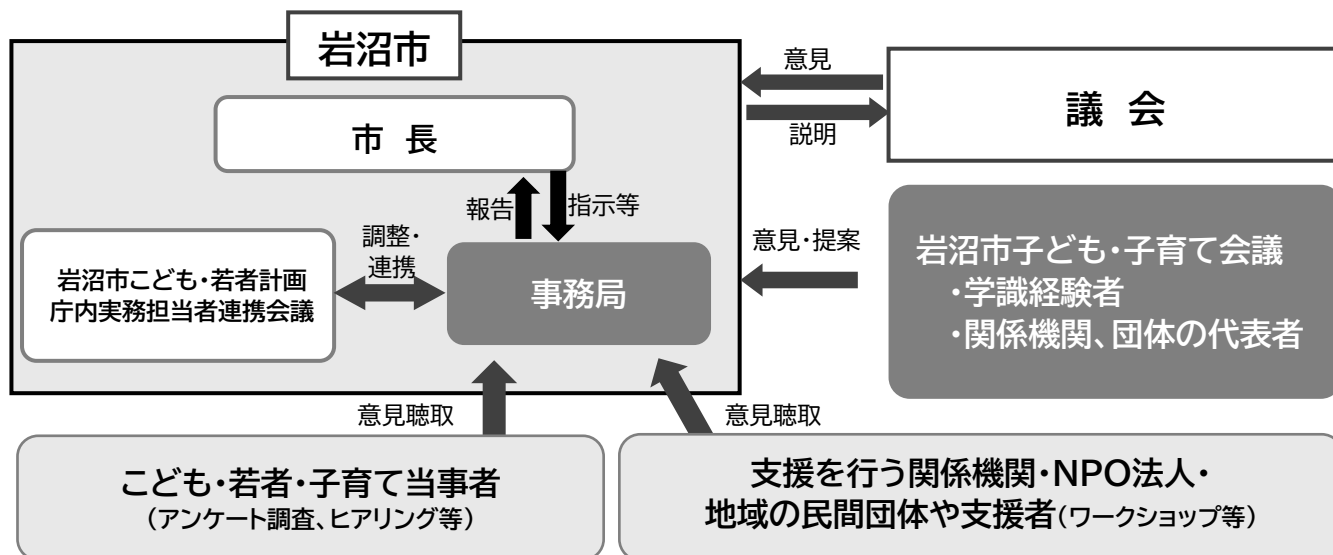
## 4 計画の対象

計画の対象は、こども基本法第2条に基づき、「心身の発達の過程にある者」とします。具体的には、出生前から概ね 39 歳以下のこども・若者及びその家庭を主たる対象とします。また、計画の推進に関しては、市民、保健・医療・福祉・教育・就労支援等の関係機関、民間団体等が連携の対象となります。

## 5 策定体制

こども基本法第11条において、こども・若者・子育て支援施策の策定にあたっては、こども・若者及び子育て当事者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずることとされています。

そのため、本計画の策定にあたっては、こども・若者及び子育て当事者を対象とした各種アンケート調査をはじめ、関係団体及びこども・若者へのヒアリング等の意見聴取の取り組みを実施し、その結果を踏まえながら「岩沼市子ども・子育て会議」にて検討を行い策定しました。





第2章 岩沼市のこども・若者及び子育て世帯を取り巻く状況

## 1 こども・若者・子育て当事者を取り巻く社会潮流

### 少子化・人口減少の加速的進行

所得や雇用への不安等から将来展望が描きづらいことや、子育てしづらい社会環境、子育てと両立しにくい職場環境、子育ての経済的・精神的負担等から、出生数の減少と晩婚化・非婚化が進んでおり、少子化傾向には歯止めがかからず、結果として人口減少も加速化している状況にあります。

### 家族形態・家庭環境の多様化

ひとり親、ステップファミリー(※1)、里親、外国籍等、家族の形態が多様化しています。また、親が疾患や障害を持つ家庭等、家庭環境も多様化しています。

その中で、どのような環境に生まれ育っても、また、心身・社会的にどのような状況にあっても、多様なすべてのこども・若者一人ひとりのニーズに応じた丁寧な支援が重要になってきています。

※1 ステップファミリー：夫婦の一方あるいは双方が、こどもを連れて再婚した時に誕生する家族のこと。

### デジタル社会の進展と情報環境の変化

スマートフォンやSNSを通じた情報取得・人間関係形成が定着していますが、依存や誹謗中傷等の問題が発生しています。

教育現場においてもICT(※2)活用が進む一方で、対面での関係構築力の低下も懸念されています。

※2 ICT：情報(Information)、通信(Communication)、技術(Technology)の略語で、情報を共有・伝達する技術や、それらを活用したサービスやコミュニケーション手法のこと。

### 心の健康や社会的孤立

前述したデジタル社会の進展やコロナ禍による友人とのつながりの希薄化、集団活動や自然体験活動の減少に伴って、こども・若者を取り巻く生きづらさは多様化しており、不登校、ひきこもり、孤独・孤立、若者層の自殺等、心の健康問題が深刻化しています。また、本人だけでなく、家族全体が社会的・心理的に孤立しているケースも存在します。

子育て当事者においても、子育てをめぐる状況の厳しさから、不安、孤立感が高まっています。

### 貧困・格差の存在

貧困はこども・若者及びその家族の幸せな状態を損ね、学習や体験の機会等の教育格差の発生により人生における選択の可能性を制約し、将来にわたって貧困が連鎖してしまうことが懸念されています。

こども・若者の現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることがないように、貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切ることが求められています。

### 地域社会のつながりの希薄化

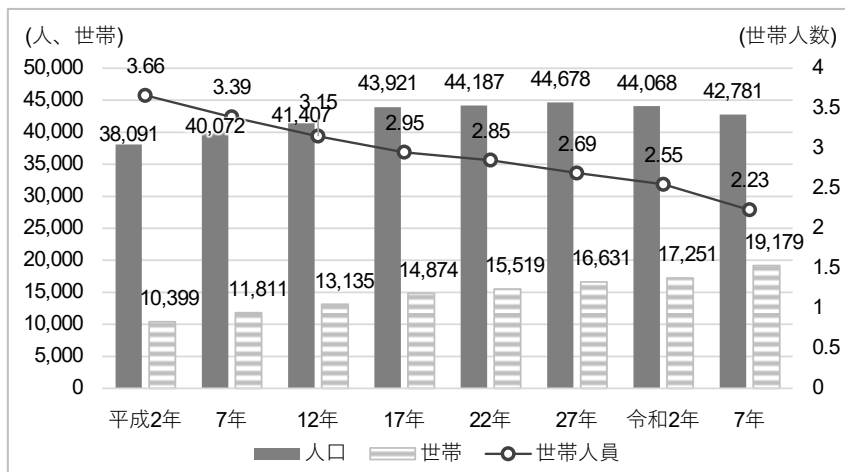
核家族化の進展や地域のつながりの希薄化等家庭をめぐる環境が変化している中で、祖父母や近隣の人から、子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しい状況になっています。

その中で、人と人とのつながりも大事にしつつ、デジタル活用による、新しいつながり方も模索されています。

## 2 人口と世帯の状況

### 岩沼市の人口

東日本大震災後も横ばいで推移していた人口は、令和2年から減少に転じ、令和7年の住民基本台帳では、人口 42,781 人となっています。一方で世帯数は増加し続けており、世帯規模の縮小が進行しています。

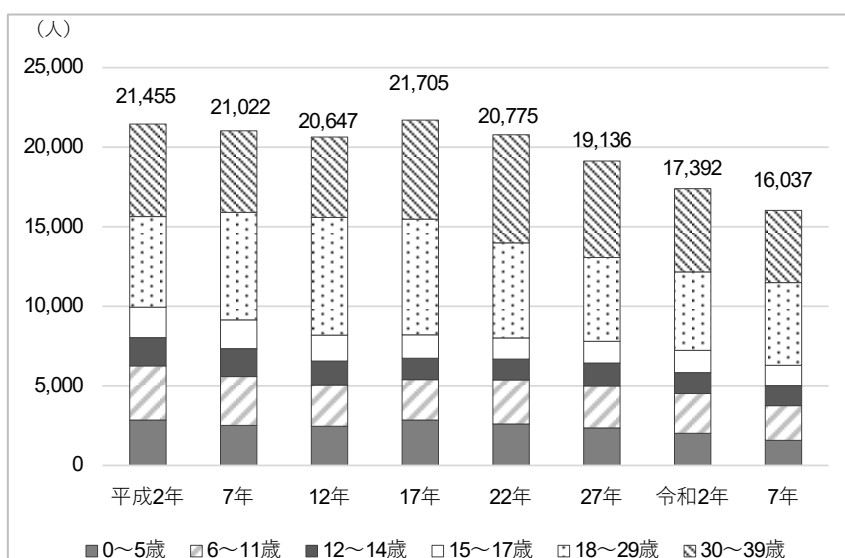


※各年 10 月末現在  
資料：国勢調査(令和2年まで)、住民基本台帳(令和7年)

### こども・若者人口

こども・若者人口(39歳以下人口)は、平成17年から減少傾向にあり、令和7年の住民基本台帳では、人口 16,037 人となっています。

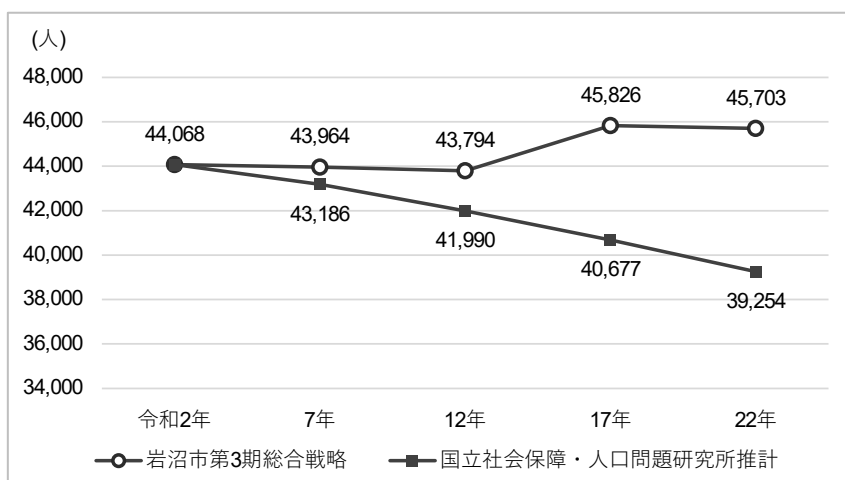
各年齢層の平成2年と令和7年の人口を比較すると、17歳以下の人口が減少しています。



※各年 10 月末現在  
資料：国勢調査(令和2年まで)、住民基本台帳(令和7年)

将来人口推計

国立社会保障・人口問題研究所が令和5年に公表した推計値では、令和2年以降は減少を続け令和22年には40,000人を割り込むと予測されておりますが、岩沼市では地方創生総合戦略において、令和12年を基点として人口減少を抑制し、人口増加を図ることとしています。

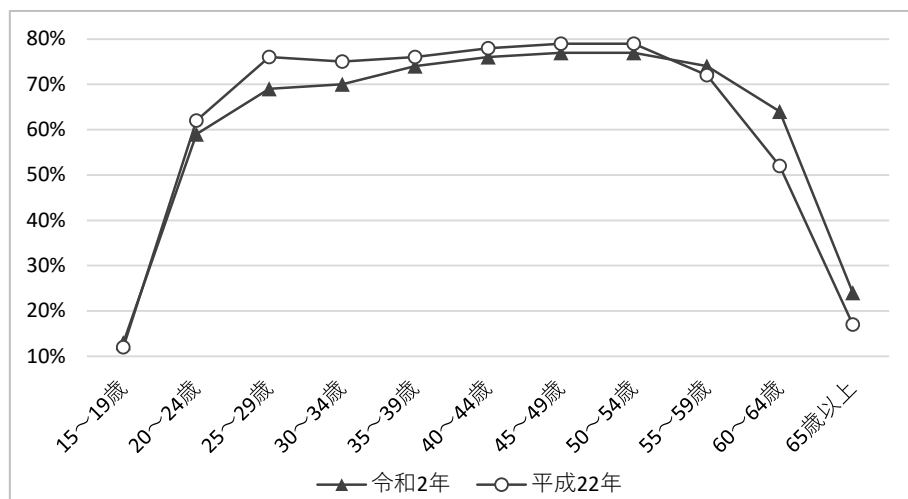


資料：岩沼市地方創生総合戦略

### 3 就労の状況

#### 就労率

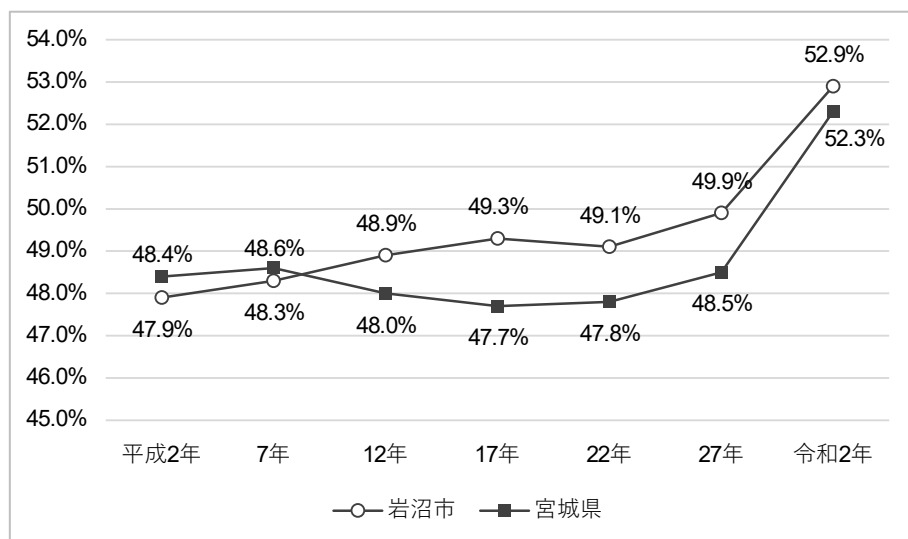
令和2年の15歳以上の各年齢階級別の就労率(就業状態にある人口の割合)を見ると、多くの年代で概ね70%台で推移しています。平成22年と比較すると、60歳以下は多くの年齢階級で就労率が低下しています。



資料: 国勢調査

#### 女性の労働力率

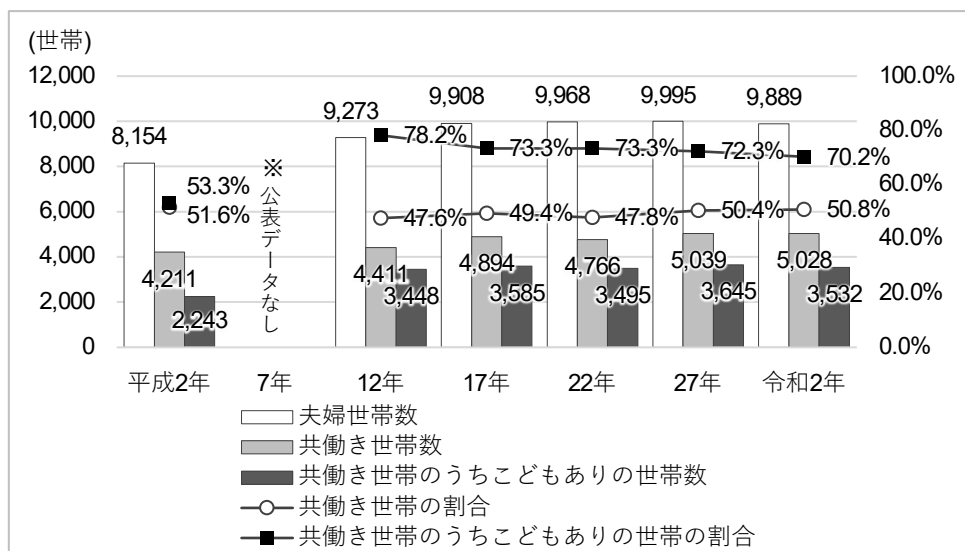
働く意思を持った女性がどの程度いるかを示す労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口の割合)は増加傾向にあり、令和2年では52.9%となっています。



資料: 国勢調査

共働き世帯率

共働き世帯率の推移をみると、夫婦世帯に占める共働き世帯の割合は横ばいですが、  
 子どもがいる共働き世帯の割合は減少傾向にあり、令和2年では70.2%となっています。

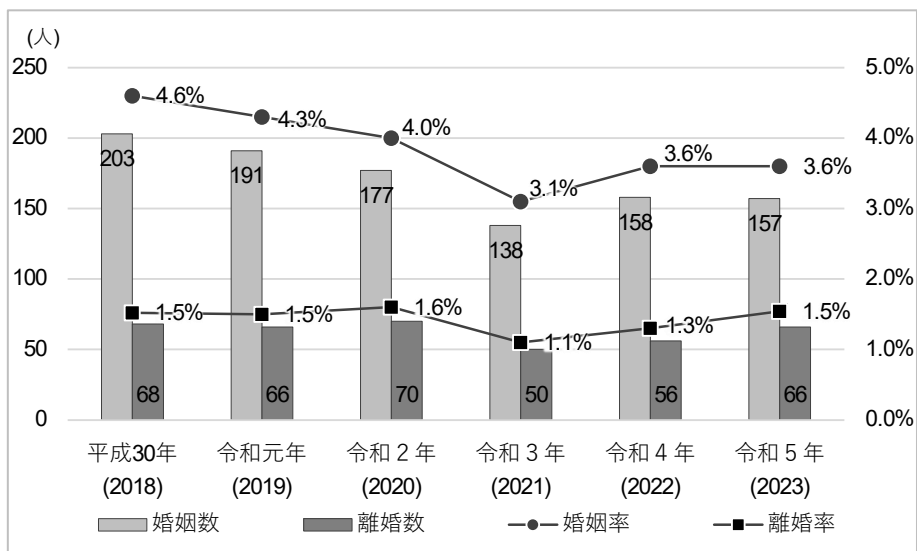


資料：国勢調査

## 4 婚姻・出生の状況

### 婚姻数・婚姻率、離婚数・離婚率

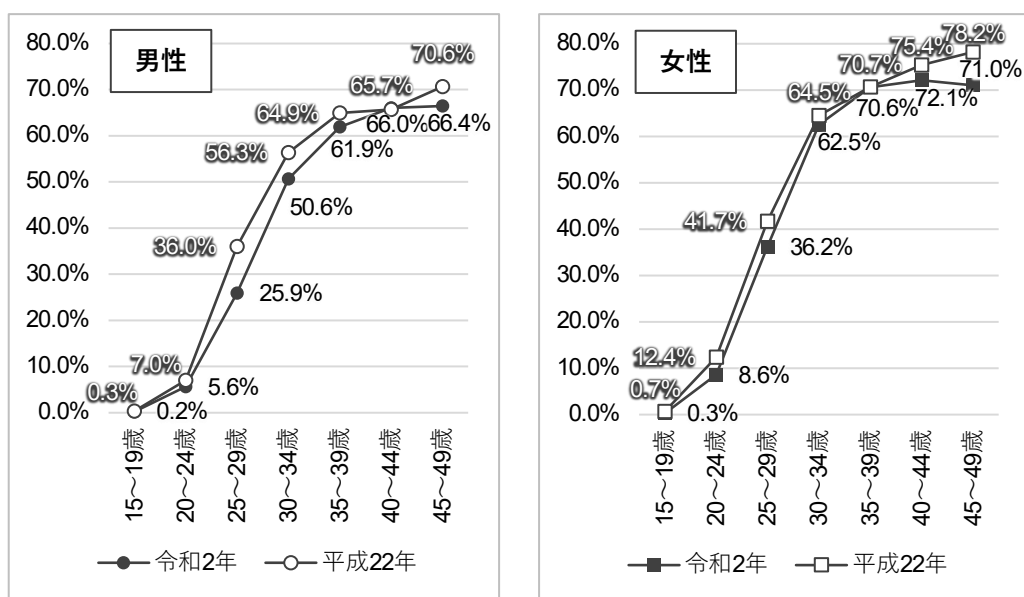
婚姻数及び婚姻率は減少傾向にあります。離婚数及び離婚率は概ね横ばいの状況です。



資料：人口動態統計

### 有配偶率

令和2年の有配偶率(配偶者のいる割合)は、平成22年と比較して男女ともにほぼすべての年代で低下しています。特に男性では25～29歳及び30～34歳、女性では25～29歳、45～49歳で大きく低下しています。

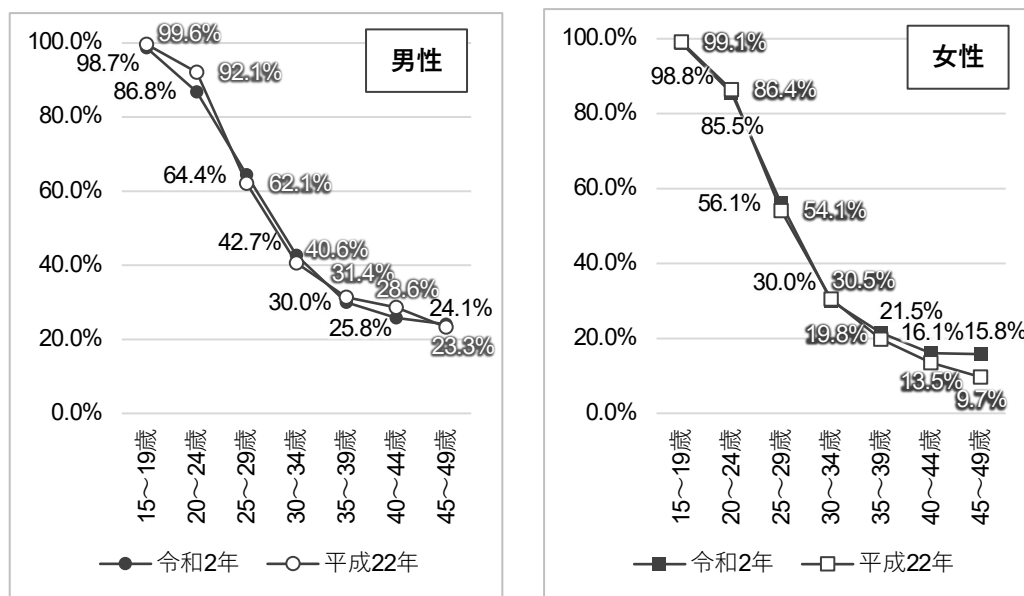


資料：国勢調査

## 第2章 岩沼市のこども・若者及び子育て世帯を取り巻く状況

### 未婚率

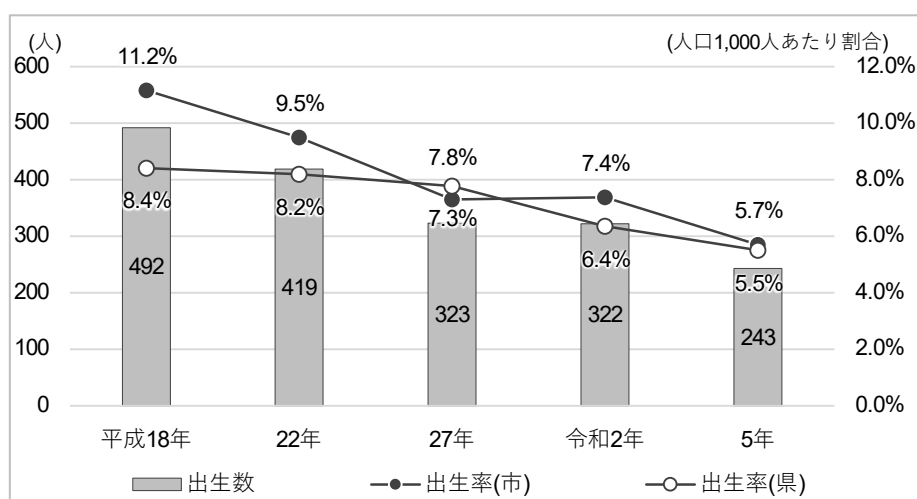
令和2年の未婚率は、平成 22 年と比較して男女ともに大きな変化はありません。男性の未婚率は女性と比較して高く、25 歳以上からは女性と比較して概ね1割高い状況です。



資料：国勢調査

### 出生数・出生率

出生数及び出生率は減少傾向にあります。



資料：人口動態統計

## 5 母子保健の状況

### 乳幼児期の支援ケース状況

支援ケースの実人数は、380 人前後で推移しており、発達に関する支援が多くなっています。

単位：人

	実人数	内 訳							
		発達	言語	情緒	環境 (母子 関係)	自閉 (傾向)	疾病	その他※	虐待 (疑いも 含む)
令和2年度	414	150	54	29	72	34	65	113	35
令和3年度	354	124	43	17	31	31	46	109	36
令和4年度	383	127	51	12	27	34	45	131	31
令和5年度	379	135	49	18	25	37	37	156	28
令和6年度	374	130	49	22	19	34	24	123	32

※その他：ハイリスク妊婦、育児不安、低出生体重児等  
資料：健康増進課「地域保健計画書」

## 6 教育・保育施設の状況

### 保育所(園)

○保育所(園)(2、3号認定の利用定員)及び2、3号認定の入所児童数

各年度3月1日現在 単位：人

番号	設置 区分	施設名	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
			利用 定員	入所 児童数	利用 定員	入所 児童数	利用 定員	入所 児童数	利用 定員	入所 児童数	利用 定員	入所 児童数
1	公立	東保育所	110	92	110	97	110	99	110	99	110	98
2	公立	亀塚保育所(令和3年3月閉所)	60	65	-	-	-	-	-	-	-	-
3	公立	相の原保育所	60	60	60	57	60	54	60	53	60	45
4	公立	西保育所	60	65	60	63	60	61	60	61	60	61
5	私立	岩沼保育園	60	71	60	70	60	71	60	70	60	71
6	私立	竹駒保育園	95	102	95	104	95	102	95	104	95	105
7	私立	岩沼北保育園	90	98	90	99	90	97	90	95	90	95
8	私立	ほのぼの保育園	60	61	60	61	60	60	60	60	60	60
9	私立	岩沼はるかぜ保育園(令和3年3月閉所)	75	77	-	-	-	-	-	-	-	-
10	私立	ひよこ園	36	35	36	35	36	35	36	34	36	33
11	私立	J's 保育園岩沼(令和3年4月開所)	-	-	90	76	90	89	90	89	90	94
12	私立	チアフルこども園	60	69	60	73	60	72	60	70	60	71
13	私立	岩沼はるかぜこども園(令和3年4月開所)	-	-	75	75	75	82	75	83	75	82
14	私立	岩沼西こばと幼稚園・ぶどうの木保育園 (令和3年4月開所)	-	-	90	83	90	86	90	94	90	103
15	私立	ばすてる(令和4年3月閉所)	15	15	15	12	-	-	-	-	-	-
16	私立	ひなたぼっこ子どもの園	19	18	19	19	19	19	19	19	19	20
17	私立	豆の木保育園	19	22	19	22	19	22	19	22	19	22
-	-	合計	819	850	939	946	924	949	924	953	924	963

資料：子ども福祉課

## 第2章 岩沼市の子ども・若者及び子育て世帯を取り巻く状況

### 待機児童数

待機児童数(国定義による)は、減少傾向となっており、令和7年度では0名となっています。

各年度4月1日現在、単位：人

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
11	2	2	4	1	0

※ 国定義による待機とは

保育所等入所を申し込んでいて給付認定を受けているが、入所できず待機となっている児童。ただし次の児童は除く。

- ① 特定の保育所等への入所を希望しているため、空きがあるにもかかわらず他の保育所等への入所を辞退している保護者の児童
- ② 幼稚園、認定こども園の教育部分、認可外保育施設、企業主導型保育施設等の施設を利用している児童

### 幼稚園

幼稚園の認可定員はこの5年間で変更はありません。在園児は年度によって増減はありますが、全体的に減少傾向となっています。なお、岩沼西こぼと幼稚園は令和3年度より、岩沼こぼと幼稚園は令和7年度より、幼保連携型認定こども園へ移行しています。

各年度5月1日現在、単位：人

番号	設置区分	区分	施設名	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
				認可定員	入所児童数	認可定員	入所児童数	認可定員	入所児童数	認可定員	入所児童数	認可定員	入所児童数	認可定員	入所児童数
1	私立	幼稚園	岩沼さくら幼稚園	245	133	245	123	245	121	245	102	245	103	245	92
2	私立	幼稚園	岩沼こぼと幼稚園	200	106	200	80	200	75	200	70	200	73	-	-
3	私立	幼稚園	岩沼西こぼと幼稚園	260	155	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	私立	幼稚園	岩沼南こぼと幼稚園	320	148	320	132	320	141	320	119	320	116	320	99
-	-		合計	1,025	542	765	335	765	337	765	291	765	292	565	191

※ 「在園児童」は市内在住の児童のみ計上

資料：子ども福祉課

## 第2章 岩沼市のこども・若者及び子育て世帯を取り巻く状況

### 放課後児童クラブ利用者数

放課後児童クラブ利用者は共働きの増加や核家族化に伴い利用者数は増加傾向にあり、各児童館(センター)に分室を設置し対応しています。

各年度5月1日現在、単位：人(登録児童数)

番号	放課後児童クラブ名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1	北児童センター 放課後児童クラブ	72	63	46	62	93	86
2	〃 分室すずかけ放課後クラブ	30	28	28	33	30	31
3	〃 分室げんきクラブ	32	30	35	41	38	34
4	南児童館放課後児童クラブ	88	101	67	70	64	71
5	〃 分室みなみっこクラブ	40	40	58	60	59	60
6	東児童館放課後児童クラブ	81	107	77	90	82	93
7	〃 分室ひがしっこクラブ	-	-	30	29	32	30
8	西児童センター 放課後児童クラブ	148	160	170	177	169	163
9	〃 分室にしっこクラブ	25	25	24	24	-	-
10	〃 分室ただいまクラブ	24	23	24	24	-	-
11	〃 分室おかえりクラブ	25	25	25	25	-	-
12	〃 分室ひだまりクラブ	-	-	-	-	89	83
		565	602	584	635	656	651

資料：子ども福祉課

- ※ No.7 東児童館分室ひがしっこクラブは令和4年度より新設しています。
- ※ No.9～11 西児童センター分室にしっこクラブ、ただいまクラブ、おかえりクラブは令和5年度末に廃止し、No.12 分室ひだまりクラブを新設の上、集約化しています。

### 児童・生徒数の推移

総人口やこども・若者人口(39歳以下人口)の減少に伴い、児童数・生徒数も減少傾向にあります。

各年度5月1日現在、単位：人(登録児童数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
小学校児童数	2,516	2,501	2,423	2,331	2,302	2,207
中学校生徒数	1,324	1,315	1,308	1,250	1,205	1,213

資料：教育委員会教育要覧

## 第2章 岩沼市のこども・若者及び子育て世帯を取り巻く状況

### スクールソーシャルワーカー数・スクールカウンセラー数

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを小中学校で1名配置し、児童生徒の生活上の困りごとを関係機関と連絡調整を行いながら解決しています。

また、心の専門家としてスクールカウンセラーを小中学校で7名配置し、児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能の充実を図っています。

単位：人

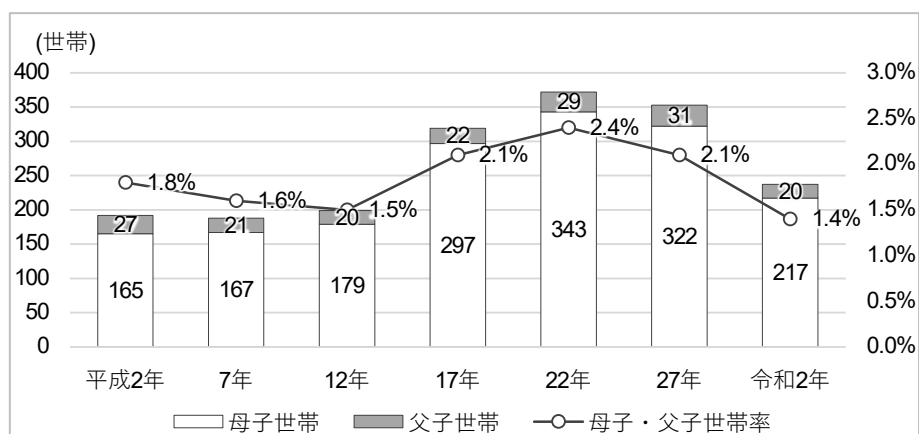
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
スクールソーシャルワーカー数				
小学校	1	1	1	1
中学校				
スクールカウンセラー数				
小学校	7	7	7	7
中学校				

資料：学校教育課

## 7 支援を要するこども・子育て家庭の状況

### ひとり親世帯

令和2年の母子世帯は 217 世帯、父子世帯は 20 世帯となっています。母子世帯と父子世帯が全世帯に占める割合は減少しており、令和2年は 1.4%となっています。



資料：国勢調査

### 児童扶養手当受給者数

児童扶養手当受給者数は、減少傾向となっています。

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受給者数	350	335	321	318	308
対象児童数	542	545	493	493	478

資料：子ども福祉課

※ 児童扶養手当は、ひとり親家庭の生活安定と自立促進に寄与するため、18歳以下のこども(一定の障害を持つこどもは20歳未満)を監護・養育している方に支給するもの。

### 就学援助受給児童生徒数

経済的な理由等により就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対する就学援助の受給数及び受給率は概ね横ばいであり、令和6年度の受給率は児童で10.3%、生徒で11.3%となっています。

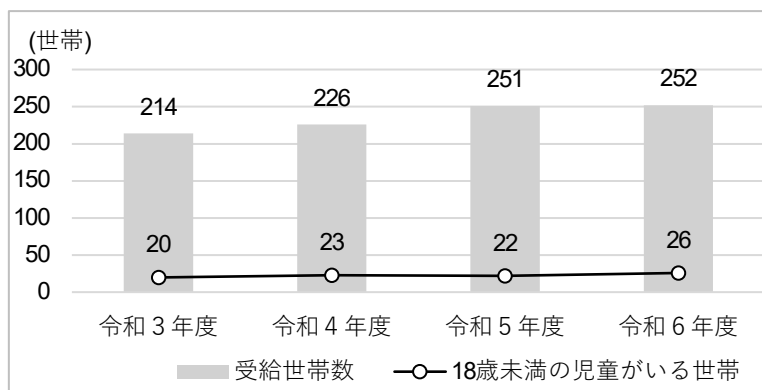
各年度3月末現在、単位：人、%

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	就学援助受給児童数	247	243	225	236
	就学援助受給率	9.9	10.0	9.7	10.3
中学校	就学援助受給生徒数	182	165	145	137
	就学援助受給率	13.8	12.6	11.6	11.3

資料：学校教育課

生活保護受給世帯

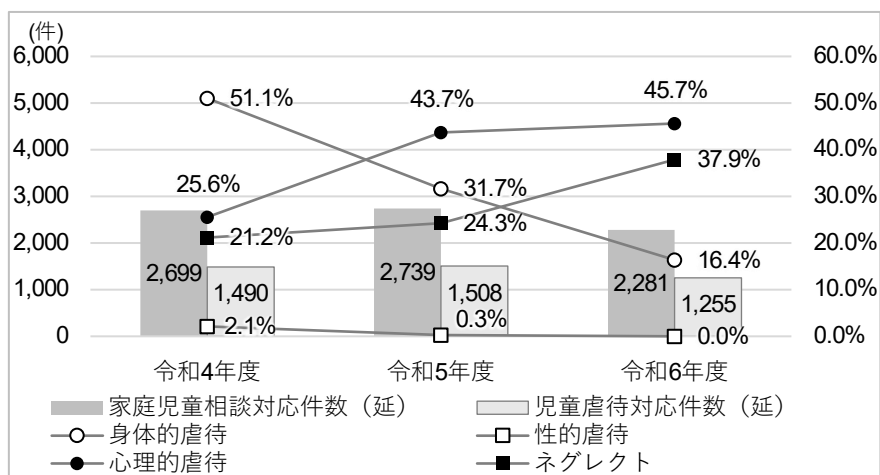
令和6年の生活保護受給世帯は252世帯、うち18歳未満の児童がいる世帯は26世帯となっています。



※各年3月1日現在  
資料:社会福祉課

虐待相談対応件数

家庭児童相談対応件数及び児童虐待対応件数は減少傾向にあります。児童虐待対応の種類別割合は、身体的虐待が減少している一方、心理的虐待、ネグレクト(※)が増加しています。



資料:こども家庭センター

※ネグレクト:保護者としての監護を著しく怠ること。(子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による虐待行為の放置等)

## 第2章 岩沼市のこども・若者及び子育て世帯を取り巻く状況

### 発達障害の状況

発達障害とは、発達障害者支援法において「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されています。

発達障害のある(疑いも含む)未就学児は 150 人程度で推移しており令和6年は 152 人となっています。

単位：人

	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
発達障害のある(疑いも含む) 未就学児(0～6 歳) (※各年 1 月～12 月実績)	156	165	153	168	142	148	159	152

資料：こども家庭センター

### 保育施設等における障害児数

保育施設等における障害児在籍数は、令和6年で保育施設(※)が 20 人、母子通園施設が 14 人、計 34 人と増加傾向となっています。

単位：人

	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
保育施設	10	11	14	20
母子通園施設	13	11	18	14
計	23	22	32	34

(各年4月1日現在)

資料：子ども福祉課

※保育施設：公立保育所、私立保育園、私立幼保連携型認定こども園

## 第2章 岩沼市のこども・若者及び子育て世帯を取り巻く状況

### 特別支援学級・特別支援学校在籍児童生徒数

特別支援学級在籍数及び通級による指導を受けている児童生徒数は、令和6年で小学生が80人、中学生が39人、計119人となっています。

特別支援学校に在籍している児童生徒数は、令和6年で小学生が19人、中学生が15人、計34人となっています。

各年5月1日現在、単位：人

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
特別支援学級児童生徒数	小学校	70	75	75	80
	中学校	37	41	45	39

資料：教育委員会

5月1日現在、単位：人

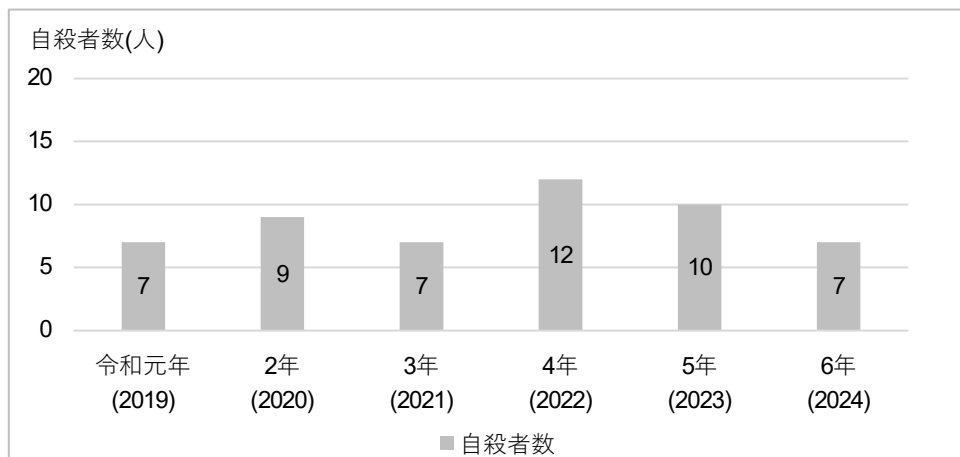
令和6年度	小学校	中学校	計
特別支援学校障害別在籍者数	19	15	34
知的障害	16	11	27
病弱	0	1	1
肢体不自由	3	1	4
聴覚障害	0	1	1
視覚障害	0	1	1

資料：教育委員会

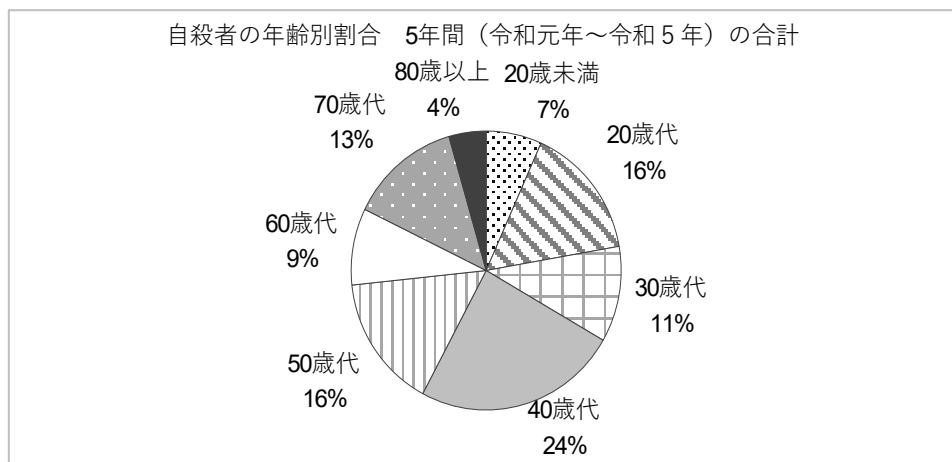
自殺者数

毎年10名前後の自殺者が存在しています。

また、過去5年間の自殺者の年齢別割合をみると、40歳代が最も多く、働き世代である20歳代～50歳代の自殺者数が約7割を占めています。また、20歳未満の自殺者数も、1割弱いることが分かります。



資料：厚生労働省の地域における自殺の基礎資料より岩沼市が作成



資料：厚生労働省の地域における自殺の基礎資料より岩沼市が作成

## 8 岩沼市の強み -独自の施策と地域力-

### こども・子育て支援パッケージ

本市では、子育て世代の転入・定住を図ることを目的に、経済的負担や共働き世帯の育児負担を軽くするため「こども・子育て支援パッケージ」を展開しています。

#### ■こども・子育て支援パッケージの主な内容

- ① 第2子以降の保育料無償化
- ② 3歳以上児への米飯無償提供
- ③ 長期休業期間の放課後児童クラブでの弁当提供
- ④ おむつ“あんしん”お届け隊(生後3か月から満1歳に到達するまでの乳児を育てる家庭におむつ等を配布)

### 子育て支援センターの設置

4つの小学校圏域ごとに子育て支援センターを設置し、相談しやすい体制づくりを推進しています。また、令和7年4月1日から子育て支援センター3か所を「岩沼市地域子育て相談機関」とし、妊産婦、0歳から18歳までのこどもとその家族の相談に応じられる体制を構築しています。

### 地域での支え合いの状況

#### 住民意識

地域福祉計画策定に伴う住民アンケート調査(令和6年9～10月実施)では、「地域や近隣の方との親しい付き合いがある 44.3%」「地域にはいざというときに助け合う気風がある 48.4%」という結果であり、地域におけるつながりの希薄化は進んでいるものの、近隣とのつながりや、地域で助け合う気風が地域に根ざし、大切にされていることが分かります。

#### こども食堂

市内には5つのこども食堂があります。(令和7年12月末現在) 個々の団体が独自の取り組みをするだけでなく、互いにつながりを持ち、助け合いながら活動を継続しています。

岩沼市子育て短期支援事業

保護者の疾病や育児疲れ等で、児童の養育が一時的に困難になった際利用できる「岩沼市子育て短期支援事業」は、市内の6世帯の里親に委託し実施しています。委託先の里親の数は、同事業を実施している他市町よりも多く、血縁を越えてこどもを育む意識を持つ市民がいることが分かります。

支援を要するこども・子育て家庭への支援に関する民間との協働

困窮世帯への学習支援、こどもの居場所支援、ひきこもり支援、子ども・若者総合相談を担う特定非営利活動法人と協働し、柔軟な、かつ切れ目のない支援を実施しています。

9 各種調査からみる現状

(1) 調査の概要

本計画の策定にあたり、本市のこども・若者、子育て家庭の生活状況や意識、取り巻く環境等を把握するため、下表のとおり、アンケート調査やワークショップ、ヒアリングを行いました。

実施内容	対象者	回答方法	実施時期	調査数／参加者数	回収数	回答率
アンケート調査	18～39 歳	郵送・web	R6.11.30 ～12.23	2,000	426	21.3%
	15～17 歳	〃		1,331	362	27.2%
	小学5年生児童	学校による配布・回収		393	303	77.1%
	小学5年生児童保護者	〃		405	360	88.9%
	中学2年生生徒	〃				
	中学2年生生徒保護者	〃				
小中高児童・生徒 定性調査	小学生	オンライン ミーティング	R7.3.3	14	—	—
	中学生	〃	R7.2.28	12	—	—
	高校生	ワークショップ	R7.1.31	10	—	—
悩みや課題を抱える こども・若者の意見聴 取	小学5～6年生児童	〃	R7.1.29	3	—	—
	中学3年生生徒、若者	〃	R7.1.29	3	—	—
支援者等の意見聴取	市内関係機関	〃	R6.10.30	23	—	—
	庁内関係部署実務担当者	〃	R6.10.11	17	—	—
			R6.11.15	17		
			R7.8.6	17		

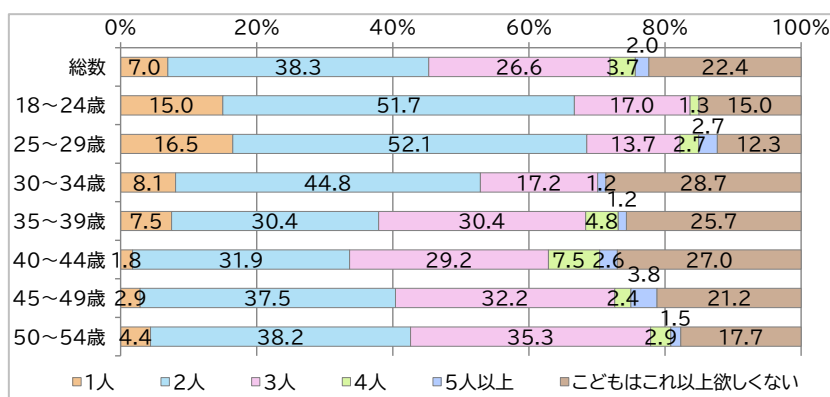
(2)調査結果

① 妊娠・出産期に係る現状

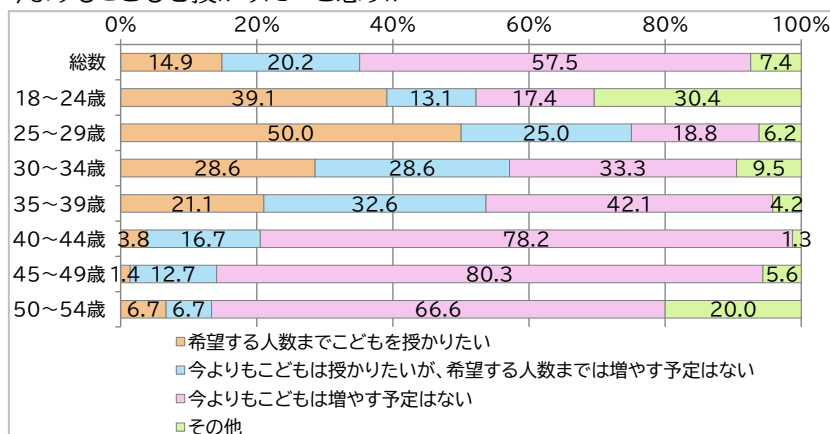
理想のこどもの人数

年代別でみると、18～29歳では「2人」と回答した割合が全体よりも高くなっています。今よりも子どもを授かりたいと回答した割合は、18～24歳で52.2%、25～29歳で75.0%、30～34歳で57.2%、35～39歳で53.7%存在しています。

理想のこどもの人数



今よりも子どもを授かりたいと思うか

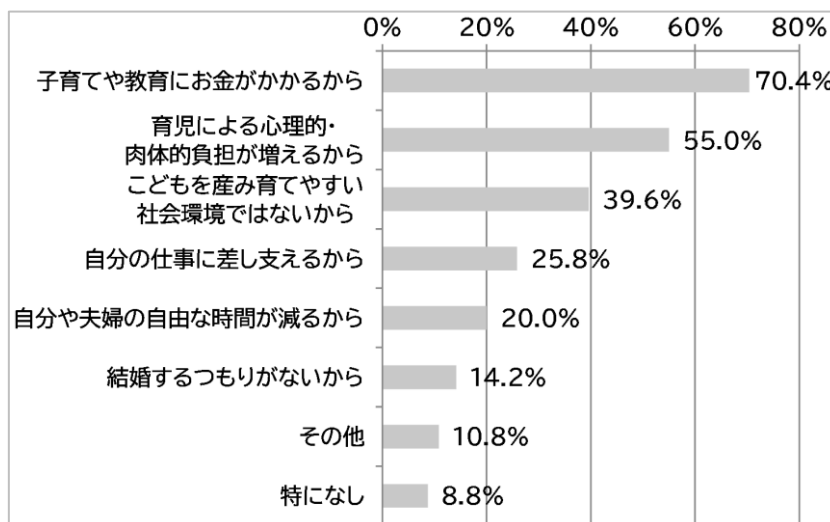


こどもがほしくない・増やせない理由

「こどもはこれ以上ほしくない」と思う理由としては、金銭的・精神的・肉体的負担が多く挙げられています。

「こどもの人数を増やせない理由」では、25～34歳で「働きながら子育てできる職場環境がない」「保育サービスが整っていない」を挙げる割合が高くなっています。

「こどもはこれ以上ほしくない」と思う理由



「こどもの人数を増やせない」理由

単位:%

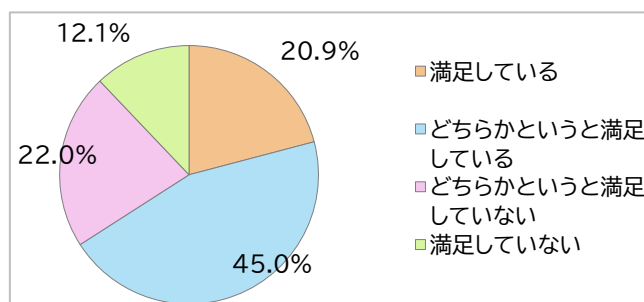
	回答数	子育てや教育にお金がかかるから	自分または配偶者が高年齢だから	働きながら子育てできる職場環境がないから	これ以上、育児の心理的・肉体的負担に耐えられないから	こどもがのびのび育つ社会環境ではないから	健康上の理由から	ほしいけれども妊娠しないから	配偶者や家族の家事・育児への協力が得られないから	末子が生計を支える者の定年退職までに成人してほしいから	保育サービスが整っていないから	その他	特になし
総数	255人	66	51	27	24	14	14	12	11	11	9	6	4
18～24歳	7人	71	14	29	43	29	0	14	0	0	0	0	14
25～29歳	7人	86	29	57	57	29	0	29	0	43	0	0	0
30～34歳	13人	69	8	54	23	8	8	8	8	0	31	15	8
35～39歳	71人	72	27	34	24	20	15	13	13	10	11	8	4
40～44歳	70人	77	57	24	27	13	7	7	16	10	6	7	3
45～49歳	66人	55	76	23	20	9	20	17	6	21	6	3	0
50～54歳	20人	35	80	5	10	0	15	15	10	0	0	0	5
55～59歳	1人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100

妊娠・出産期に経験した支援・サービスの満足度

約7割(65.9%)が「満足している」「どちらかという満足している」と回答した一方で、約3割(34.1%)が「どちらかという満足していない」「満足していない」と回答しています。

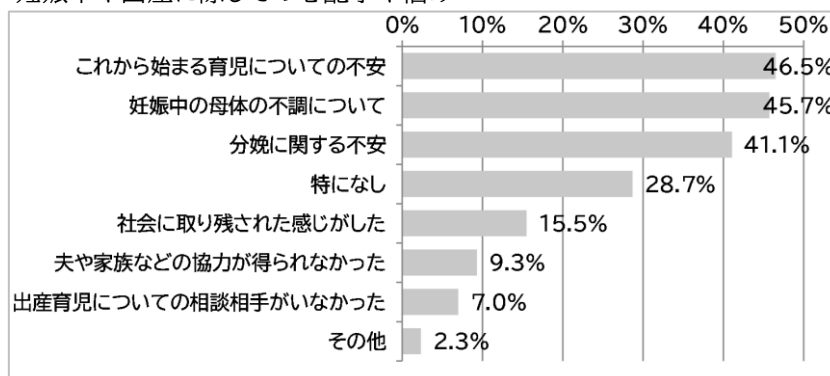
妊娠中や出産に際しては、妊娠・出産期の支援やサービスの満足度に関わらず「妊娠中の母体の不調」や「分娩に関する不安」「育児に対する不安」が多く挙げられています。

妊娠・出産期に経験した支援・サービスの満足度



※選択肢「わからない」を除いて集計

妊娠中や出産に際しての心配事や悩み



その他:「出産・小児医療に係る費用」や「施設の充実」

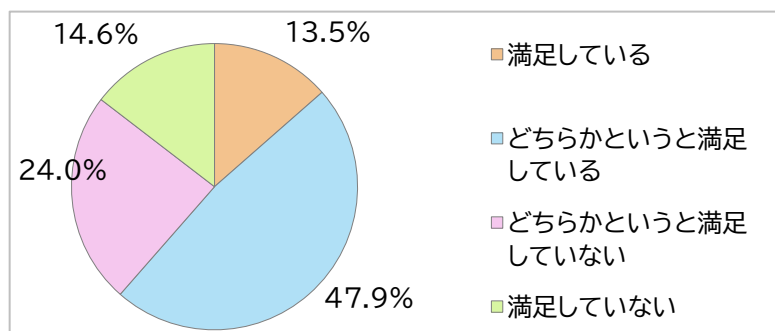
## ② 就学前に係る現状

### 産後～幼児期(就学前)に経験した支援・サービスの満足度

約6割(61.4%)が「満足している」「どちらかという満足している」と回答した一方で、約4割(38.6%)が「どちらかという満足していない」「満足していない」と回答しています。

未就学児を養育する世帯は、「こどもの健康」や「育児の経済的負担」「子育て方法」「こどもの遊び場がないこと」に悩んでいる割合がその他の世帯と比較して多くなっています。

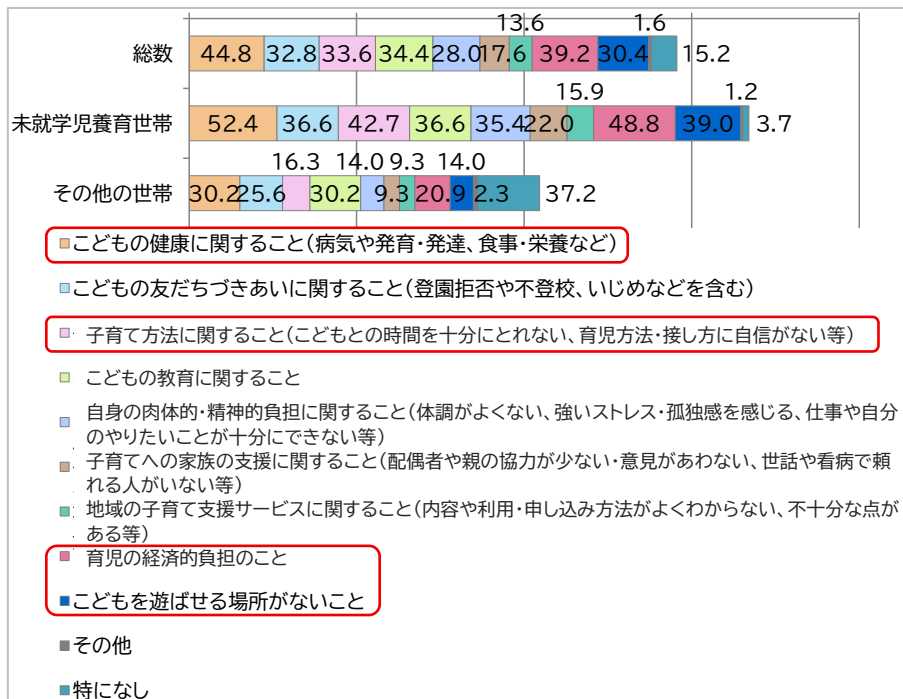
産後～幼児期(就学前)に経験した支援・サービスの満足度



※選択肢「わからない」を除いて集計

### 子育てに関する日常の悩みや気になること

単位:%



### 市内関係機関からみた就学前のこども・子育て当事者の現状

「家庭での困り事を抱え込んでしまっている保護者への支援」「朝食を食べないまま保育所(園)等に登園する子がいる」が課題として挙げられました。

### ③ 就学後に係る現状

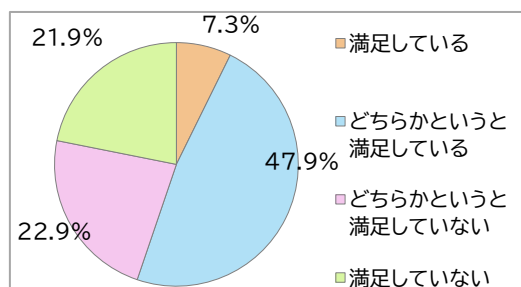
#### ア) 保護者の現状

##### 就学後に経験した支援・サービスの満足度

約6割(55.2%)が「満足している」「どちらかという満足している」と回答した一方で、約4割(44.8%)が「どちらかという満足していない」「満足していない」と回答しています。

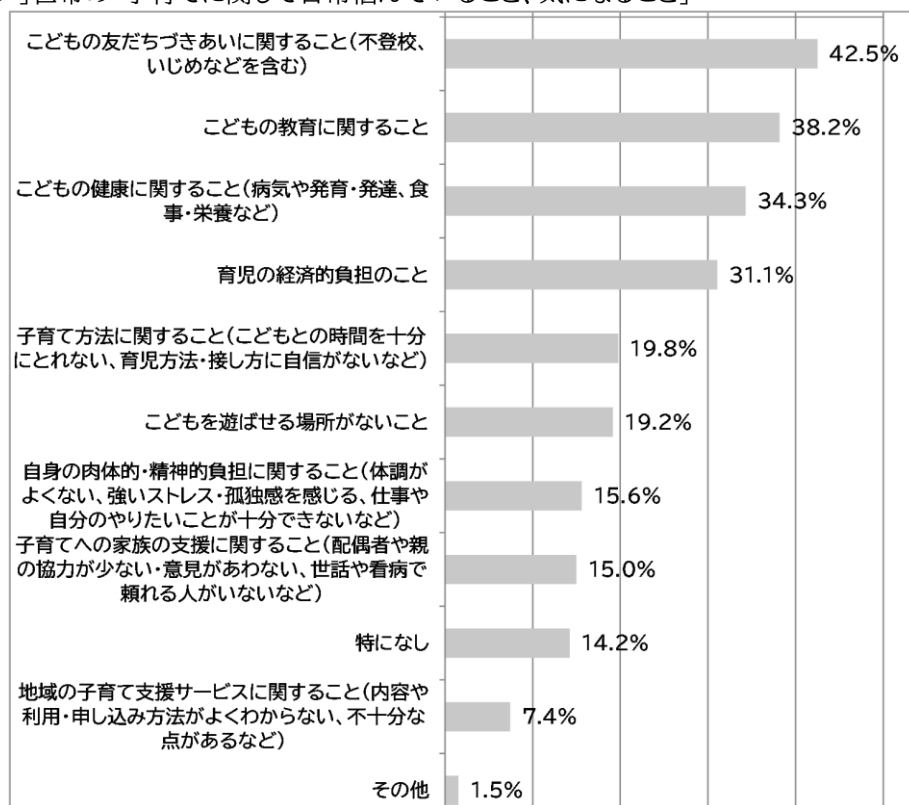
「どちらかという満足していない」「満足していない」と回答した保護者は、「こどもの友だちづきあい」や「教育」「健康に関すること」「育児の経済的負担」に関して悩んでいると回答する割合が多くなっています。

就学後に経験した支援・サービスの満足度



※選択肢「わからない」を除いて集計

就学後に経験した支援・サービスについて「どちらかという満足していない」「満足していない」世帯の「子育てに関して日常悩んでいること、気になること」

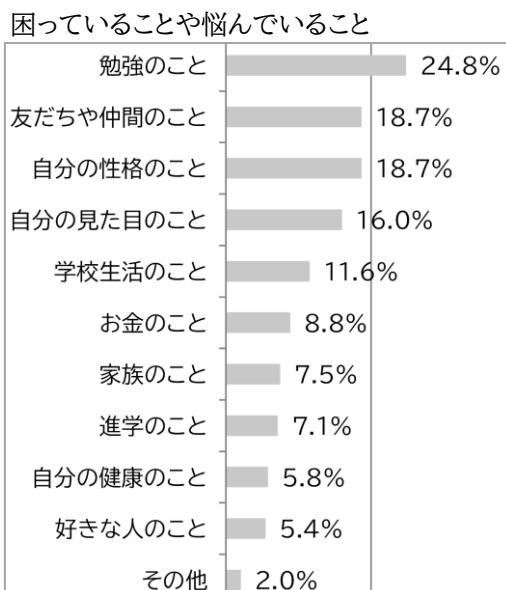


## イ)小学生の現状

### 現在困っていることや悩んでいること

「特になし」を除くと、「勉強のこと」「友だちや仲間のこと」が多くなっています。

最近の生活の満足度の低い児童は、「家族」「性格」「見た目」等、家庭や自身の特徴に関して悩んでいる割合も高くなっています。



※「特になし」は 50.7%

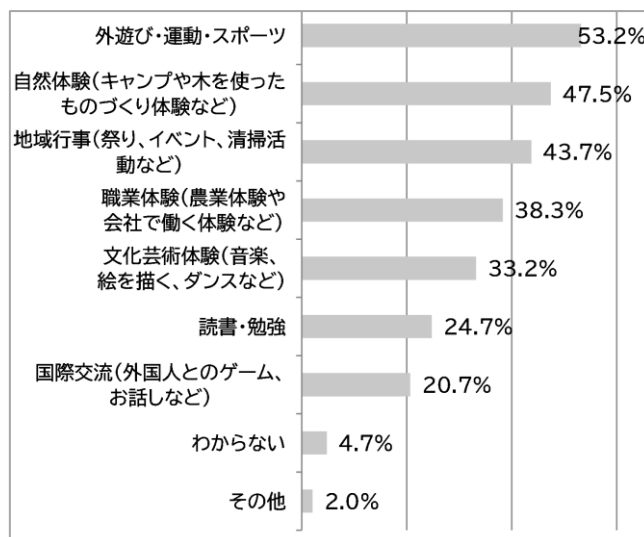
### 生活の満足度別 困っていることや悩んでいること

単位:%

生活の満足度	回答数	勉強のこと	進学のこと	学校生活のこと	家族のこと	友だちや仲間のこと	好きな人のこと	お金のこと	自分の性格のこと	自分の健康のこと	自分の見た目のこと	その他	特になし
総数	294 人	24.8	7.1	11.6	7.5	18.7	5.4	8.8	18.7	5.8	16	2	50.7
0 全く満足していない	0 人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1	5 人	40.0	20.0	80.0	40.0	60.0	40.0	20.0	60.0	20.0	40.0	0	20.0
2	5 人	60.0	0	80.0	20.0	60.0	0	40.0	40.0	20.0	60.0	20.0	0
3	7 人	28.6	14.3	28.6	14.3	57.1	14.3	0	42.9	14.3	42.9	0	14.3
4	19 人	47.4	15.8	15.8	21.1	15.8	5.3	10.5	36.8	5.3	31.6	15.8	21.1
5	23 人	43.5	8.7	17.4	8.7	30.4	8.7	21.7	30.4	13	34.8	0	34.8
6	23 人	34.8	13	13	8.7	17.4	8.7	8.7	21.7	4.3	8.7	4.3	43.5
7	38 人	21.1	2.6	13.2	7.9	23.7	2.6	15.8	28.9	5.3	13.2	0	42.1
8	58 人	22.4	8.6	6.9	5.2	19	6.9	8.6	12.1	8.6	17.2	1.7	46.6
9	38 人	7.9	2.6	2.6	5.3	5.3	2.6	2.6	7.9	0	2.6	0	73.7
10 十分に満足している	78 人	19.2	5.1	5.1	2.6	11.5	2.6	2.6	9	2.6	9	0	69.2

あったらよいと思う遊びや体験の場

「外遊び・運動・スポーツ」「自然体験(キャンプや木を使ったものづくり体験等)」「地域行事(祭り、イベント、清掃活動等)」が求められています。



学校生活での悩みや不安を学校に相談することについて(自由回答)

主な意見として「相談後の人間関係が心配」「先生に安心して相談できない・話づらい」「他人には相談しづらい(はずかしい)」が挙げられています。

周りの大人に言いたいこと(自由回答)

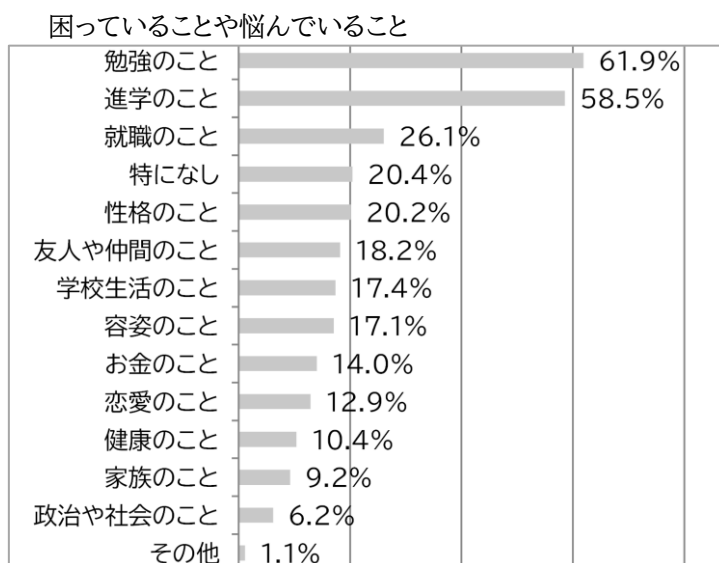
主な意見として「先生への意見(平等に接してほしい、きちんと話を聞いてほしい、理不尽に怒らないでほしい 等)」「遊び場の充実(サッカー、遊具 等)」「家族への意見(遊んでほしい、話を聞いてほしい)」が挙げられています。

## ウ)中学生の現状

### 現在困っていることや悩んでいること

「勉強のこと」が61.9%と最も多く、次いで「進学のこと」が多くなっています。

最近の生活の満足度の低い生徒は、「学校生活」「友人・仲間」「性格」「容姿」等、学校生活や自身の特徴に関して悩んでいる割合も高くなっています。



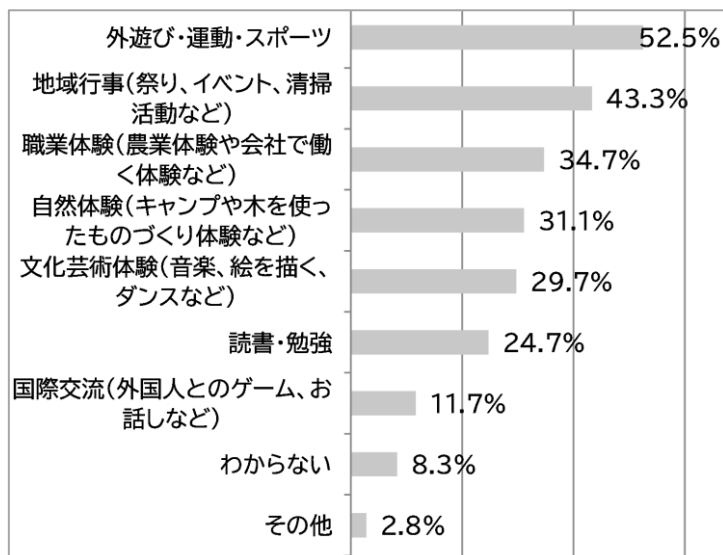
### 生活の満足度別 困っていることや悩んでいること

単位:%

生活の満足度	回答数	勉強のこと	進学のこと	就職のこと	学校生活のこと	家族のこと	友人や仲間のこと	恋愛のこと	お金のこと	政治や社会のこと	性格のこと	健康のこと	容姿のこと	その他	特になし
総数	357人	62.0	58.9	26.2	17.5	9.3	18.3	13.0	14.1	6.2	20.3	10.4	17.2	1.1	20.3
0 全く満足していない	2人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1	4人	75.0	100	25.0	75.0	25.0	50.0	25.0	0	0	25.0	0	50.0	0	0
2	7人	85.7	85.7	28.6	85.7	57.1	57.1	0	28.6	42.9	100	28.6	57.1	0	0
3	18人	72.2	72.2	50.0	44.4	11.1	33.3	16.7	11.1	5.6	33.3	16.7	11.1	0	5.6
4	16人	68.8	75.0	25.0	43.8	12.5	43.8	18.8	12.5	0	62.5	0	31.3	0	6.3
5	55人	69.1	63.6	38.2	27.3	12.7	23.6	7.3	16.4	3.6	32.7	16.4	25.5	3.6	16.4
6	37人	64.9	62.2	21.6	10.8	5.4	10.8	18.9	13.5	2.7	21.6	2.7	18.9	0	16.2
7	55人	65.5	60.0	27.3	12.7	7.3	18.2	14.5	16.4	9.1	10.9	7.3	16.4	1.8	21.8
8	72人	61.1	51.4	19.4	8.3	5.6	11.1	8.3	18.1	9.7	12.5	13.9	13.9	1.4	23.6
9	47人	57.4	59.6	19.1	6.4	8.5	14.9	17	12.8	6.4	8.5	12.8	10.6	0	21.3
10 十分に満足している	42人	42.9	42.9	23.8	7.1	2.4	9.5	11.9	4.8	0	7.1	4.8	7.1	0	38.1

あったらよいと思う遊びや体験の場

「外遊び・運動・スポーツ」「地域行事」「職業体験」「自然体験」が求められています。



学校生活での悩みや不安を学校に相談することについて(自由回答)

主な意見として「相談しても解決しない・きちんと話を聞いてくれない」「先生には相談しづらい」が挙げられています。

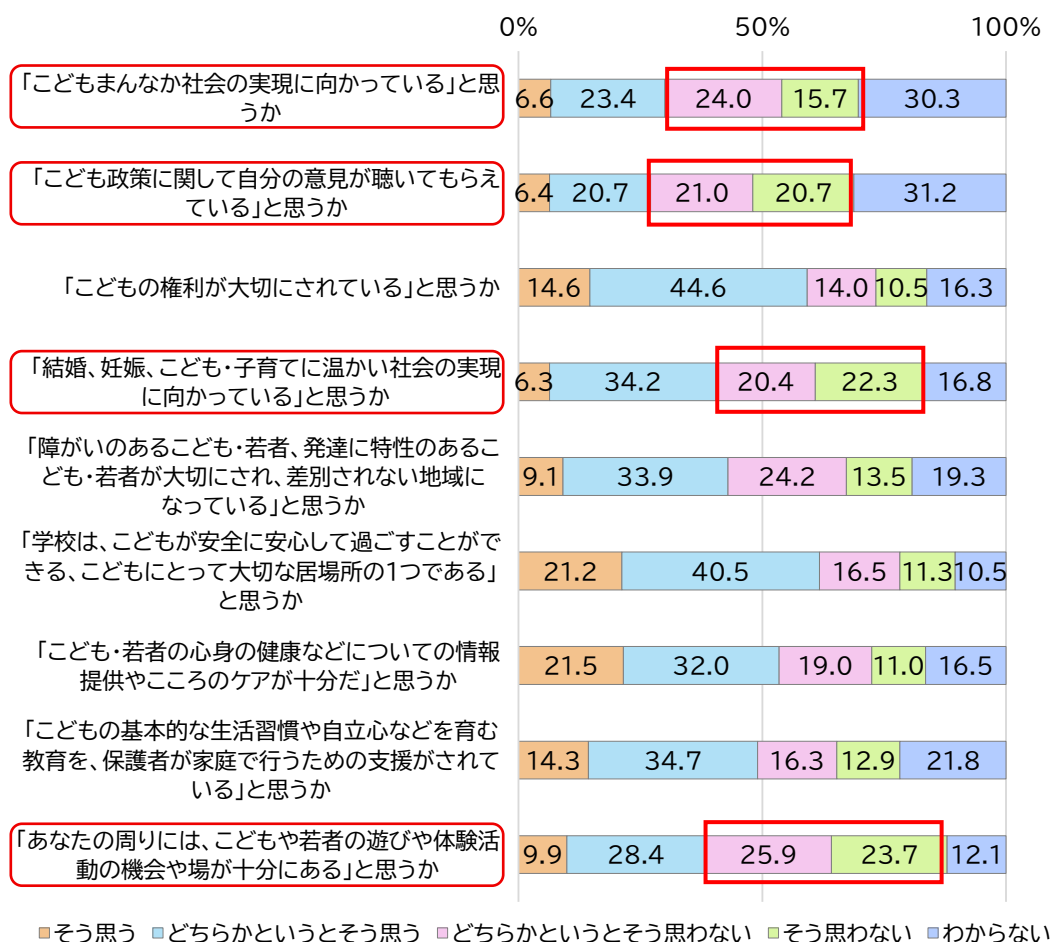
こどものために岩沼市に取り組んでほしいことや困っていること(自由回答)

主な意見として「部活時間が短い」「遊び場の充実(商業施設、遊具 等)」「街灯の充実」「スポーツ施設の充実」が挙げられています。

## 工) 高校生の現状

### 子どもまんなか社会に向けた意識

「子どもまんなか社会の実現に向かって」「子どもや若者の遊びや体験活動の場が十分にある」「結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会の実現に向かって」「子ども政策に関して自分の意見が聴いてもらえている」といった項目は、「どちらかというと思わない」「そう思わない」と回答した割合が高くなっています。

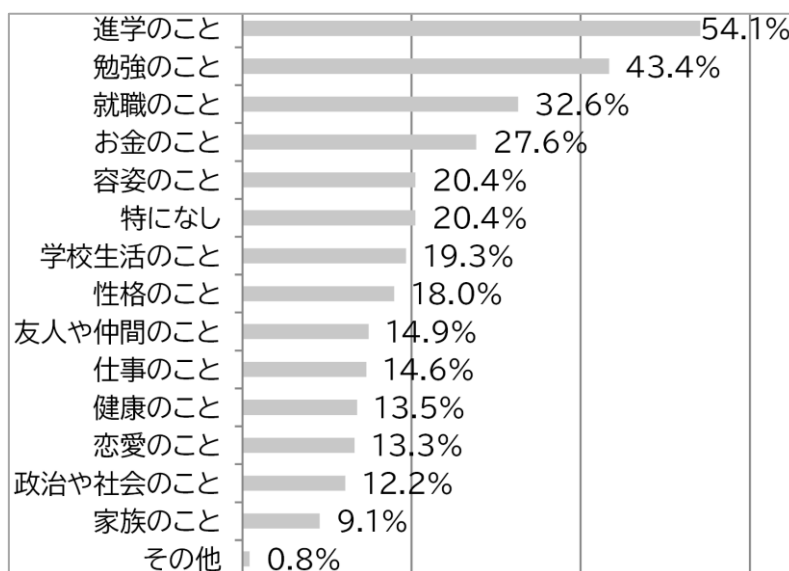


現在困っていることや悩んでいること

「進学のこと」「勉強のこと」「就職のこと」が多くなっています。

最近の生活の満足度の低い高校生は、「学校生活」「性格」「容姿」等、社会生活や自身の特徴に関して悩んでいる割合も高くなっています。

困っていることや悩んでいること



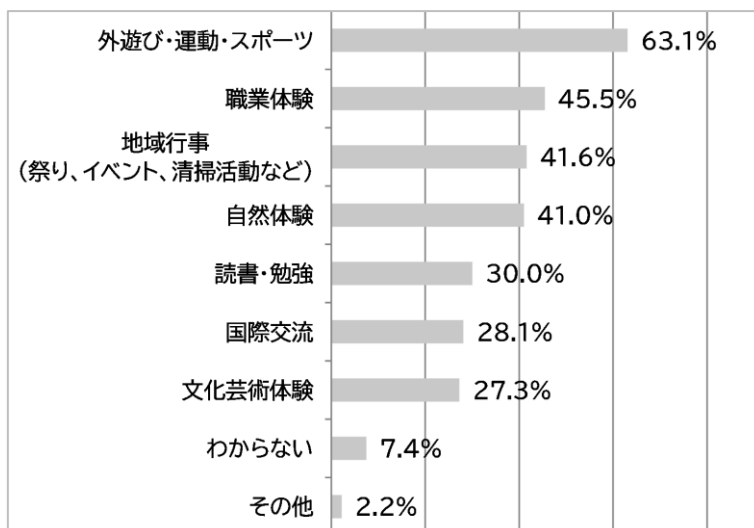
生活の満足度別 困っていることや悩んでいること

単位:%

生活の満足度	回答数	勉強のこと	進学のこと	就職のこと	仕事のこと	学校生活のこと	家族のこと	友人や仲間のこと	恋愛のこと	お金のこと	政治や社会のこと	性格のこと	健康のこと	容姿のこと	その他	特になし
総数	362人	43.4	54.1	32.6	14.6	19.3	9.1	14.9	13.3	27.6	12.2	18	13.5	20.4	0.8	20.4
0 全く満足していない	7人	57.1	71.4	14.3	14.3	28.6	14.3	14.3	14.3	0	0	0	28.6	28.6	0	14.3
1	0人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	9人	55.6	66.7	44.4	11.1	44.4	22.2	11.1	11.1	33.3	22.2	33.3	22.2	44.4	0	0
3	11人	54.5	72.7	54.5	18.2	36.4	9.1	27.3	9.1	45.5	27.3	45.5	0	45.5	0	0
4	21人	52.4	47.6	42.9	28.6	33.3	28.6	33.3	14.3	52.4	14.3	33.3	33.3	33.3	0	14.3
5	49人	44.9	55.1	42.9	12.2	30.6	8.2	20.4	24.5	28.6	12.2	20.4	14.3	28.6	2	20.4
6	43人	39.5	60.5	27.9	18.6	16.3	14	18.6	4.7	32.6	7	23.3	11.6	27.9	0	11.6
7	80人	50	63.8	38.8	18.8	22.5	7.5	13.8	10.0	30.0	15.0	12.5	8.8	16.3	1.3	15.0
8	55人	43.6	54.5	25.5	9.1	9.1	3.6	9.1	16.4	25.5	9.1	18.2	14.5	10.9	0	21.8
9	27人	40.7	44.4	18.5	14.8	14.8	7.4	11.1	14.8	14.8	7.4	14.8	18.5	11.1	0	25.9
10 十分に満足している	60人	28.3	35.0	25.0	8.3	6.7	5	8.3	11.7	18.3	13.3	10.0	10.0	13.3	1.7	40.0

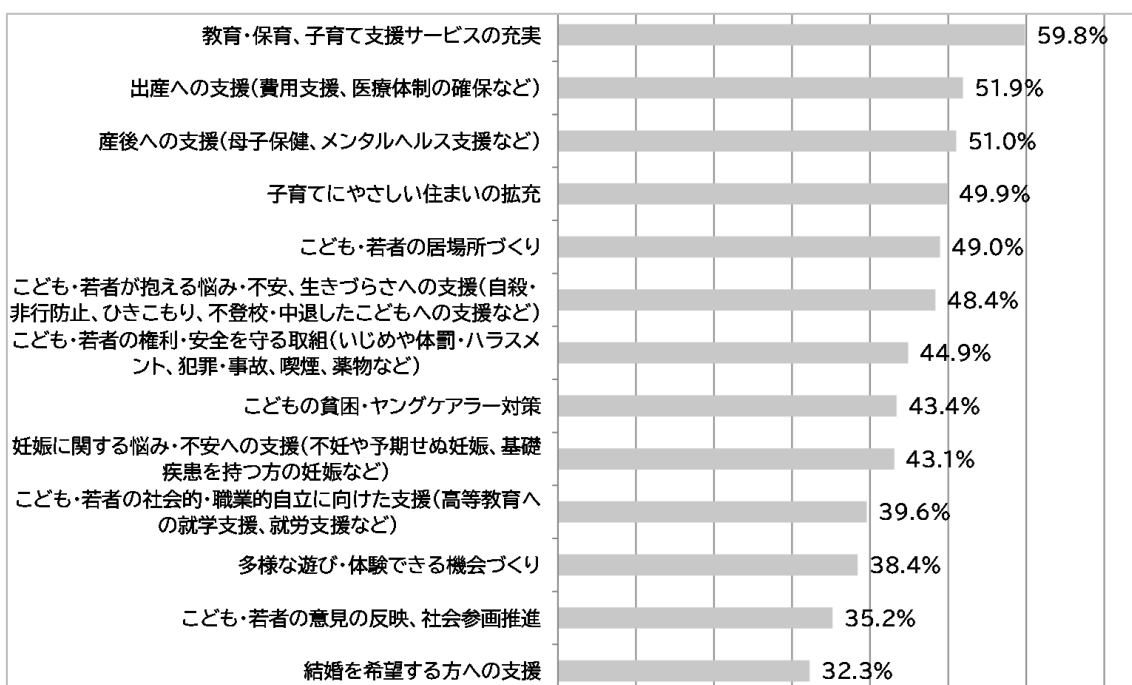
あったらよいと思う遊びや体験の場

「外遊び・運動・スポーツ」「職業体験」「地域行事(祭り、イベント、清掃活動等)」「自然体験」が求められています。



充実が必要だと思うこども・若者支援、子育て・生活支援

「教育・保育、子育て支援サービスの充実」「出産への支援」「産後への支援」が求められています。



※上位の選択肢のみ表示

オ)市内関係機関からみた就学後のこども・子育て当事者の現状

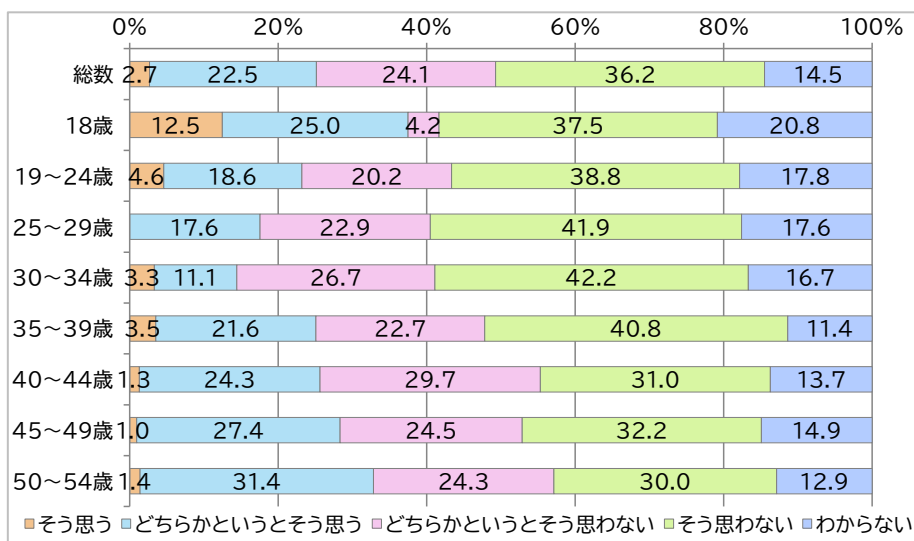
「インターネット・SNSでのトラブル」「放課後の居場所へ向かう、自宅へ帰るための交通アクセスが充実していない」「不登校の児童・生徒への学校とNPO・フリースクール等が連携した支援」が課題として挙げられました。

こども施策における重要事項	うまくやれていること	課題
こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等	<ul style="list-style-type: none"> <li>校内研究の充実</li> <li>あいる一む、ほっとる一むの設置</li> <li>小学校と児童館での情報共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ネットトラブルがある。</li> <li>部活動の地域移行(お金がない人がどこにも行けない)</li> <li>地域と特別支援学級との関わり</li> </ul>
居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>他校のこどもや大学生、地域の人らと交流できる居場所・機会がある。</li> <li>児童クラブと放課後子ども教室の合同イベント開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>放課後の居場所へ向かう、自宅へ帰るための交通アクセスが充実していない。</li> <li>児童クラブ卒業後の居場所の確保</li> <li>遊び場が少ない。</li> </ul>
不登校のこどもへの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>居場所づくり</li> <li>アウトリーチの取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>校内システムのアセスメントの不足</li> <li>不登校生徒のための教室をすべての学校に設置できていない。</li> <li>学校がNPO等を頼る関係性の構築</li> </ul>
高校中退の予防、高校中退後の支援		<ul style="list-style-type: none"> <li>中高の切れ目のない連携・支援</li> </ul>

#### ④ 18歳～39歳の現状

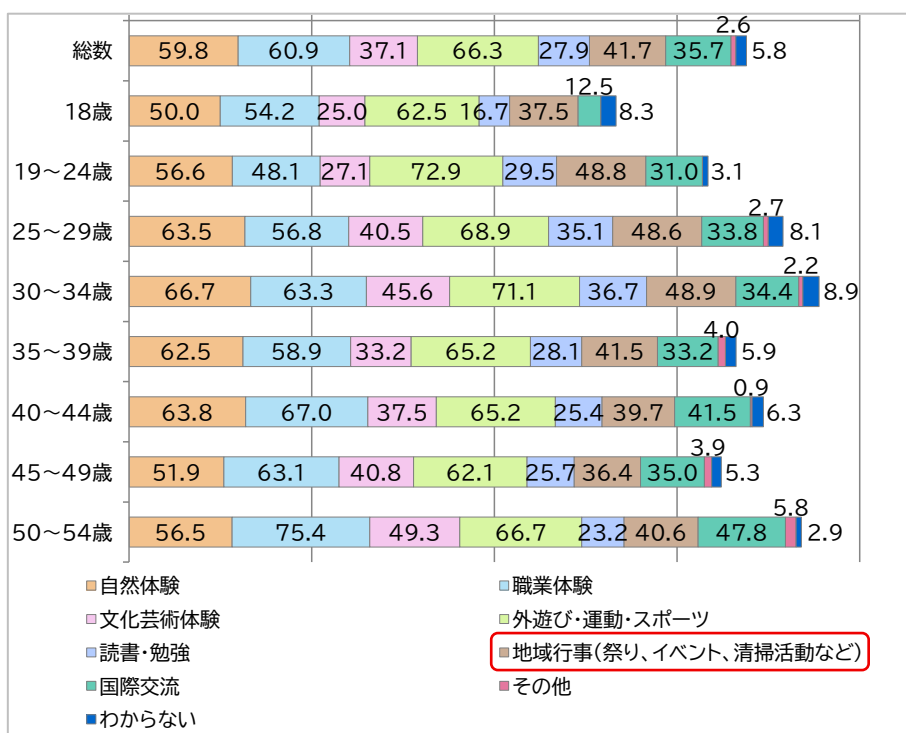
##### 結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっているか

18～39歳の世代では「そう思わない」という回答が約4割と高くなっています。



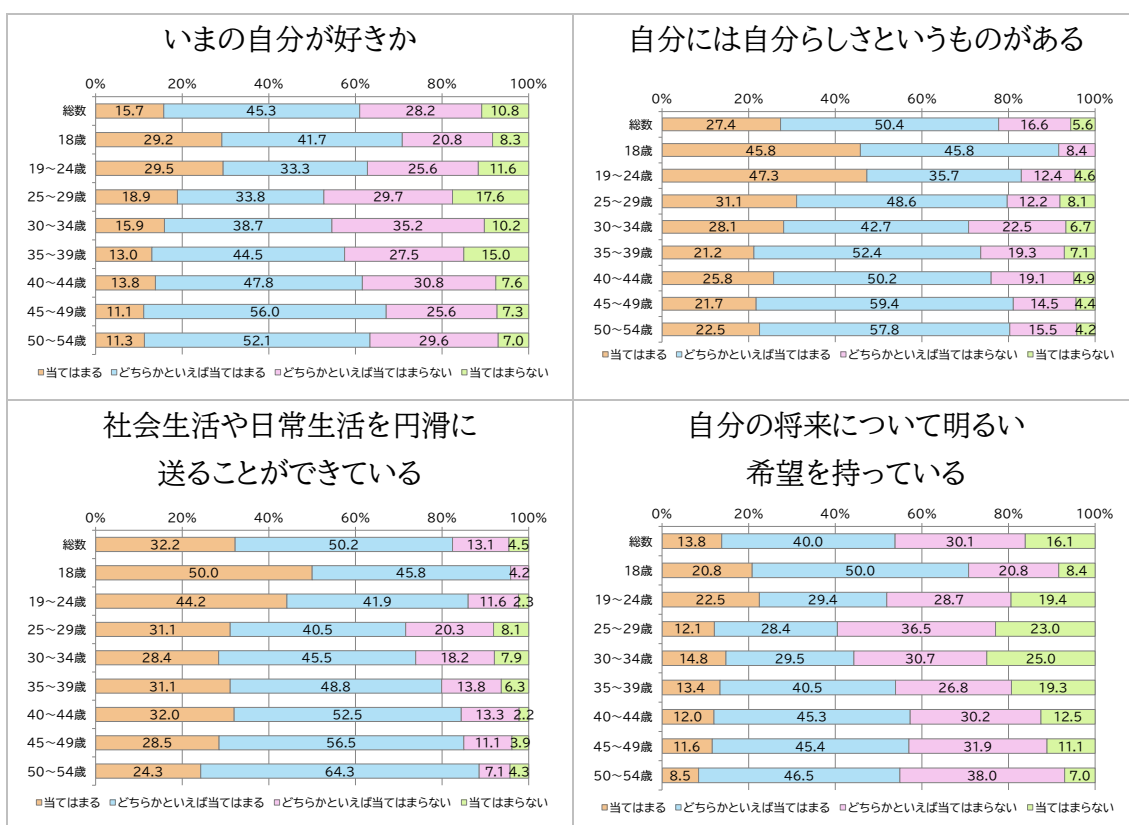
##### あったらよいと思う遊びや体験の場

全体でも割合の高い「外遊び・運動・スポーツ」「職業体験」「自然体験」に加え、19～34歳では「地域行事」の割合が全体と比較して高く、若い世代ではコミュニティへの参画の機会をより求めていると考えられます。



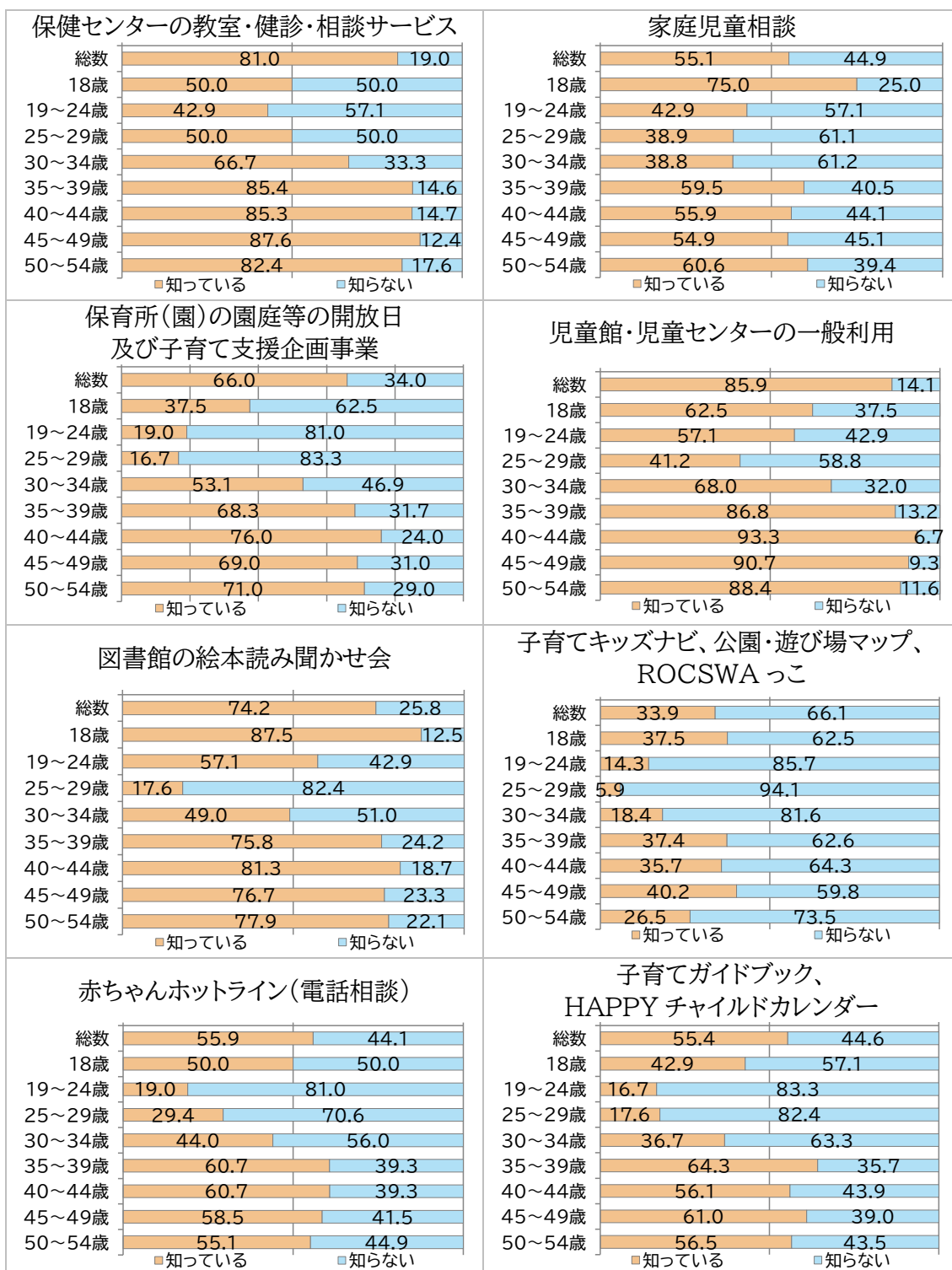
日頃の意識・生活

「いまの自分が好きだ」「自分には自分らしさがあると思う」「社会生活や日常生活を円滑に送ることができている」「自分の将来について明るい希望を持っている」に対し、概ね25～39歳で「どちらかといえば当てはまらない」「当てはまらない」と回答した割合が全体と比較して高くなっています。

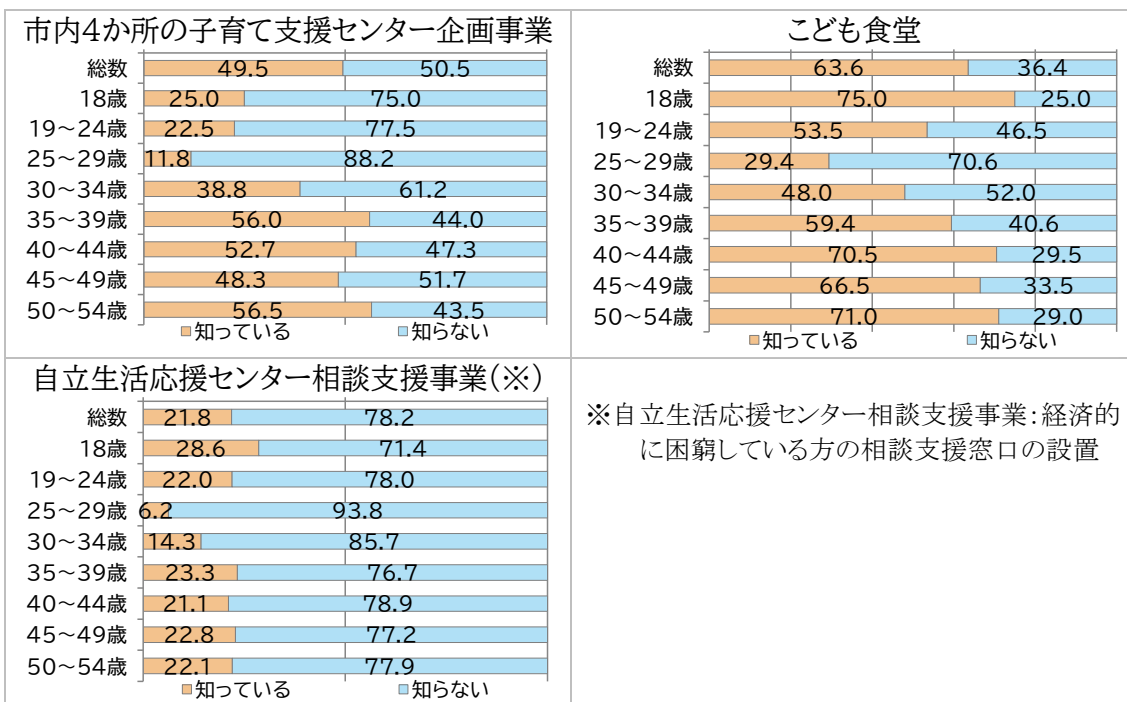


岩沼市で提供しているサービスや施設についての認知度

年代別にみると、特に 19～34 歳で認知度が低くなっています。この年代は前述のように、自身やこども・子育てにかかる悩み・課題を多く抱えているものの、市で提供しているサービスや施設を知らず利活用できていないと考えられます。

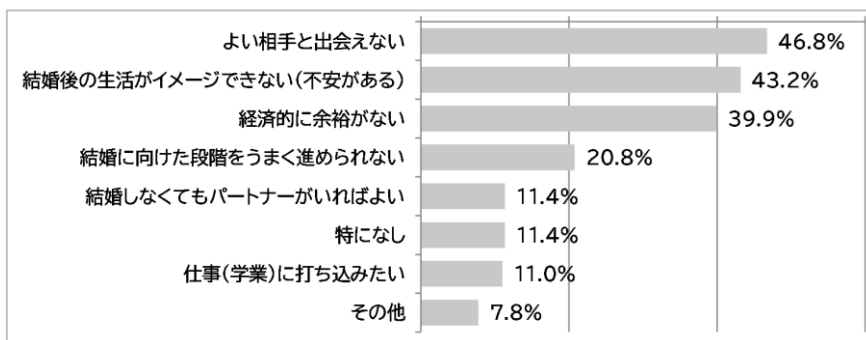


## 第2章 岩沼市の子ども・若者及び子育て世帯を取り巻く状況



### 結婚するうえでの不安や結婚が難しいと考える理由

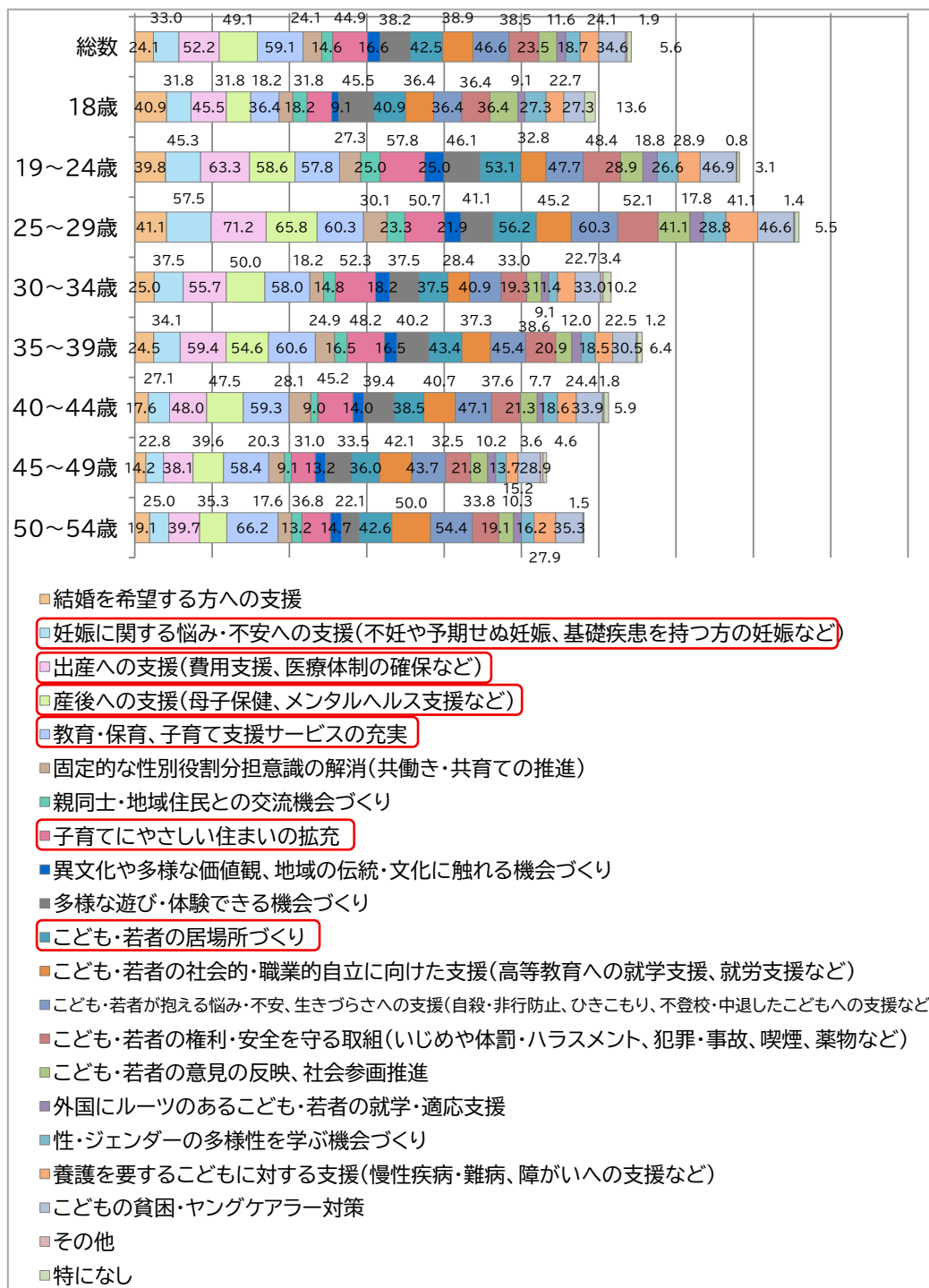
「よい相手と出会えない」「結婚後の生活がイメージできない(不安がある)」「経済的に余裕がない」が多くなっています。



充実が必要だと思うこども・若者支援、子育て・生活支援

「教育・保育、子育て支援サービスの充実」「出産への支援(費用支援、医療体制の確保等)」「産後への支援(母子保健、メンタルヘルス支援等)」が多くなっています。

19～29歳では「妊娠に関する悩み・不安への支援」「子育てにやさしい住まいの拡充」「こども・若者の居場所づくり」「こども・若者の権利・安全を守る取組」の割合が全体と比較して高くなっています。



## ⑤ 困難を抱えるこども・若者の現状

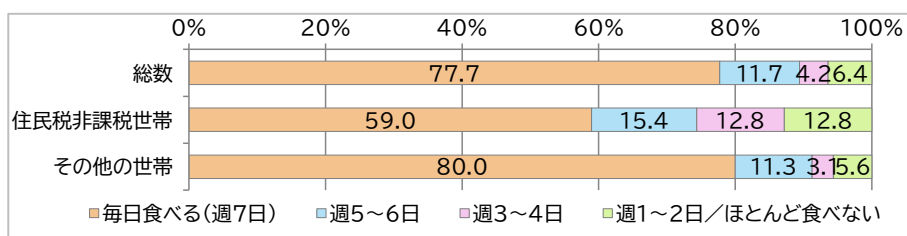
### ア) 貧困の現状

#### 食事の頻度(小学生～高校生)

住民税(※)非課税世帯では、特に朝食の欠食割合がその他世帯と比較して高くなっています。

※住民税：個人住民税(市民税・県民税)のこと

#### 食事の頻度(朝食)



#### 現在困っていることや悩んでいること(高校生)

「現在困っていることや悩んでいること」について、住民税非課税世帯では、全体でも割合の高い「進学」「勉強」「就職」「お金」に加え、「学校生活」「容姿」等、社会生活や自身の特徴に関して悩んでいる割合も高くなっています。

現在困っていることや悩んでいること

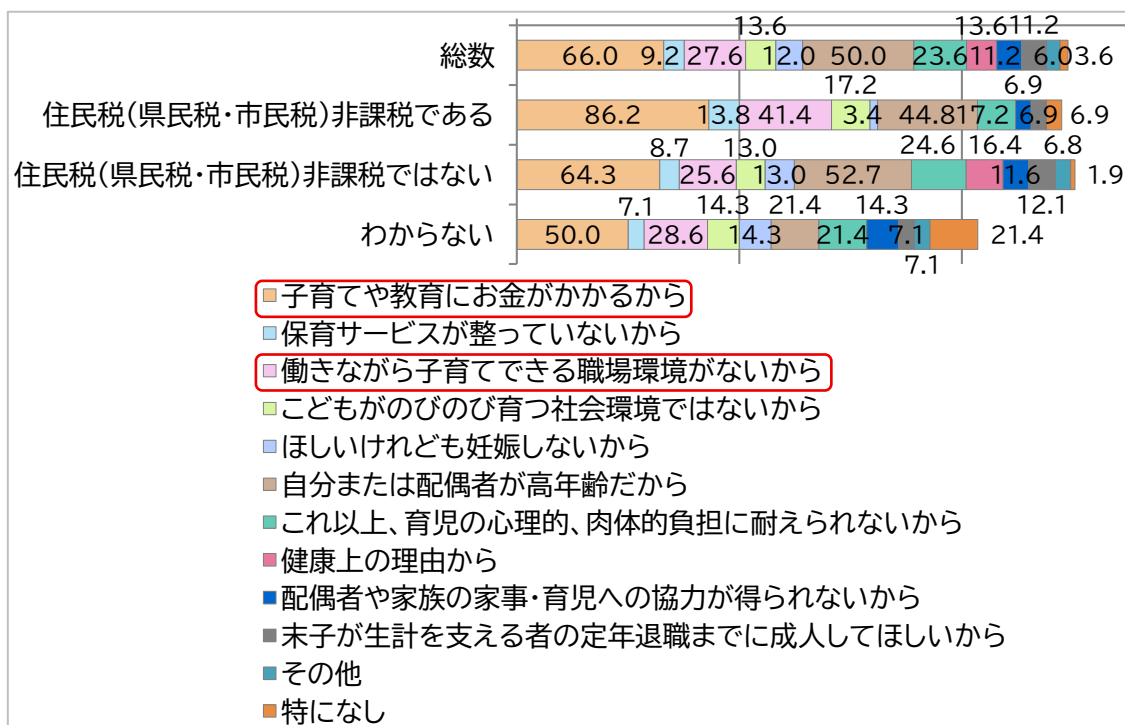
単位:%

生計を支えている方の課税非課税	回答数	進学のこと	勉強のこと	就職のこと	お金のこと	容姿のこと	学校生活のこと	性格のこと	仕事のこと	友人や仲間のこと	健康のこと	恋愛のこと	政治や社会のこと	家族のこと	その他	特になし
総数	360人	54	43	33	27	21	19	18	14	14	14	13	12	9	1	21
住民税(県民税・市民税)非課税である	36人	64	42	50	33	39	31	31	19	28	19	17	8	19	0	8
住民税(県民税・市民税)非課税ではない	203人	60	47	35	25	19	18	17	16	14	13	12	13	6	1	18
わからない	121人	41	37	22	30	17	17	16	11	11	12	13	11	11	0	28

こどもの人数を増やせない理由(18～39歳)

住民税非課税世帯では「こどもの人数を増やせない理由」として「子育てや教育にお金がかかるから」「働きながら子育てできる職場環境がないから」と回答した割合が全体より高くなっています。

こどもの人数を増やせない理由

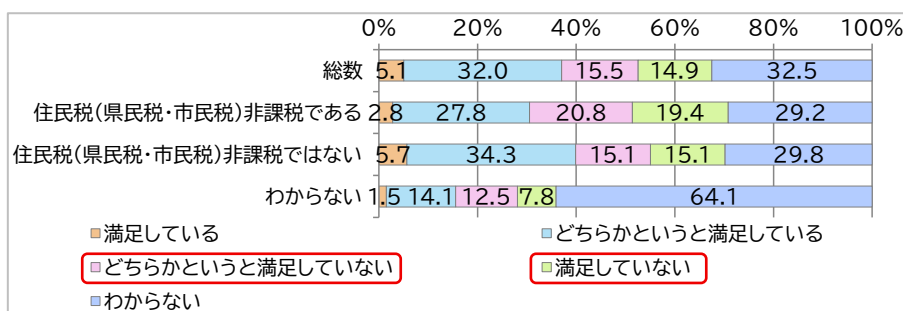


- 子育てや教育にお金がかかるから
- 保育サービスが整っていないから
- 働きながら子育てできる職場環境がないから
- こどもがのびのび育つ社会環境ではないから
- ほしいけれども妊娠しないから
- 自分または配偶者が高年齢だから
- これ以上、育児の心理的、肉体的負担に耐えられないから
- 健康上の理由から
- 配偶者や家族の家事・育児への協力が得られないから
- 末子が生計を支える者の定年退職までに成人してほしいから
- その他
- 特になし

就学後に経験した支援・サービスの満足度(18～39歳)

住民税非課税世帯では「就学後に経験した支援・サービスの満足度」について約4割(40.2%)が「どちらかという満足していない」「満足していない」と回答しており、全体と比較して割合が高くなっています。

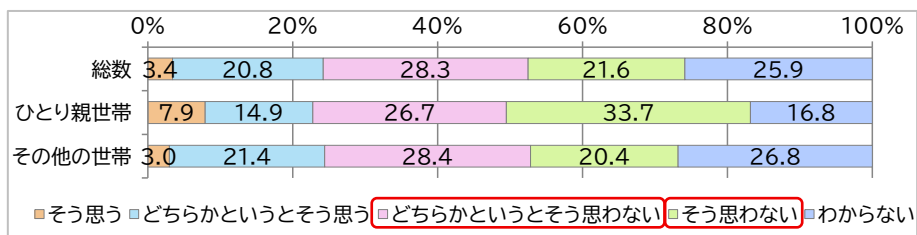
就学後に経験した支援・サービスの満足度



## イ)ひとり親の現状

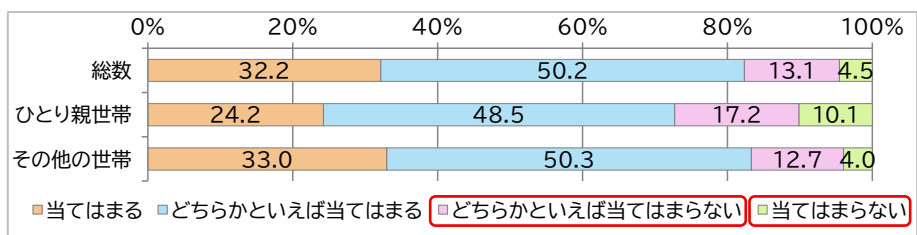
### こどもまんなか社会に向けた意識

「こどもの基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を、保護者が家庭で行うための支援がされていると思うか」に対し、約6割(60.4%)が「どちらかというと思わない」「そう思わない」と回答しています。



### 日頃の意識・生活

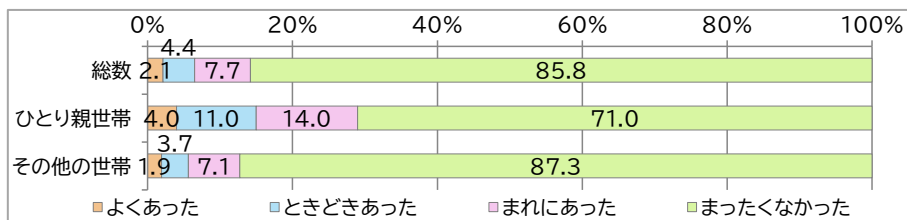
「社会生活や日常生活を円滑に送ることができる」の設問に対し、ひとり親世帯の「どちらかといえば当てはまらない」「当てはまらない」と回答した割合が全体と比較して、やや高くなっています。



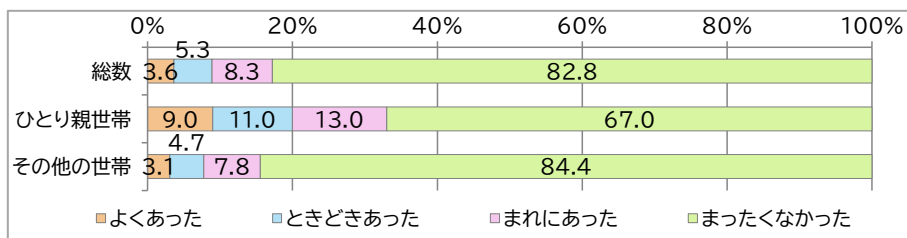
経済的な理由で食料や衣服を買えなかった経験

ひとり親世帯は、経済的な理由で食料や衣服を買えなかった経験のある割合がその他の世帯と比較して高くなっています。

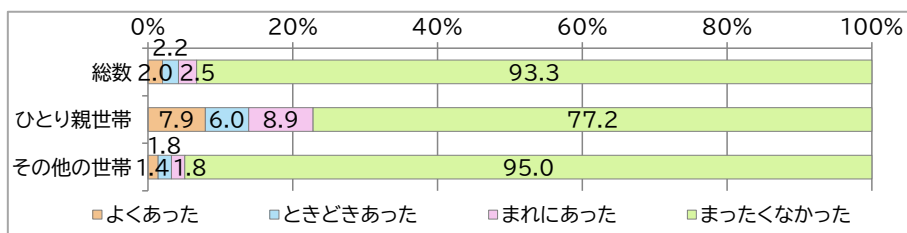
過去1年間に、経済的な理由で、自身・家族が必要とする食料を買えなかった経験



過去1年間に、経済的な理由で、自身・家族が必要とする衣服を買えなかった経験



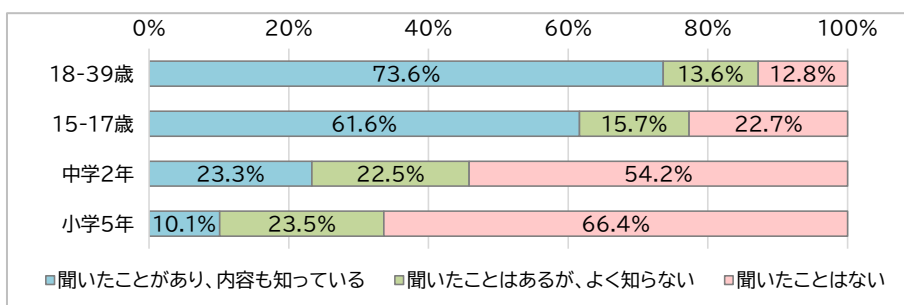
過去1年間に、経済的な理由で、電気、ガス、水道のいずれかの料金を支払えなかった経験



ウ)ヤングケアラーの現状

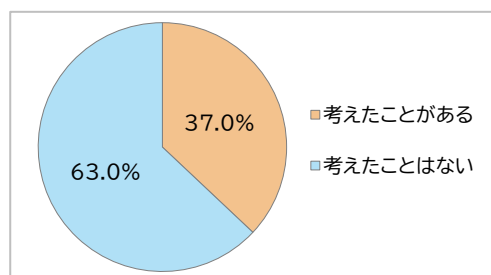
本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っているこども、いわゆるヤングケアラーについての認知度は、中学生以下では半数以上が「聞いたことがない」という状況です。

ヤングケアラーの認知度



## 工) 自殺の現状

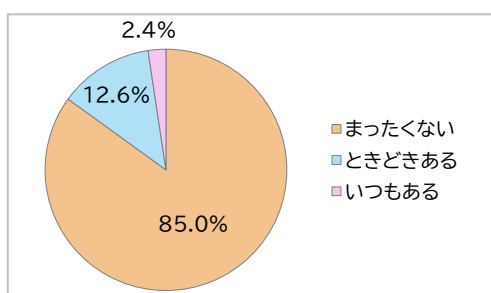
これまでの人生のなかで、自殺したい、またはそれに近いことを考えた小中学生、15～17歳は4割弱(37.0%)存在しています。



## オ) 学校での不登校・いじめ・ハラスメントの現状

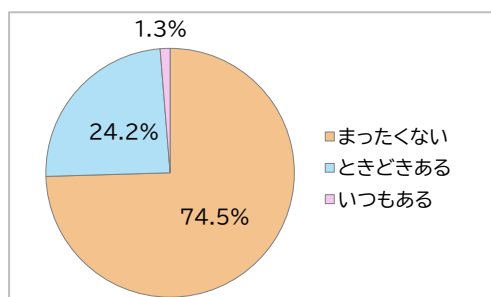
### 学校や教室(クラス)に通えなくなった経験

学校や教室(クラス)に通えなくなった経験のある小中学生、15～17歳は約15%存在しています。



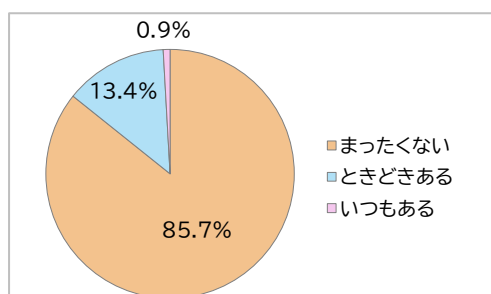
### 学校で誰かからいじめられたり、からかわれたりしたこと

学校で誰かからいじめられたり、からかわれたりした経験のある小中学生、15～17歳は約25%存在しています。



### 学校で大人から体罰やハラスメントを受けたこと

学校で大人から体罰やハラスメントを受けた経験のある小中学生、15～17歳は約14%存在しています。



## 10 本市のこども・若者・子育て当事者を取り巻く課題

### (1) こども・若者に係る課題

#### ① 孤立せず安心して過ごせる居場所づくり

小中学生へのアンケートでは、悩みや不安を安心して相談できない・話しづらい、他人には相談しづらい・はずかしいという回答が多くありました。また、生活満足度の低いこどもほど多くの悩みを抱えている状況です。

家庭や学校に相談しにくい悩みを抱えるこども・若者が孤立しないよう、悩みを相談しやすく解決を支援する相談支援体制の充実や安心して過ごせる居場所づくりにより、こども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)での成長の実現が求められます。

#### ② 権利の主体として尊重する社会づくり

小中学生へのアンケートでは、周りの大人に対して、平等に接してほしい、相談してもきちんと話を聞いてくれないという回答が多くありました。また、15～17歳へのアンケートでは、こども政策に関して自分の意見を聞いてもらえていないと回答した割合が高くなっています。

こども・若者を権利の主体として一人ひとりの意見や個性を尊重し、その最善の利益が優先されることが求められます。

#### ③ 社会参画しやすい地域づくり

あったらよいと思う遊びや体験の場として、こども・若者は外遊び・運動・スポーツ、地域行事、職業体験、自然体験といった、コミュニティへの参画機会となる場を求めています。

だれもが地域でつながりを持ちながら安心して生活を送ることができるよう、こども・若者等が地域コミュニティ等へ参画しやすい環境づくりが求められます。

#### ④ 将来の希望を応援する社会づくり

15～17歳へのアンケートでは、こどもまんなか社会の実現に向かっていないと思わないと回答した割合が高くなっています。また、自己肯定感の低さや円滑な社会生活が送れないと回答したこども・若者も存在しており、こども・若者が夢や希望を持ちながら成長・活躍できる社会の実現が求められます。

## (2)子育て(こども・若者)当事者に係る課題

### ① 希望する若者が安心して家庭を築くことができる環境づくり

婚姻数・婚姻率や出生数が減少傾向にあり、この傾向が継続していけば、今後本市においても人口減少・少子高齢化が進展していくことが見込まれます。一方で、金銭的・精神的・肉体的負担からこどもをこれ以上ほしくない・増やせないと考えている若者だけでなく、今よりもこどもを授かりたいと考えている若者も存在しています。

結婚、出産、子育ては個人の選択ですが、18～39歳の世代では、結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会に向かっていると思わないと考えている方の割合が高いことから、希望する若者が安心して家庭を築くことができる環境づくりを進めていく必要があり、金銭的負担や子育てにおける肉体的・精神的負担を軽減していくことが求められます。

### ② 働きながら子育てできる環境づくり

働く意思を持った女性の割合が増加傾向にある等、共働きで子育てをする家庭が7割おり、子育てと仕事の両立支援が求められます。教育・保育施設の待機児童数は減少傾向にありますが、放課後児童クラブ利用者数が増加傾向にあるため、引き続き教育・保育に係る施設や人材の充実等、こどもを安心して預けられる環境の整備が求められます。

### ③ 子育ての不安に寄り添える環境づくり

出産・子育てに関する不安として、主に妊娠出産期では母体の不調や分娩、育児への不安、就学前ではこどもの健康や育児の経済的負担、こどもの遊び場がないこと、就学後ではこどもの友だちづきあいや教育、健康、育児の経済的負担が挙げられています。

妊娠、出産、こどもの健康や育児に関する不安を抱える保護者に寄り添い、支える環境を整備するとともに、現在提供しているサービスや施設についての認知度が低くなっていることから、それらの認知度向上もあわせて求められます。

### (3) 困難を抱える子ども・若者、その家族に係る課題

#### ① 貧困の解消と自立支援の充実

住民税非課税世帯において、子どもの朝食の欠食割合が高かったり、ひとり親世帯において家庭での基本的な生活習慣や自立心等を育む教育への支援が十分でないと感じている割合が高かったりする等、経済的困窮が子ども・若者の生活習慣やキャリアプラン(※)に悪影響を与えることが懸念されます。

すべての子ども・若者が幸せな状態で成長できるよう、現在の貧困の解消と子ども・若者と保護者の自立支援が求められます。

※キャリアプラン: 仕事や働き方の将来像(キャリアビジョン)を実現するために作成する、具体的な行動計画のこと

#### ② 子ども・若者の安全と安心の保障

自殺、またはそれに近いことを考えたことのある子ども・若者は約4割、不登校、いじめ、ハラスメントの経験のある子ども・若者は1割程度存在しており、子ども・若者の生命と安全、安心が脅かされています。

誰も自殺に追い込まれることなく、虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力等から守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、孤立したり、貧困に陥ったりすることがないよう、子ども・若者の安全と安心が保障されることが求められます。

第3章 計画の基本的な考え方

## 1 基本理念

市の上位計画となる「岩沼市総合計画」では、目指す将来像として「ひとが集い 輝くまち いわぬま」を掲げ、岩沼市地域福祉計画では「みんながつながり 安心して いきいきと暮らせるまち いわぬま」を基本理念としています。

本計画においては基本理念を次のとおり定め、取組を推進していきます。

### 基本理念

#### こども・若者が 希望ある未来へ「つながる」

こども・若者が「権利の主体」として捉えられ、それぞれの個性を尊重し合い、孤立することなく、希望を持って生きていけるよう、家庭、学校、地域、そして行政や支援機関が手を取り合う、温かな地域を目指します。

#### 「つながる」とは

##### ① 人と人が「つながる」

デジタル化が急速に進むなか、その利便性を活かしながら、本市固有の住民や地域、各種団体のつながりを大切にし、顔と顔を合わせるからこそ生まれる、ぬくもりあるつながりも大切にしていきます。また、困難を抱えるこども・若者の声も取りこぼさず拾っていきます。

##### ② 人生が「つながる」

こども・若者が、悩みや困難を抱えていても、将来に希望を持ち続けられるよう、切れ目なく成長を見守り、サポートできる体制を整えます。

## 2 基本理念を実現するための基本目標と成果指標

### (1)基本目標

基本理念と、こども大綱が目指す、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を実現するため、4つの基本目標を定めて施策を展開します。

#### 基本目標1

##### こども・若者が自分らしく健やかに成長できる基盤の強化

こども・若者が健やかに成長し、社会で希望をもって生きられるよう、こども・若者の声を聴きながら、乳幼児期から学童期、思春期、青年期、成人期にかけて自発的に学び、考えることのできる教育環境の整備や、家庭、地域、学校等様々な場所で多様な経験ができる機会を提供します。

#### 基本目標2

##### 子育て(こども・若者)当事者が安心して子育てできる環境づくり

すべての子育て家庭が安心して妊娠・出産・育児ができるよう、地域全体でこども・若者を育てる視点で連携し、ライフステージを通じて切れ目のない支援の充実を図ります。また、子育て当事者が自分らしく仕事と育児の両立をすることができ、子育てが楽しいと思える環境づくりを進めます。

#### 基本目標3

##### 特に支援を要するこども・若者、その家族が必要な支援を受けられる体制の強化

ひとり親家庭や、障害のあるこどもとその家族等、特に支援を要するすべてのこども・若者・子育て当事者が安定した生活を送れるよう、経済的支援や福祉サービス等の充実を図ります。また、悩みや問題を抱えるこども・若者に寄り添い、安心して相談や支援を求められることができるよう、体制の強化を図ります。

#### 基本目標4

##### こども・若者、その家族を応援する地域づくり

本市の強みであり、施策推進の基盤となる行政、地域、事業者等地域社会を構成する多様な主体のつながりの一層の強化を図ります。

あわせて、本市におけるこども・若者支援に関する情報を広く周知するとともに、地域全体でこども・若者・子育て当事者を応援していく気運の醸成を図ります。

## (2)成果指標

基本理念の実現に向け、成果指標を以下のとおり設定し、目標達成に向け、各種施策に取り組めます。

また、毎年各種施策の取組状況を把握し、進捗状況を評価していきます。

キーワード	成果指標	現状値(R6) ※1	目標値(R10) ※2
権利の主体として、 こども・若者の個性 を尊重	こども政策に関して自分の意見が 聴いてもらえていると思う割合	29.4%	50%
	いまの自分が好きな人の割合	66.2%	80%
人と人が「つながる」	子育てが地域で支えられていると 思う割合	43.4%	70%
人生が「つながる」	自分の将来に明るい希望を持って いる割合	57.3%	80%

※1 令和6年度に実施した、こども・若者・子育て当事者へのアンケート結果。(一部、学童期に聴取できていない項目あり。)

※2 現状値を踏まえ、令和10年度実施予定の、こども・若者・子育て当事者へのアンケートにおいて目指す値

### 3 施策体系

<b>基本目標1</b> こども・若者が自分らしく健やかに成長できる基盤の強化	<b>(1)ライフステージを通じた支援</b>		① こども・若者の社会参画・意見反映 ② こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等 ③ 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり ④ こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供 ⑤ 地域の安全対策、犯罪等からこども・若者を守る取組 ⑥ 安全で安心な居場所づくり
	<b>(2)ライフステージ別の支援</b>	<b>出生前～幼児期(～5歳)</b>	① 産前産後の支援の充実 ② こどもの成長の保障(保育・教育の量的・質的整備)
		<b>学童期(小学生)・思春期(中学生～概ね18歳)</b>	① こどもが安心して過ごし学ぶことができる教育の提供 ② 心と身体の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
		<b>青年期(概ね18歳～30歳未満)</b>	① 悩みや不安へのサポート ② 就労支援の充実 ③ 結婚を希望する方への支援
	<b>ポスト青年期(～39歳)※</b>		
<b>基本目標2</b> 子育て(こども・若者)当事者が安心して子育てできる環境づくり	(1)子育てや教育に関する経済的負担の軽減 (2)共働き・子育ての推進 (3)地域子育て・家庭教育支援		
<b>基本目標3</b> 特に支援を要するこども・若者、その家族が必要な支援を受けられる体制の強化	(1)こどもの貧困対策 (2)障害児支援・医療的ケア児等への支援 (3)児童虐待防止とDV対策 (4)ひとり親家庭等への支援 (5)ヤングケアラーへの支援 (6)こども・若者の自殺対策 (7)いじめ防止・不登校児支援・ひきこもり支援の充実		
<b>基本目標4</b> こども・若者、その家族を応援する地域づくり	(1)こども・若者、子育て支援に関わる組織・団体の連携支援 (2)こども・若者をみんなで見守り、育てる地域力の強化 (3)こども・若者・子育て支援の周知と地域全体で応援していく気運の醸成		

※ポスト青年期:大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を抱える者



第4章 施策の展開

## 基本目標1 こども・若者が自分らしく健やかに成長できる基盤の強化

こども・若者が健やかに成長し、社会で希望をもって生きられるよう、乳幼児期から学童期、思春期、青年期、ポスト青年期にかけて、自発的に学び、考えることのできる教育環境の整備や、家庭、地域、学校等様々な場所で、多様な経験ができる機会を提供します。

### (1) ライフステージを通じた支援

こども・若者が大人として自分らしく社会生活を送るようになる日までの、豊かで健やかな成長を支援するため、ライフステージを通じて様々な面から支援と課題解決に取り組みます。

#### ◆主な施策・事業

##### ① こども・若者の社会参画・意見反映

取組名	取組内容	担当課
政策決定過程へのこども・若者の参画促進	こども・若者の意見を、政策に反映させるための取組を推進します。	関係各課

##### ② こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

取組名	取組内容	担当課
人権相談の実施	いじめ、差別、誹謗中傷、家族間の人権問題等の相談に対応し、助言や関係する専門機関等の紹介を行います。	市長公室
人権教室の開催	小中学生を対象に人権擁護委員による「人権教室」を開催し、人権やいじめについて考えるきっかけを作り、互いを思いやる心を育みます。また、こどもの人権110番やLINE 人権相談等、相談窓口の周知を図ります。	市長公室
多文化共生社会の形成促進	外国人や外国人の親を持つこどもの就学、及び就学上の困難実態に即した支援を行います。	学校教育課
性的マイノリティや性的指向、性自認等への理解促進の啓発と相談体制の整備	性的マイノリティ※や性的指向、性自認等への理解促進の啓発と相談体制の整備に取り組みます。 ※同性が好きな人、自分の性に違和感を覚える人等の性的少数者のこと。	まちづくり政策課
DV、セクシュアル・ハラスメント等根絶のための啓発活動の推進	相談体制の充実や相談窓口の周知を図るとともに、多様な媒体や機会を活用した広報、啓発活動に取り組みます。	まちづくり政策課 こども家庭センター

##### ③ 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

取組名	取組内容	担当課
ジュニア・リーダー関連事業	子ども会育成会やジュニア・リーダーOBの協力により、ジュニア・リーダー初級研修会を開催します。また、依頼に応じて、子ども会行事等に、ボランティア派遣を行います。	生涯学習課
子ども会育成会への支援	各小学校区の子ども会育成会の事務局を、市教育委員会や指定管理者等が担い、各種事業の実施をサポートしていきます。	生涯学習課
いわぬまスポーツフェスティバルの開催	年齢や障害の有無問わず参加できる、スポーツイベントを開催します。	生涯学習課

## 第4章 施策の展開

スポーツ推進委員の派遣	依頼に応じて、地域の行事等にスポーツ推進委員を派遣します。	生涯学習課
休日スポーツ教室の実施	中学生を対象に、地域住民や体育施設指定管理者等と連携し、休日スポーツ教室を実施します。	生涯学習課
部活動支援事業	市内中学校の運動部活動を対象に、体育施設指定管理者や仙台大学と連携し、専門講師を派遣します。また、吹奏楽部と美術部を対象に、専門講師を派遣します。	生涯学習課
中学生海外派遣事業	中学生を対象に、海外に派遣する事業を実施します。	まちづくり政策課
芸術文化振興事業	こども向けのイベント(親子参加型)等を市民会館で不定期に開催します。	市民会館 中央公民館
南国市交流事業	市内小中学校代表児童が、南国市を訪問し、南国市の小中学生と交流を深める機会を設けます。	学校教育課
子どもの未来を広げる学校づくり推進事業	授業内での議論、体験学習等を通して、家族の役割分担や協力の大切さ、共同作業の楽しさを味わう機会を作ります。	学校教育課
子どもの遊び場の整備	季節や天候に関わらず利用できる、屋内遊び場を整備します。	miiina (まちづくり政策課)
デジタル環境整備事業 ●グリーンピア岩沼 ●市民会館・中央公民館 ●市民交流プラザ	フリーwifi(※)の設置等、デジタル環境を整備し、活動の利便性向上を図ります。 ※無料で提供されている、無線インターネット接続サービスのこと。	デジタル化推進室 まちづくり政策課

### ④ こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

取組名	取組内容	担当課
乳児・乳幼児健診	各種健康診査を実施します。〔新生児聴覚検査・乳児健康診査(2か月・8～9か月)・3か月児健康診査・1歳8か月児健康診査・2歳6か月児歯科健康診査・3歳6か月児健康診査・5歳児健康診査〕	こども家庭センター
幼児歯科保健対策	市内幼稚園、保育所等における集団フッ化物洗口の実施を支援します。	子ども福祉課 こども家庭センター
乳幼児医療費助成事業	18歳年度末までの医療費を助成します。	子ども福祉課
休日当番医事業	岩沼市医師会に委託し、実施します。	健康増進課
平日夜間初期救急診療事業	総合南東北病院内において実施します。	健康増進課
休日歯科診療事業	岩沼市、名取市、亘理町、山元町の広域で実施します。	健康増進課
病児保育事業	生後6か月～小学校6年生までの子供を対象に実施します。	子ども福祉課
小児医療に関する情報提供	こどもの急病時の対応や、「こども夜間安心コール」等について、子育てアプリ、広報・ホームページ等を活用し周知します。	こども家庭センター
妊婦等包括相談支援事業	妊婦と新生児等の保護者を対象に、妊娠届出時面談、妊娠7～8か月時アンケート及び面談、出生時面談等を行います。	こども家庭センター
家庭児童相談等事業	児童の相談を受け付け、専門機関や関係機関と連携し、必要な支援を行います。	こども家庭センター
地域子育て相談機関事業	子育て支援センター(3か所)において、妊産婦、0～概ね18歳までと、その家族の相談支援等を行います。	こども家庭センター

## 第4章 施策の展開

個別教育支援計画「つながるシート」	乳幼児期から学校卒業後まで一貫した支援を受けられるよう、個別教育支援計画の普及、活用に取り組みます。	学校教育課 社会福祉課
地域子育て支援センター事業「子育て支援に関する情報提供」	子育てガイドブックや、Happy チャイルドカレンダー等を通して子育てに関する情報提供を行います。	子育て支援センター
子育て支援センターデジタル環境整備事業	相談支援環境のデジタル化の一環として、フリーwifiを整備しています。	デジタル化推進室

### ⑤ 地域の安全対策、犯罪等から子ども・若者を守る取組

取組名	取組内容	担当課
交通安全関係団体との連携・交通安全運動	春と秋の交通安全運動期間中において、交通指導隊や関係機関・団体等の活動を通じて、交通安全思想の普及・浸透を図ります。	危機管理課
交通安全教室の開催	交通ルール・マナーを守ることの大切さを理解し、交通事故を防止するため、世代に合った各種交通安全教室を開催します。	危機管理課
学校、PTA との連携による通学路の安全点検	通学路交通安全プログラムの策定、通学路等安全対策推進会議を設置し、組織的・計画的に通学路の安全対策に取り組みます。	学校教育課
防犯パトロール活動	町内会や民生委員・児童委員、ふれあいパトロール隊等の協力を得て、通学路等でのこどもの安全を見守ります。	学校教育課
Happy チャイルドフラッグ	市内保育所等に、散歩等の際保育士が着用する、ビブスや旗を配付します。	子ども福祉課
狭 <small>きょうあい</small> 隘市道整備事業	住宅密集地内の狭い市道において、限られた道路空間の有効利用を図り、道路利用者の安全な通行を確保します。	土木課
スクールゾーン内危険ブロック塀等改善事業補助金	通学路等に面した、危険なブロック塀等を除却する者等に補助金を交付します。	都市施設課
犯罪被害者等への支援	犯罪被害者等対象の、相談窓口を設置します。	危機管理課
幼児向け防犯教室	こどもたちの防犯意識を向上、安全を優先した意思決定や行動選択ができる能力を育成するため、防犯教室を開催します。	危機管理課
防犯についての意識の啓発	地域や事業所、各種施設に防犯パンフレットやリーフレットを配付し、防犯意識の啓発を推進します。 また、防犯作文・ポスターの募集や作品掲示等によって防犯意識の啓発に取り組みます。	学校教育課
危険情報のメール送信	保護者の携帯電話に、不審者等の情報をメールで送信し、適切な対応が取れるよう情報提供を行います。	学校教育課
「子ども110番の家」設置の推進	「子ども110番の家」を設置するとともに、その登録者を対象に、情報交換の機会を設け、その活動を支援します。	生涯学習課
たばこの健康教育	放課後児童クラブを利用する児童を対象に、たばこに関する健康教育を実施します。	こども家庭センター
薬物乱用防止教室等	各学校、児童生徒の実態、課題に応じて薬物乱用防止教室等を実施します。	学校教育課

## 第4章 施策の展開

インターネット安全教室	学校・PTA等の主催で、民間事業者の協力によるインターネット安全教室を開催します。	学校教育課
道徳教育や情報モラル教育の推進	各学校、児童生徒の実態、課題に応じて道徳教育や情報モラル教育の推進に取り組みます。	学校教育課

### ⑥ 安全で安心な居場所づくり

取組名	取組内容	担当課
子育て支援センター設置	全小学校区に子育て支援センターを設置し、様々な子育て支援に関する取り組みを実施します。	子ども福祉課
放課後児童クラブ	保護者の就労等で放課後留守家庭となる児童に、預かりの場を提供します。(小学1～6年生対象)	子ども福祉課
放課後子ども教室(のびやか教室)	放課後児童クラブに登録していない児童を対象に、放課後の子どもの居場所づくりの一環として、様々な遊びを体験できる場を提供します。	生涯学習課
小学生から高校生までの児童・生徒の居場所確保	市民交流プラザ、岩沼西コミュニティセンター、玉浦コミュニティセンターにおいて、小学生から高校生までの児童・生徒が交流しやすい環境づくりに取り組みます。	まちづくり政策課
地域子ども見守り等強化事業	子どもの食の機会を確保する事業を実施する、NPO法人や任意団体(子ども食堂等)に報償金を支給し、子ども及びその家庭を見守り、必要な支援機関につなぐ体制を強化します。	こども家庭センター
街区公園維持管理事業 総合公園維持管理事業	市内公園の全遊具を対象に、有資格者による法定点検を実施します。	都市施設課
道路維持補修事業 交通安全施設整備事業	歩道補修工事及び道路パトロールにより発見した歩道段差等の補修を行い、安全安心な歩行空間を確保します。	土木課

## (2) ライフステージ別の支援

### 誕生前～幼児期(～5歳)

子育て当事者が、健康で、孤立感を覚えず、安心感をもってこどもに向き合うためには、社会全体で支えていくことが大切です。

特に妊娠・出産期は、母親の心身に大きな変化をもたらすことに加え、社会とのつながりが希薄になり、孤立に陥る恐れがあります。こどもの誕生前から乳幼児期に至るまで、子育て当事者が安心して過ごせるよう、地域の関係機関等と連携しながら切れ目のない支援を行います。

また、乳幼児期は生涯にわたる健やかな成長の基礎を担う重要な時期です。地域や家庭環境にかかわらず、安全・安心な環境の中でこどもが心身ともに豊かに成長できるよう、子育て環境のさらなる充実を図ります。

◆主な施策・事業

① 産前産後の支援の充実

取組名	取組内容	担当課
母子手帳交付・ 父子手帳交付及び相談	妊婦及びその夫を対象に、母子・父子手帳の交付、妊娠・出産・育児に関する相談・保健指導を行うとともに、「マタニティマーク」キーホルダーを配布します。	こども家庭センター
妊婦・産婦健康診査	妊婦健診(最大 14 回、多胎追加最大 6 回)を助成します。	こども家庭センター
妊婦歯科健康診査	妊娠期の歯科健診、歯科口腔保健の啓発に取り組みます。	こども家庭センター
赤ちゃんホットライン	妊産婦、乳幼児の保護者を対象に、電話、来所、オンラインによる「子育て何でも相談」を実施します。	こども家庭センター
新生児・妊産婦訪問事業 (乳児家庭全戸訪問事業・ 養育支援訪問事業)	新生児・妊産婦を対象に、訪問にて「産後うつ」等のスクリーニング調査を実施するとともに、各種相談に応じます。	こども家庭センター
ママサポート事業	「産後うつ」「虐待」等のリスクを抱える乳幼児と、その母を対象に、適切な支援を継続的に実施します。	こども家庭センター
おむつ”あんしん” お届け隊	生後3か月から満1歳までの乳児のいる世帯へ、毎月1回おむつ等の育児用品を配達しながら、育児の見守りを行います。	こども家庭センター
地域子育て支援センター事業「こうのとりの 千屋さん」	ボランティアとの協働により、出産後間もない産婦を訪問し、手づくりカードと、子育て情報を届けます。	子育て支援センター
産後ケア事業	出産から 12 か月未満の産婦を対象に、宿泊型・通所型・訪問型による健康状態の確認、休息時間の確保、授乳・育児に関する支援を実施します。	こども家庭センター
ぱくぱく離乳食教室	9か月～1歳頃の児と保護者を対象に、離乳食後期～完了期の咀嚼能力形成や、むし歯予防を学ぶ教室を開催します。	こども家庭センター
乳幼児相談 (ちびっこ相談)	乳幼児とその保護者を対象とした発育発達相談、栄養・歯科相談を実施します。	こども家庭センター
子育てアプリ「いわぬま i キッズアプリ」	アプリを活用し、子育てに関する情報を発信します。	こども家庭センター

② こどもの成長の保障(保育・教育の量的・質的整備)

取組名	取組内容	担当課
一時預かり事業 (一般型・幼稚園型)	必要な方が利用できるよう、各事業を整備します。	子ども福祉課
病児保育事業		
延長保育事業		
ファミリーサポート事業		
保育所保育事業 待機児童の解消	保護者が保育施設を探しやすいよう、空き枠の公開を行います。	子ども福祉課
幼保小連携の推進	年長期と小学校 1 年生における指導カリキュラムを作成し、活用していきます。	学校教育課

学童期(小学生)・思春期(中学生～概ね18歳)

学童期は、こどもにとって心身が大きく成長し、自己肯定感や社会性等を育む時期です。質の高い教育のもとで、こどもが様々な経験を重ねて成長したり、他者との関わりの中で自主性や協調性を身に付けたりできるよう、安全・安心な居場所を確保することが重要です。

また、思春期は性的な成熟が始まることから身体的にも精神的にも変化が伴い、不安定になりやすい時期です。こどもが自己肯定感を高めることができるよう、家庭や地域、学校等においてその成長を見守り、支えます。また、プレコンセプションケア(性別を問わず、性や健康に関する正しい知識を持ち、将来設計や健康管理を行うこと)に関する知識について、適切に身につけることも必要です。

◆主な施策・事業

① こどもが安心して過ごし学ぶことができる教育の提供

取組名	取組内容	担当課
就学指導審議会	就学指導審議会を実施し、児童の実態に合わせた学級への進学を、総合的に判断します。	学校教育課
学力向上推進事業「放課後学び塾」	市内小中学校において、平日放課後や長期休業中に個別の学習支援を行います。	学校教育課
学び支援教室の設置	市内4中学校に学び支援教室を設置し、専任教員を配置します。	学校教育課
メタ認知能力の育成	意欲を持って、積極的に学習に取り組む主体的な学びの姿勢を育むとともに、メタ認知能力※の育成を図ります。 ※自分自身の考えや感情、行動等を客観的に把握し、それらを制御・調整する能力のこと。	学校教育課
児童生徒の体力向上	各学校体育祭や、運動会、各種スポーツ大会等、学校の特色をいかして、体力向上に努めます。	学校教育課

② 心と身体の健康等についての情報提供やこころのケアの充実

取組名	取組内容	担当課
早寝早起き朝ご飯啓発活動	毎年各小学校1年生を対象に、家庭教育支援チーム等の協力により、「早寝早起き朝ご飯」の大切さの啓発に取り組みます。	生涯学習課
学校における食育推進事業	郷土料理や四季折々の行事食の提供や、栄養、食生活、食の安全安心に関する情報発信、学習等を推進します。 また、生産者、事業者の協力を得て、調理実習や農業体験等を通して食育の啓発に努めます。	学校教育課
地域における食育推進事業	食生活改善推進員や食育ボランティア等による、食育の推進に取り組みます。また、「こどもたちに伝えたい 心をHOTさせる料理レシピ集」等を活用し、岩沼の健康食の普及に努めます。	健康増進課
青少年室相談事業	総合福祉センター内に相談員を配置し、青少年に関わる様々な相談・指導を行います。	生涯学習課
思春期保健事業	市内小学4、5年生と、中学3年生を対象に、二次性徴における心身の変化や、妊娠・出産を含めたライフプランに関する講話を実施します。	こども家庭センター

青年期(概ね18歳～30歳未満)・ポスト青年期(～39歳)

青年期は自分の存在に対して葛藤を抱えたり、交友関係に悩んだりする繊細な時期です。また、成人期への移行を前に社会的な役割や責任に不安を感じ、不安定になりやすい時期です。こども・若者が不安や悩みを発信しやすい、安全・安心に生活できる環境の整備に取り組みます。

◆主な施策・事業

① 悩みや不安へのサポート

取組名	取組内容	担当課
心の健康相談	医師や心理士等による、個別相談を実施します。	社会福祉課
青少年室相談事業	総合福祉センター内に相談員を配置し、青少年に関わる様々な相談・指導を行います。	生涯学習課

② 就労支援の充実

取組名	取組内容	担当課
アトオシ・オンライン	NPO 法人と連携し、ひきこもり等の社会的孤立状態にある若者を対象とする、オンラインを活用した就労支援等に取り組みます。	社会福祉課
出張ハローワーク	岩沼市、名取市及びハローワーク主催による、就職者・企業への支援事業で、合同及び個別企業説明会を実施します。	産業振興課
仙南地域職業訓練センターの講習等の情報提供	仙南地域職業訓練センターの講習等について、ポスターやチラシにより周知します。	産業振興課

③ 結婚を希望する方への支援

取組名	取組内容	担当課
商工会活動費補助金の交付	岩沼市商工会主催の婚活イベントへ、補助金を交付します。	産業振興課

## 基本目標2 子育て(こども・若者)当事者が安心して子育てできる環境づくり

すべての子育て家庭が安心して妊娠・出産・育児ができるよう、地域全体でこども・若者を育てる視点で連携し、ライフステージを通じて切れ目のない支援の充実を図ります。また、子育て当事者が自分らしく仕事と育児の両立をすることができ、子育てが楽しいと思える環境づくりを進めます。

### (1)子育てや教育に関する経済的負担の軽減

安心して妊娠・出産・育児ができるよう、経済的支援に取り組めます。また、必要なサービスを適切に利用できるよう、様々な媒体や機会をとらえて情報発信を行い、支援につなげられるように周知を図ります。

#### ◆主な施策・事業

取組名	取組内容	担当課
児童手当事業	児童手当の支給を行います。	子ども福祉課
乳幼児医療費助成事業	18歳年度末までの、児童の医療費を助成します。	子ども福祉課
子育て世帯助成事業	第3子以降に小学校入学祝い金を支給します。	子ども福祉課
保育料の第2子以降無償化(公立・私立)	保護者の所得や、第1子の年齢に関わらず、第2子以降の保育料を免除します。	子ども福祉課
妊婦のための支援給付金	妊娠の届出をした妊婦を対象に、支援金を支給します。	こども家庭センター
不妊検査・不妊治療費助成事業	不妊検査、不妊治療の費用を助成します。	こども家庭センター

### (2)共働き・共育ての推進

就労と子育ての両立に向けて、多様な働き方に合わせた、子育て支援体制の充実を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスの重要性の啓発や、理解促進に向けた取組を推進します。

#### ◆主な施策・事業

取組名	取組内容	担当課
育児・介護休業法や制度の啓発、利用促進	育児・介護休業法や両立支援制度の周知、利用促進にむけた啓発を推進します。	関係各課
ワーク・ライフ・バランスに向けた意識啓発	広報いわぬま等多様な媒体や機会を活用した広報、啓発に取り組めます。	子ども福祉課
3歳児以上への米飯無償提供(公立・私立)	保育施設等において、米飯を無償提供します。	子ども福祉課
長期休業期間における放課後児童クラブへの弁当配送	夏休み等の長期休業期間に、希望者へ弁当を配送します。	子ども福祉課

### (3)地域子育て・家庭教育支援

地域における関係機関等が密接に連携し、地域ぐるみで子育て家庭にやさしいまちづくりを進めます。また、保護者に多様な体験や家庭教育について学ぶ機会を提供し、様々な視点から子育てについて考えることで、子育てへの自信や新しい視点を身に付けてもらうきっかけとなるよう取り組みます。

#### ◆主な施策・事業

取組名	取組内容	担当課
家庭児童相談等事業	子育てに悩みを抱える世帯に対して、関係機関と連携し、包括的な支援が受けられるよう支援します。	こども家庭センター
地域子育て相談機関事業	子育て支援センター(3か所)において、妊産婦、0～概ね18歳のこどもと、その家族の相談に応じ、適宜必要な機関へのつなぎを行います。	こども家庭センター
子育て家庭への情報提供・支援	講座やサロン等を開催し、利用者同士や地域の育児経験者との出会いの場を提供します。	子育て支援センター
子育て親育ち講座	就学時健診に合わせて、家庭教育や子育てに関する講座を開催します。	生涯学習課

### 基本目標3 特に支援を要するこども・若者、その家族が必要な支援を受けられる体制の強化

ひとり親家庭や障害等、特に支援を要する全てのこども・若者・子育て当事者が安定した生活を送れるよう、経済的支援や福祉サービス等の充実を図ります。また、悩みや問題を抱えるこども・若者に寄り添い、安心して相談や支援を求めることができるよう、体制の充実を図ります。

#### (1)こどもの貧困対策

こども・若者の貧困は権利侵害、社会的孤立にもつながる深刻な課題です。その背景には様々な社会的要因があることを認識し、こども・若者が生まれ育った環境によって将来を左右されることのないよう、貧困の解消と世代を超えた、貧困の連鎖を断ち切るための取組を実施します。

##### ◆主な施策・事業

取組名	取組内容	担当課
自立相談支援事業	専門の相談員が、生活困窮者世帯の相談に応じ、安定した生活に向けて、他機関との連携し支援します。	社会福祉課
子どもの学習・生活支援事業	生活困窮者世帯のこども、その保護者を対象に、学習を含めた生活支援、心の安定を図る居場所づくりに取り組みます。	社会福祉課
就学支援事業	経済的な理由等により、就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、必要な学用品費・新入学用品費・学校給食費・校外活動費等の一部を援助します。	学校教育課
地域子ども見守り等強化事業	子どもの食の機会を確保する事業を実施する、NPO 法人や任意団体(子ども食堂等)に報償金を支給し、子ども及びその家庭を見守り、必要な支援機関につなぐ体制を強化します。	こども家庭センター
生活困窮者に対する生理用品配布事業	経済的な理由等により、生理用品を購入できない女性を援助し、適切な支援につなぎます。	こども家庭センター

#### (2)障害児支援・医療的ケア児等への支援

特別な支援を必要とするこども・若者とその家族や、こどもの発達について不安や悩みを抱える子育て家庭が周囲から十分な理解を得られず地域から孤立することのないよう、関係機関等と連携して早期発見・早期支援を図り、包括的に子育て家庭を支えます。

また、こども・若者の成長に応じた支援の充実を図り、障害の有無にかかわらず安心して地域で暮らすことができるまちづくりを進めます。

##### ◆主な施策・事業

取組名	取組内容	担当課
障害児福祉手当	常時介護を必要とする20歳未満の方に、福祉手当を支給します。	社会福祉課
特別児童扶養手当	心身に障害のあるこどもの保護者に対し、特別児童扶養手当を支給します。	子ども福祉課
心身障害者医療費助成	心身に重度な障害を抱える者に、医療費の自己負担分を助成します。	社会福祉課

## 第4章 施策の展開

未熟児養育医療	未熟児(出生時体重 2,000g 以下または医師が入院養育を必要と認めた児)の保護者を対象に、医療費を給付します。	こども家庭センター
乳幼児発達相談	乳幼児とその保護者を対象に、公認心理師・作業療法士等による専門相談を実施します。	こども家庭センター
障害児者相談支援事業	障害児(疑含む)の総合相談窓口を設置し、障害特性や家庭状況に応じた相談支援を行います。	社会福祉課
障害児療育事業「すぎのこ学園」	心身障害児に対し、療育に必要な機能訓練と生活指導を行います。	子ども福祉課
障害福祉サービス等の支給	障害特性や家庭状況に応じ、柔軟なサービスの提供に努め、障害児が地域生活を継続する上で必要なサービスの提供を行います。	社会福祉課
障害児保育事業「障害児・医療的ケア児の受け入れ」	公立保育所で受け入れを行うほか、私立保育施設での受け入れがあった場合は補助金を交付します。	子ども福祉課
医療的ケア児協議の場の設置	医療的ケア児の課題整理、研修会を実施するとともに、関係機関との連携強化を図ります。	社会福祉課
特別支援教育コーディネーターの配置	各学校に特別支援教育コーディネーター(※)を配置します。 ※学校内の関係者や、外部の関係機関との連絡調整役、保護者に対する相談窓口、担任への支援を担う。	学校教育課
特別支援連携協議会	特別支援教育コーディネーター等の連絡会を、定期的に開催し、支援方法や事例を共有します。	学校教育課

### (3) 児童虐待防止とDV対策

児童虐待は、こどもの心身に深い傷を残す決して許されない権利の侵害です。児童虐待には、子育て家庭の抱える多様な生活課題や困難が背景にあることが多いことから、関係機関等との連携強化、地域の身近な子育て支援の充実、相談体制の構築等により、未然防止、早期発見・早期対応を図ります。

#### ◆主な施策・事業

取組名	取組内容	担当課
家庭児童相談等事業	子育て相談、虐待通報の受理窓口となり、関係機関と連携し支援します。また、児童虐待防止推進のための、周知啓発活動にも取り組みます。	こども家庭センター
要保護児童対策地域協議会	要保護児童等の早期発見と、適切な保護を図るための支援ネットワークを構築するとともに、関係機関の資質向上を目指したケース検討や研修会等を実施します。	こども家庭センター
サポートプランの作成	支援の必要性が高い妊産婦・こども等を対象に、課題解決に向けて必要な対策を、支援者と支援対象者がともに考えながら作成します。	こども家庭センター
子育て短期支援事業	要保護児童等を対象に、里親宅等における短期入所を実施します。	こども家庭センター
DV被害者等緊急避難先確保事業	市内宿泊施設と連携し、緊急避難を要するDV被害者等が一時的に避難できる場所を確保します。	こども家庭センター

## (4)ひとり親家庭等への支援

仕事と子育てを一人で担う「ひとり親家庭」等は、経済的困窮に加え育児・家事等の負担等の大きさから、時間的にも精神的にも十分なゆとりが確保できず、子育てに困難を抱えやすい傾向にあります。ひとり親家庭等が抱える、様々な課題や個別ニーズに対応するため、当事者に寄り添った支援を進めます。

### ◆主な施策・事業

取組名	取組内容	担当課
母子・父子家庭医療費助成事業	ひとり親家庭の父母等に対し、医療費の自己負担額を助成します。	子ども福祉課
母子家庭等生活自立支援事業	ひとり親家庭の父や母が教育訓練を受講する際に、自立支援給付金や高等職業訓練促進給付金を給付します。	こども家庭センター
母子生活支援施設等措置事業	事情のある一人親等の母子の保護と自立促進を目的に、母子生活支援施設等の入所措置を行います。	こども家庭センター

## (5)ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育、あるいは交友関係等に影響が出てしまうことが大きな問題となっています。ヤングケアラーは発見が困難で問題が顕在化しにくいいため、関係機関等の連携強化を図り、早期発見・早期対応に取り組めます。

### ◆主な施策・事業

取組名	取組内容	担当課
家庭児童相談等事業	小中学校における生活実態調査や、ヤングケアラーアセスメント票(※)を活用し、支援が必要な子どもやその家庭の早期発見に努めます。支援対象となる世帯に対しては、関係機関と連携し、包括的な支援につなげます。 ※こどもの身体状況、家族、生活環境を把握するシートのこと。	こども家庭センター

## (6)こども・若者の自殺対策

様々な不安や悩みを抱えるこどもが、自らSOSを発信しやすくなるよう、また、こどもからのSOSを見逃さず迅速に受け止められるよう、学校や関係機関等と連携して、見守り体制を構築し、適切な支援につなげます。

### ◆主な施策・事業

取組名	取組内容	担当課
ゲートキーパー養成講座	市新任職員や民生委員等を対象に、ゲートキーパー※養成講座を実施します。 ※悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴き、必要な支援につなげ、見守る人のこと。	社会福祉課
心の健康相談	医師、心理士等が相談に応じます。	社会福祉課

## (7)いじめ防止・不登校児支援・ひきこもり支援の充実

将来や人間関係に悩みや不安を抱くこども・若者が、気軽に相談できるとともに、周囲が異変に気づき相談支援につなげられるよう、個別的・専門的な支援に取り組みます。

### ◆主な施策・事業

取組名	取組内容	担当課
青少年室相談事業	総合福祉センター内に相談員を配置し、青少年に関わる様々な相談・指導を行います。	生涯学習課
スクールカウンセラー等の配置	県からの派遣を受けてスクールカウンセラーを小中学校に7名、スクールソーシャルワーカーを市内に1名配置します。	学校教育課
いわぬま子どもの心のケアハウス「あいるーむ」	「あいるーむ」を設置し、登校が難しい状況にある児童生徒やその保護者を支援します。	学校教育課
情報教育推進事業	家庭にいてもオンラインで授業を受けられるよう、一人一台のタブレットを貸与します。	学校教育課
いじめの早期発見や予防のための教育活動	各学校児童の実態に合わせて、いじめの早期発見や予防のための教育活動(アンケート等)を実施します。	学校教育課
いじめ問題対策連絡協議会	いじめ問題対策連絡協議会を設置し、いじめの防止や早期発見に努めます。	学校教育課
ひきこもりサポート事業「HATCHいわぬま」	不登校やひきこもりで悩んでいる方、またその家族を対象に、個別相談、訪問支援、フリースペースの提供、親の会等を実施します。	社会福祉課

## 基本目標4 こども・若者、その家族を応援する地域づくり

本市の強みであり、施策推進の基盤となる行政、地域、事業者等地域社会を構成する多様な主体のつながりの一層の強化を図ります。

あわせて、本市におけるこども・若者・子育て支援に関する情報発信を充実し、支援の周知と地域全体でこども・若者・子育て当事者を応援していく気運の醸成を図ります。

### (1)こども・若者、子育て支援に関わる組織・団体の連携支援

こども・若者の健やかな育ちや子育て支援に関わる組織・団体同士、行政機関と組織団体の連携強化を図ります。

#### ◆主な施策・事業

取組名	取組内容	担当課
地域子育て支援センター事業「子育て支援者交流会」	「子育てボランティア」への登録をしたボランティア協力者と、子育て支援センター職員の交流会を開催します。	子育て支援センター
地域学校協働本部会議	こどもに関わる関係団体等を参集する会議を開催し、地域と学校の連携や協働の推進に取り組みます。	生涯学習課
要保護児童対策地域協議会	要保護児童等の早期発見と、適切な保護を図るための支援ネットワークを構築します。	こども家庭センター
民生委員・児童委員、主任児童委員との連携	こどもの健全育成を推進する活動への支援を行います。	社会福祉課
不登校・ひきこもりサポートネットワーク検討会	不登校やひきこもり状態にある方々への支援を実施するため、市内外の関係機関を参集し、相互の連携・協働強化を推進します。	社会福祉課
地域子育て支援センター事業「子育て支援活動の場の提供」	子育て支援ボランティア団体として登録している団体に対し、ボランティア室等の活動場所を提供します。	子育て支援センター

## (2)こども・若者をみんなで見守り、育てる地域力の強化

こども・若者が、地域の人や伝統・文化・自然環境に触れることで、心豊かに成長し、地域を支える存在として成長していけるよう、本市の強みである地域力のさらなる強化を図ります。

### ◆主な施策・事業

取組名	取組内容	担当課
ファミリー・サポート・センター事業「子育て応援者養成講座」	「子育て応援者養成講座」を開催し、市民ボランティアの人材確保を図ります。	子育て支援センター
子ども会指導者・育成者研修	関係団体が開催する研修会の情報提供等を行います。また、ジュニア・リーダー初級研修会を実施します。	生涯学習課
スポーツ推進委員の派遣	依頼に応じて、町内会等の行事にスポーツ推進委員を派遣します。	生涯学習課
地域ボランティア等の受け入れ	読み聞かせ団体や地域の老人会等の協力を得て、イベントや地域活動を実施します。	児童館
地域子ども見守り等強化事業	子どもの食の機会を確保する事業を実施する、NPO 法人や任意団体(子ども食堂等)に報償金を支給し、子ども及びその家庭を見守り、必要な支援機関につなぐ体制を強化します。	こども家庭センター

## (3)こども・若者・子育て支援の周知と地域全体で応援していく気運の醸成

こども・若者の成長と、子育ての大変さを地域社会全体で支え、楽しく成長・子育てできると実感できる、気運の醸成を図ります。

### ◆主な施策・事業

取組名	取組内容	担当課
こども・若者、子育て当事者にやさしい社会づくり	様々な取組を通じて、公共施設や民間施設において、こどもや子育て家庭に対する分かりやすい案内や利用者への配慮等、こども・若者・子育て当事者を社会全体で応援する機運を醸成します。	関係各課
移住・定住の促進	子育て世代の移住・定住を促進するため、ポータルサイトを開設し、岩沼市の魅力を発信しています。	まちづくり政策課

第5章 各種事業の量の見込みと確保の方策

## 1 量の見込みと確保の方策とは

---

本計画と一体的に策定している、子ども・子育て支援事業計画は、「教育・保育サービスの利用量」を定める事業計画であり、国は「幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画」と定義しています。

0～11歳の人口の推移に合わせ、ニーズに基づいた教育・保育サービスの利用量を設定し、それに対応する確保の方策を定めています。

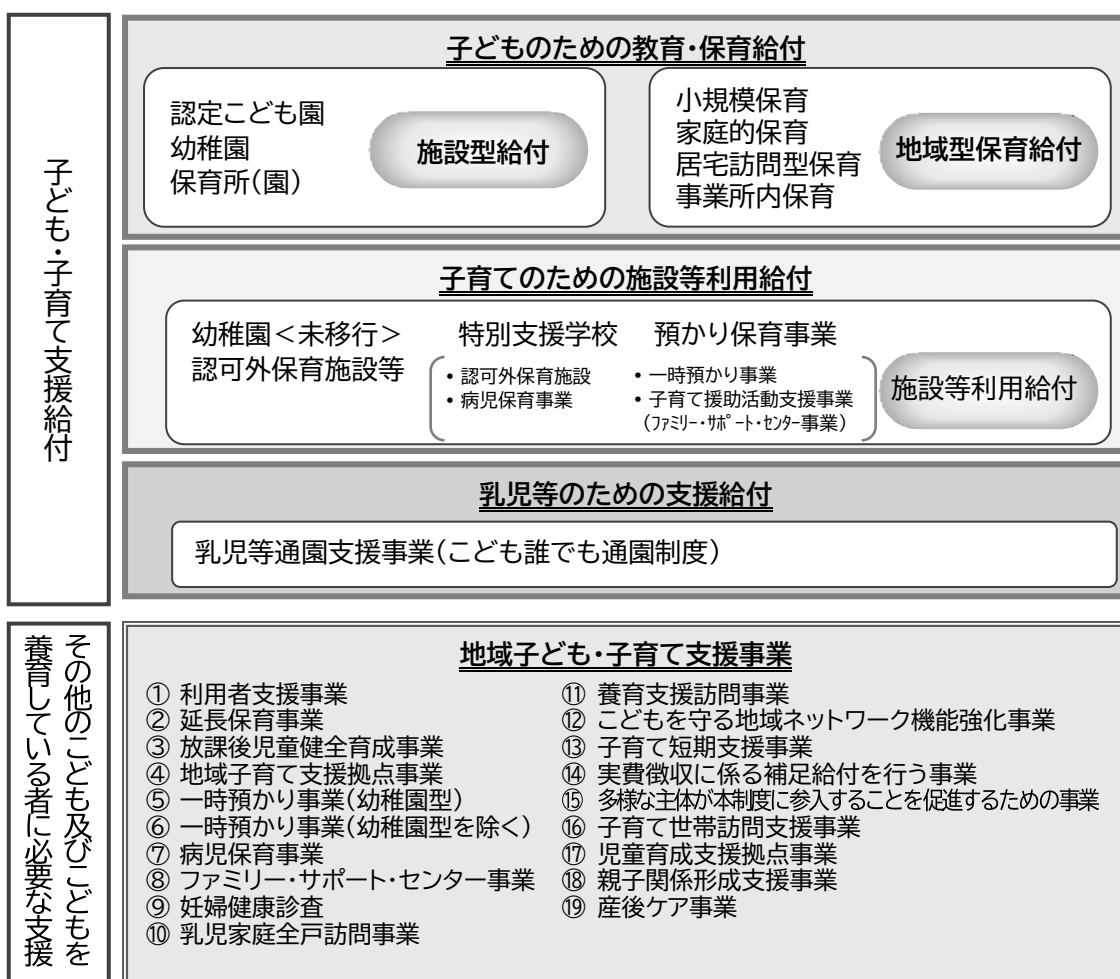
## 2 教育・保育サービス等の全体像

---

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組みとなっています。

近年では「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」により、令和元年5月成立で、新たに「子育てのための施設等利用給付」が、令和6年6月成立で、新たに「乳児等のための支援給付」が創設されました。

現在の子ども・子育て支援制度は、子ども・子育て支援として給付される「乳児等のための支援給付」「子どものための教育・保育給付」と「子育てのための施設等利用給付」、その他のこども及びこどもを養育している者に必要な支援として実施される「地域子ども・子育て支援事業」の4つの枠組みから構成されます。



乳児等通園支援は、0歳6か月から満3歳未満のこどもが、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で要件を満たす施設を利用した場合に給付対象となります。

幼児期の教育と、保育の必要性のあるこどもへの保育について、幼稚園、保育所(園)、認定こども園、小規模保育等を利用した場合に給付対象となります。保育の必要性の認定については、保育を必要とする事由、保護者の就労時間、その他に優先すべき事情等を勘案して行います。

認定区分は1号～3号の3区分となっており、区分によって利用できるサービス・事業が異なっています。

① 子どものための教育・保育給付認定区分

認定区分	対象者	主な施設等
1号認定	満3歳以上の教育のみの小学校就学前子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園(幼稚園機能部分)
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた小学校就学前子ども (保育を必要とするこども)	保育所(園) 認定こども園(保育所機能部分)
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた小学校就学前子ども (保育を必要とするこども)	保育所(園) 認定こども園(保育所機能部分) 地域型保育事業

② 認定基準

保育の必要性については、保育を必要とする事由(就労や、妊娠・出産、保護者の疾病・障害、同居親族等の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれがあること等)と、保育を必要とする時間等により、総合的に判断を行います。

<保育時間>

- 保育標準時間  
主にフルタイムの就労、妊娠・出産、保護者の疾病・障害、同居親族等の介護・看護、就学等を想定した長時間利用
- 保育短時間  
主にパートタイムの就労、求職活動を想定した短時間利用

新たな「子育てのための施設等利用給付」の創設により、令和元年10月より、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までのこどもたちの利用料が無償化されました。

子育てのための施設等利用給付では、新たな認定が設定され、必要に応じて認定を受ける必要があります。

③ 子育てのための施設等利用給付認定区分

認定区分	対象者	主な施設等
1号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、 <u>2号認定子ども・3号認定子ども以外のもの</u>	幼稚園 特別支援学校等
2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、 <u>保育の必要性があるもの</u>	認定こども園、幼稚園、特別支援学校（満3歳入園児は3号、年少児からは2号） 認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで3号、3歳児からは2号）
3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、 <u>保育の必要性があるもの</u> のうち、 <u>保護者及び同一世帯員が住民税非課税世帯であるもの</u>	

④ 幼児教育・保育の無償化について

【岩沼市独自の施策による第2子以降児童の保育料無償化】

令和6年度から、岩沼市の独自施策として「第2子以降児童の保育料無償化」を行い、世帯の住民税額・きょうだいの年齢構成に関わらず、きょうだいのいる世帯における第2子以降の児童分の保育料を無償化しています。（※保護者の申請による免除）

●保育料第2子無償化の対象になる施設

保育所、認定こども園、小規模保育事業、認可外保育施設

※認可外保育施設の無償化については上限額 42,000 円

■幼稚園、保育所、認定こども園等の利用

幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）、企業主導型保育事業（標準的な利用料）、児童発達支援（障害児福祉サービス）も同様に無償化の対象とされます。

【幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全てのこどもたちの利用料が無償】

●無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。

（注）幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化となります。

●通園送迎費、食材料費、行事費等は、これまでどおり保護者の負担となります。

ただし、年収 360 万円未満相当世帯のこどもたちと全ての世帯の第3子以降のこどもたちの副食（おかず・おやつ等）の費用については、公費で負担するため無償となります。

※ 国ではこどもが2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し保育所等を利用する最年長のこどもを第1子とカウントして0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。

(注)年収 360 万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

### ■幼稚園の預かり保育の利用

無償化の対象となるためには、「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

#### 【利用料】

●幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、日額 450 円、月額最大 1.13 万円(3号認定は 1.63 万円)までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。

### ■認可外保育施設等の利用

認可外保育施設(一般的な認可外保育施設、市独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等)に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業が対象となります。

無償化の対象となるためには、「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

(注 1) 保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

(注 2) 「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)があります。

#### 【利用料】

●3歳から5歳までのこどもたちは月額 3.7 万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯のこどもたちは月額 4.2 万円までの利用料が無償化されます。

## 3 量の見込みの考え方

量の見込みは、「市町村子ども・子育て支援事業計画に定める『量の見込み』の算出等のための手引き(平成 26 年1月 20 日事務連絡:内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室)」及び「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等の考え方」(令和6年 10 月 10 日)を鑑みつつ、当市のこれまでの実績の推移や、そして実情と将来的な市の取組による人口の動向を推測し、計上しました。

推計児童数…量の見込み算出の基礎となる令和7年から令和 11 年までの 11 歳以下の人数は、岩沼市総合計画の推計と整合が取れるよう推計しました。

## 4 教育・保育提供区域の考え方

子ども・子育て支援事業計画においては、「量の見込み」及び「確保の方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を設定するよう定められています。

本市では、現在の教育・保育実施状況や施設の配置・整備状況等を勘案し、利用者の利便性を確保しつつ柔軟な施設整備を推進するため、この計画においては、市全域を1つの教育・保育提供区域と定めます。

なお、実際の基盤整備においては、地域の実情やニーズの変化等、地域性に配慮して柔軟に取り組んでいくものとします。

## 5 教育・保育の量の見込みと確保の方策及び乳児等通園支援の量の見込みと確保の方策

### (1) 幼稚園・認定こども園(幼稚園機能部分)

#### 【1号認定・2号認定(教育ニーズ)】

3～5歳児の幼稚園、もしくは認定こども園の幼稚園機能部分についての量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。

#### 【現状】

令和6年4月1日時点 認定こども園3箇所 私立幼稚園3箇所  
利用者数:15・16ページ記載

単位:人

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み(必要利用定員総数)	430	425	421	417	414
1号認定	299	296	293	290	288
2号認定(幼児期の学校教育の利用希望が強い)	131	129	128	127	126
② 確保の方策	622	622	622	622	622
認定こども園	232	232	232	232	232
幼稚園	390	390	390	390	390
過不足(人)(②-①)	192	197	201	205	208

#### 【確保の方策】

必要量の確保が可能です。

多様な保育ニーズに対応するため、幼稚園の認定こども園への移行について必要に応じて検討していきます。

## (2)保育所・認定こども園(保育所機能部分)・地域型保育事業

### ① 2号認定(保育ニーズ)[3～5歳児]

3～5歳児の保育所、もしくは認定こども園の保育所機能部分についての量の見込みと確保の方策は以下のとおりです。

#### 【現状】

令和6年4月1日時点 認定こども園3箇所 市内保育施設11箇所  
利用者数・待機児童数:16・17 ページ記載

単位:人

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み(必要利用定員総数)					
2号認定(3～5歳)	544	541	535	530	525
② 確保の方策	555	555	555	555	555
保育所	390	390	390	390	390
認定こども園	162	162	162	162	162
企業主導型保育施設(地域枠)	0	0	0	0	0
認可外保育施設	3	3	3	3	3
過不足(人)(②-①)	11	14	20	25	30

#### 【確保の方策】

必要量の確保が可能です。

今後も確保方策を保持できるよう、施設の老朽化への対応を行いつつ、多様な保育ニーズに対応するため、保育所の在り方について必要に応じて検討していきます。

②3号認定[0歳]

0歳児の保育所、認定こども園の保育所機能部分、地域型保育事業についての量の見込みと確保の方策は以下のとおりです。

【現状】

令和6年4月1日時点 認定こども園3箇所 市内保育施設11箇所  
利用者数・待機児童数:16・17 ページ記載

単位:人

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み(必要利用定員総数)					
3号認定(0歳)	38	38	38	38	37
② 確保の方策	108	108	108	108	108
保育所	67	67	67	67	67
認定こども園	26	26	26	26	26
小規模保育事業	9	9	9	9	9
家庭的保育事業	0	0	0	0	0
居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0
事業所内保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育事業	3	3	3	3	3
企業主導型保育事業(地域枠)	3	3	3	3	3
過不足(人)(②-①)	70	70	70	70	71

【確保の方策】

必要量の確保が可能です。

今後も確保方策を保持できるよう、施設の老朽化への対応を行いつつ、多様な保育ニーズに対応するため、保育所の在り方について必要に応じて検討していきます。

③3号認定[1・2歳]

1・2歳児の保育所、認定こども園の保育所機能部分、地域型保育事業についての量の見込みと確保の方策は以下のとおりです。

【現状】

令和6年4月1日時点 認定こども園3箇所 市内保育施設11箇所  
利用者数・待機児童数:16・17 ページ記載

単位:人

区 分	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 量の見込み(必要利用定員総数)					
3号認定(1・2歳)	344	342	341	340	338
② 確保の方策	341	341	341	341	341
保育所	200	200	200	200	200
認定こども園	97	97	97	97	97
小規模保育事業	29	29	29	29	29
家庭的保育事業	0	0	0	0	0
居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0
事業所内保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育事業	9	9	9	9	9
企業主導型保育事業(地域枠)	6	6	6	6	6
過不足(人)(②-①)	▲3	▲1	0	1	3

### 【確保の方策】

令和7年度から令和8年度にかけて確保の方策が量の見込を下回りますが、定員の弾力運用等を行い、適宜対応に努めます。また、今後も確保方策を保持できるよう、施設の老朽化への対応を行いつつ、多様な保育ニーズに対応するため、保育所の在り方について必要に応じて検討していきます。

### 〈①～③に伴う施設整備等予定〉

#### ・令和7年度

認定こども園1箇所が開設(既存幼稚園からの移行)しました。

## (3)保育利用率の目標値

計画期間における0～2歳児の保育利用率の目標値は、以下のとおりとします。

区 分	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
0～2歳推計人口(人)(A)	838	834	831	827	824
確保の方策利用定員(人)(B)	449	449	449	449	449
保育利用率(%) (B/A)	53.58	53.84	54.03	54.29	54.49

※保育利用率:教育・保育施設及び地域型保育事業の利用定員÷0～2歳の乳幼児の推計人口×100

#### (4) 乳児等通園支援の量の見込みと確保方策

##### 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

保育所等において、保育所等に入所していない乳児又は満3歳未満の幼児に、適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み(延べ)	人日	-	18	18	18	18
0歳		-	5	5	5	5
1歳		-	7	7	7	7
2歳		-	6	6	6	6
② 確保の方策(延べ)		-	3	3	3	3
0歳		-	1	1	1	1
1歳		-	1	1	1	1
2歳		-	1	1	1	1
②-①		-	▲15	▲15	▲15	▲15

##### 【確保の方策】

岩沼市では、一時預かり事業を行っている公立保育所1か所で、令和8年度から実施する予定です。新規事業であることから、ニーズ量を注視しつつ、整備について検討していきます。

#### (5) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

認定こども園とは、保育所機能部分と幼稚園機能部分をもち、就学前の教育・保育を一体的に一貫して行う施設です。

計画期間において、既存幼稚園・保育所等の施設が認定こども園への移行を希望する場合は、実情に応じて対応を検討します。

#### (6) 幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援事業の役割及び推進方策

社会のあらゆる分野における構成員が、保護者が子育てについて責任を有していることを前提としつつ、全てのこどもの健やかな成長を実現するため、各々の役割を果たすことが求められています。保育所、認定こども園等における教育や保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担い、また、地域子ども・子育て支援事業は、在家庭児やその保護者への支援も含め、多様な子育てニーズに対応し、安心してこどもを育てられる環境づくりの役割を担います。

このため、教育・保育の計画的な提供や、療育アドバイザー事業等を通じた配慮が必要な子どもへの支援、更には保育士等への研修を行い、地域の子育て支援を推進していきます。

### **(7) 幼児期の教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者との連携、並びに幼児期の教育・保育と小学校との連携(幼保小連携)の確保方策**

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するためには、教育・保育施設、地域型保育事業を行う事業者等が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めていく必要があります。地域型保育事業を利用することもが、3歳以降も引き続き教育・保育を利用することができるような連携は、地域型保育事業を行う者と教育・保育施設との間で調整をすることが基本ですが、この調整が難航し、連携施設の設定が困難である場合等については、市が支援していきます。

なお、発達や学びにおける「連続性」に対しては、教諭・保育士等による幼稚園・保育所等の保育参観及び情報交換、就学時の幼稚園・保育所等と小学校の引継ぎ、児童館(センター)と小学校との情報交換や未就学児による小学校行事への参加等に取り組みます。

令和7年度からは「幼保小の架け橋プログラム」を実施し、切れ目のない支援体制を構築しています。また、岩沼市特別支援連携協議会や保育士等関係職員の合同研修会の実施等を通して、教育・保育施設から小学校への円滑な接続が図られるよう努めます。

### **(8) 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容について**

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)は、保育施設を利用していない低年齢の児童とその保護者を対象としていることから、保護者の子育ての不安感・負担感に寄り添うとともに、児童の施設利用開始時等必要に応じて教育・保育施設や地域型保育事業と連携できるようにしていきます。

### **(9) 保育士等の処遇改善に係る取組**

私立の教育・保育施設が教育・保育の提供を安定して行うことができるよう、国の制度に基づき保育士等の処遇改善をはじめとする労働環境への配慮を行い、施設・事業の運営の状況に関する評価の実施、運営改善の取組の促進に必要な支援を実施していきます。

### **(10)産後休業・育児休業後の教育・保育施設等の円滑な利用の確保**

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設や地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供を行い、産休・育休からの円滑な復帰を支援していきます。

### **(11)子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容**

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保、保護者の利便性及び施設の負担等を勘案しつつ、給付方法については必要に応じて見直しを行っていきます。

### **(12)国際化に伴う乳幼児への支援・配慮**

国際化の進展に伴い、海外から帰国した乳幼児や外国人乳幼児、両親が国際結婚等、外国につながる乳幼児の増加が見込まれますが、当該乳幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、本市においては必要に応じ、保護者や教育・保育施設等に対する支援を行います。

## 6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

地域子ども・子育て支援事業の実施において、保健・保育・教育・障害福祉部門との円滑な連携の下に取り組んでいきます。

### ① 利用者支援事業

子ども及びその保護者等、又は妊娠している方が、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要に応じ相談・助言・関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

#### 【現状】

令和6年4月時点 特定型1箇所 母子保健型1箇所

区分		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	基本型 地域子育て 相談機関	箇所	4	4	4	4	4
②確保の方策			4	4	4	4	4
②-①			0	0	0	0	0

区分		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	特定型	箇所	1	1	1	1	1
②確保の方策			1	1	1	1	1
②-①			0	0	0	0	0

区分		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	こども家庭 センター型	箇所	1	1	1	1	1
②確保の方策			1	1	1	1	1
②-①			0	0	0	0	0

区分		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	妊婦等包 括相談支 援事業型	箇所	717	714	708	702	699
妊娠届出数(組)			239	238	236	234	233
1組当たり面談回数(回)			3	3	3	3	3
②確保の方策 (こども家庭センター)			717	714	708	702	699
②-①			0	0	0	0	0

**【確保の方策】**

「基本型(身近な場所での寄り添い型支援)」として各小学校区に1箇所設置した地域子育て支援センターに、地域子育て相談機関の機能を付加し、地域の住民に対し子育て支援に関する情報の提供を行うとともに、身近な相談先として子育て家庭と継続的につながり、支援を行うための工夫を行い、こども家庭センターと緊密な連携を図ることで、必要な支援につなげるよう努めます。

「特定型(主に行政機関の窓口等を活用し、利用者支援を実施する形態)」は、岩沼市役所で行っていきます。

岩沼市こども家庭センターを設置し、「こども家庭センター型」として子育て支援に関わる関係機関と十分に連携を行いながら、全ての妊産婦、子育て家庭、こどもへ一体的に相談支援を行い、様々な資源による支援につなぎます。

妊婦等包括相談支援事業は、妊婦等に対して面談を行うことにより妊婦等の心身の状況やその置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業で、令和4年度より既に実施している事業です。こども家庭センターにて「妊婦等包括相談支援事業型」として継続して、全ての対象者に助産師等による面談を実施し、必要な情報提供や相談に応じるとともに、妊婦の心身の状況確認と必要な支援を行います。

**② 延長保育事業**

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用時間以外の時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

**【現状】**

令和6年4月時点 保育所等14箇所  
令和5年度利用実績:396人

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人	391	389	386	383	380
②確保の方策		391	389	386	383	380
②-①		0	0	0	0	0

**【確保の方策】**

市内全保育所等において、今後も継続して事業を実施していきます。

### ③ 放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に、授業の終了後に過ごす場を確保し、その健全な育成を図る事業です。

#### 【現状】

令和6年4月時点 児童館(センター)等9箇所・15支援の単位  
利用者数:18ページ記載

#### 〈放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び確保の方策〉

区 分		単 位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
人数	①量の見込み	人日	707	693	679	667	653
	低学年		574	549	538	529	518
	高学年		133	144	141	138	135
	②確保の方策		503	503	503	503	503
	②-①		▲204	▲190	▲176	▲164	▲150
箇所数	①量の見込み	箇所	15	15	15	15	15
	②確保の方策		15	15	15	15	15
	②-①		0	0	0	0	0

#### 【確保の方策】

低学年については、利用を希望した小学1～3年生までの児童全員を受け入れておりますが、そのことにより、クラブ室が過密化しているところもあります。既存施設の活用や改修、支援の単位の集約化等を検討しながら、適正な環境づくりを進めつつ、今後も希望者全員の受け入れに努めます。

高学年については、支援を必要とする児童だけでなく、希望する児童の受入れについても努めるとともに、今後のニーズ量を注視しつつ、必要に応じて受入れ体制の整備について検討します。

#### ■一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量

区 分	単 位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市内小学校	校	4	4	4	4	4

#### ■放課後子ども教室の実施計画

区 分	単 位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市内小学校	校	4	4	4	4	4

#### ■放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

放課後児童クラブと、放課後子ども教室(のびやか教室)の一体的な事業の実施については、コロナ禍で中止が続いておりましたが、再開し、今後も継続していきます。

■小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策

令和4年度から玉浦小学校の図工室を、放課後や長期休業期間中等学習活動で使用していない時間帯に放課後児童クラブの分室として活用しています。今後も、学校施設の利用等について状況を見ながら検討していきます。

【その他事項】

・放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る具体的な連携に関する方策

放課後児童クラブと放課後子ども教室が合同で実施する事業を継続して行います。

・特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

放課後児童クラブでは、児童や保護者が安心して利用できるよう、加配職員の配置や具体的な配慮点を明確にすることにより、充実した対応に努めています。また、特別な配慮を必要とする場合、配慮の内容に応じて学年に関わらず優先して受け入れをする体制をとっており、今後も関係機関と連携を図りながら適切なクラブ運営をしていきます。

・地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

平日は19時まで延長して行ってきており、また、長期休業期間は8時から19時まで開所をしています。今後も同様の取組を継続します。

・放課後児童クラブの役割を更に向上させていくための方策

これまでも放課後児童クラブは、保護者が労働等により家庭にいない小学生を預かるだけでなく、児童の社会性の習得や、発達段階に応じた主体的な遊びができるよう努めてきました。今後も異年齢児童との関わりを通じ、地域のボランティア講師の活用、各種教室や季節の行事を開催し、放課後児童クラブとしての役割を一層向上していけるよう努めます。

・放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

放課後児童クラブは、児童が放課後児童支援員に見守られながら、基本的な生活、異年齢児童等との交わりや地域との交流を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」となっています。広報紙・ホームページやSNS等を通して、こどもの健全な育成を図るクラブの役割について、利用者や地域住民への周知を継続していきます。

④ 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が気軽に集まることができる場所を開設し、親子同士の交流や、育児相談、情報提供、子育て講座等を実施する事業です。

【現状】

令和6年4月時点 子育て支援センター4箇所

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日	45,188	44,972	44,810	44,595	44,433
②確保の方策	箇所	4	4	4	4	4

【確保の方策】

令和5年度に西児童センターに子育て支援センターが併設されたことで、各小学校区に1箇所の子育て支援センターが設置されました。今後は基幹型である岩沼市子育て支援センターを中心にそれぞれの地域の実情に合った子育て支援事業を展開していきます。

⑤ 一時預かり事業(幼稚園型)

幼稚園における在園児を対象としたもので、通常の教育時間の前後や長期休業中に、希望する児童に実施される預かり保育事業です。

【現状】

令和6年4月時点 幼稚園・認定こども園6箇所  
 令和5年度利用実績:認定こども園 7,436人  
 幼稚園 16,419人

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日	19,805	19,572	19,339	19,106	19,106
②確保の方策(幼稚園)		13,024	13,024	13,024	13,024	13,204
③確保の方策(認定こども園)		13,770	13,770	13,770	13,770	13,770
(②+③)-①		6,989	7,222	7,455	7,688	7,868

【確保の方策】

定員を定めずに事業を実施している施設が多いことから、既存の受け入体制で必要量を確保できる見込みです。実施施設と利用者の傾向について情報交換をしながら、必要とするサービスを受けられるよう、提供体制の確保を図ります。

⑥ 一時預かり事業(幼稚園型を除く)

幼稚園の在園児対象型以外の預かり保育で、保育所等やファミリー・サポート・センターにおける未就学児対象の預かり保育事業です。これまで保育所等においては離乳食完了児童を対象に行ってきましたが、令和7年度から生後6か月以降の児童を対象を拡大していきます。

【現状】

令和6年4月時点 保育所2箇所(一時預かり事業) 子育て支援センター1箇所(ファミリー・サポート・センター)  
 令和5年度利用実績:一時預かり事業 2,232人 ファミリー・サポート・センター事業(未就学児)280人

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日	2,356	2,344	2,335	2,323	2,313
②確保の方策(一時預かり)		5,800	5,220	5,220	5,220	5,220
③確保の方策(ファミリー・サポート・センター事業病児・病後児以外)		6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
(②+③)-①		9,444	8,876	8,885	8,897	8,907

【確保の方策】

令和6年現在、保育所2箇所で一時預かり事業(一般型)を実施しており、1日あたり定員10人\*年間290日\*2箇所=5,800人日を確保方策としておりましたが、令和8年度以降は誰でも通園制度の運用を想定していることから定員を8名に変更し、定員10名\*年間290日+定員8名\*年間290日=5,220人日を②確保の方策とします。

ファミリー・サポート・センター事業においては、提供会員50名(令和6年4月時点)が月10回\*12月=6,000人日としたものを基準とし、今後はファミリー・サポート・センター事業での提供会員が増加するよう、更なる啓発を図ることで、提供体制の確保に努めます。

⑦ 病児保育事業

病児保育について、保育所・病院等に付設された専用スペース等で、看護師等が一時的に保育を実施する事業と、ファミリー・サポート・センターにおける病児・緊急対応強化事業の2種類があります。対象は現在小学校3年生までですが、令和7年度から小学校6年生までに引き上げます。

【現状】

令和6年4月時点 保育所1箇所

令和5年度利用実績:182人

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日	175	173	171	170	168
②確保の方策		1,160	1,160	1,160	1,160	1,160
②-①		985	987	989	990	992

【確保の方策】

保育所・病院等で1日あたり定員4人\*年間290日=1,160人日を②確保の方策とします。現在実施している施設で必要な量を確保できます。

⑧ ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業・就学児対象)

小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、その援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【現状】

令和6年4月時点 子育て支援センター1箇所

令和5年度利用実績:ファミリー・サポート・センター事業(小学生)131人

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日	138	136	133	130	127
②確保の方策		600	600	600	600	600
②-①		462	464	467	470	473

【確保の方策】

必要量の確保が可能です。

提供会員50名(令和6年4月時点)が月1回\*12月=600人日としたものを基準とし、提供会員の伸びを見込んだものを②確保の方策とします。

⑨ 妊婦健康診査

妊婦・胎児の健康の保持増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査、計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要な医学的検査を実施する事業です。母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診票(助成券)を交付しています。多胎妊娠の方には追加助成を、助産院や県外の医療機関で受診した場合は償還払いを実施しています。

【現状】

令和5年度交付人数:

単位:人

	初回	12~15週 前後	16~19週 前後	20~23週 前後	24~25週 前後	26~27週 前後	28~29週 前後
受診票 交付人数	247	248	255	259	261	263	264

	30~31週 前後	32~33週 前後	34~35週 前後	36週 前後	37週 前後	38週 前後	39週 前後
受診票 交付人数	265	267	270	270	270	270	270

資料:健康増進課

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	239	238	236	234	233
	回	3,346	3,332	3,304	3,276	3,262
確保の方策		実施場所: 医療機関に委託	実施場所: 医療機関に委託	実施場所: 医療機関に委託	実施場所: 医療機関に委託	実施場所: 医療機関に委託

【確保の方策】

全ての対象者に妊婦健康診査受診票(助成券)を交付し、必要な受診勧奨を行います。

⑩ 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

乳児家庭全戸訪問は、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を助産師・保健師が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。助産師・保健師による訪問体制で実施しています。

【現状】

令和5年度実績：訪問人数226人

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	234	232	230	229	227
確保の方策		実施体制:委託 実施期間:通年 委託先:助産師 2名、医療機関 1箇所	実施体制:委託 実施期間:通年 委託先:助産師 2名、医療機関 1箇所	実施体制:委託 実施期間:通年 委託先:助産師 2名、医療機関 1箇所	実施体制:委託 実施期間:通年 委託先:助産師 2名、医療機関 1箇所	実施体制:委託 実施期間:通年 委託先:助産師 2名、医療機関 1箇所

【確保の方策】

全ての対象者に今後も助産師等による訪問を実施し、検診や予防接種、産後ケア事業等の情報提供のほか、母子の心身の状況確認や育児に関する相談を行います。

⑪ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を助産師・保健師が訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、適切な養育ができるよう支援する事業です。助産師・保健師による訪問体制で実施しています。

【現状】

令和5年度実績：訪問回数7回

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人	12	11	11	11	11
②確保の方策		12	11	11	11	11
②-①		0	0	0	0	0

【確保の方策】

今後も養育支援が必要な全ての家庭に対し、助産師等による訪問を実施し、必要な支援を行います。

⑫ こどもを守る地域ネットワーク機能強化事業

本市においては、要保護児童等やその家庭に対し必要な支援を実施するため、要保護児童対策地域協議会(こどもを守る地域ネットワーク)を設置し、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク間の連携強化を図る取組を実施しています。

【現状】

令和5年度実績:要保護児童対策地域協議会  
代表者会議2回 実務者研修4回

【確保の方策】

こどもを守るために必要な支援や会議、研修等を継続して実施します。

⑬ 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童を児童養護施設等に入所させたり、里親等へ委託したりする等して、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業))です。

【現状】

令和5年度実績:0回

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日	252	252	252	252	252
②確保の方策	人日	3,590	3,590	3,590	3,590	3,590
確保の方策	場所	5	5	5	5	5
②-①		3,338	3,338	3,338	3,338	3,338

【確保の方策】

必要な児童とその保護者に対し、短期入所生活援助事業を里親等へ委託し実施します。

⑭ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき副食費、日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【現状】

令和5年度実績:副食費延べ250人 407,290円  
日用品等0人

**【確保の方策】**

市が定める基準に該当する全ての対象者に対し、費用等の助成を行います。

**⑮ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業**

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

**【確保の方策】**

本計画の理念・基本目標に沿い、必要と認められる場合には、支援を進めていきます。

**⑯ 子育て世帯訪問支援事業**

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

**【確保の方策】**

本計画の理念・基本目標に沿い、真に必要と認められる場合には、検討を進めていきます。

⑰ 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(実人数)	人	－	20	20	20	20
②確保の方策(実人数)		－	20	20	20	20
②-①		－	0	0	0	0

【確保の方策】

令和4年度に事業協定を結んでいる「いわぬまこども第3の居場所」が本事業と同様の目的で開所運営しておりますが、継続運営ができるよう、令和8年度からは岩沼市が児童育成支援拠点事業として支援を行う予定です。

⑱ 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業です。

【確保の方策】

本計画の理念・基本目標に沿い、真に必要と認められる場合には、検討を進めていきます。

⑩ 産後ケア事業

産後間もなくから乳児が1歳に至るまでの間、助産師等の専門スタッフが医療機関等の施設での宿泊や通所、自宅等への訪問により育児相談、保健指導等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

【現状】

令和5年度実績：利用承認者数 64人 利用者数40人  
利用者延数 宿泊型20回 通所型45回 訪問型22回

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(延べ)	人日	139	138	137	136	135
②確保の方策(延べ)		139	138	137	136	135
②-①		0	0	0	0	0

【確保の方策】

全ての対象者に、本事業について周知を行うと共に、利用承認をした者に対して、必要な支援を引き続き実施します。

第6章 計画の推進体制

## 1 計画の周知

本計画は、こども・若者・子育て当事者をはじめ、多くの関係者の理解と協力が重要であることから、様々な媒体を活用して、広く市民・事業者に知らせていきます。

また、こども・若者・子育て支援制度をはじめとする様々な制度について分かりやすく知らせていくことが、各種サービスの活用につながり、「こどもまんなか社会」の実現に結び付くと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めていきます。

## 2 関係機関等との連携・協働

本計画の効果的な推進には、こども・若者・子育て支援を行う者同士相互の密接な連携が必要です。市は、これらの関係機関に積極的に関与することで、円滑な連携が可能となるよう取り組んでいきます。

## 3 計画の実施状況の点検・評価

本計画の実現に向けて、計画の進捗状況を岩沼市子ども・子育て会議において把握し、毎年度点検・評価を実施していきます。

具体的には、図のようにPDCAサイクルに基づいて、計画内容と実際の認定状況や利用状況、整備状況、成果指標ほか各種指標の推移等を点検・評価し、乖離がある場合には問題点や課題の検討を行っていきます。また、必要に応じ、こども・若者及び子育て家庭等、当事者の意見を聴取し、取組に反映します。

本計画は、令和 11 年度を計画期間としていますが、大きな修正・変更が必要と認められた場合には、適宜見直しを行います。



◆モニタリング指標

基本目標の進捗状況、施策の点検・評価にあたっては、令和6年度に実施した、こども・若者・子育て当事者へのアンケート結果等を現状値とし、以下の項目を「モニタリング指標」として設定し、活用します。

【基本目標1】こども・若者が自分らしく健やかに成長できる基盤の強化

指 標		現状値(R6)	
ライフステージを通じた支援	こども政策に関して自分の意見が聴いてもらえていると思う割合	15-17 歳	39.4%
		18-39 歳	22.8%
	いまの自分が好きな人の割合	小学5年生	77.5%
		中学2年生	66.9%
		15-17 歳	69.1%
		18-39 歳	58.0%
	こどもの権利が大切にされていると思う割合	15-17 歳	70.7%
		18-39 歳	54.2%
	こどもや若者の遊びや体験活動の機会や場が十分にあると思う割合	15-17 歳	43.6%
		18-39 歳	36.7%
防災対策の充実への満足度(市民満足度調査)		18 歳以上	4.1 点
誕生前～幼児期(～5歳)	母子保健サービスの充実への満足度	18-39 歳	61.5%
	待機児童数(保育施設)	1人	
学童期(小学生)・思春期(中学生～概ね18歳)	学校での生活の楽しさ	小学5年生	88.8%
		中学2年生	83.0%
青年期(概ね18歳～30歳未満)・ポスト青年期(～39歳)	こども・若者の心身の健康等についての情報提供やこころのケアが十分だと思う割合	15-17 歳	64.0%
		18-39 歳	50.2%
	自分の将来に明るい希望を持っている割合	15-17 歳	67.5%
		18-39 歳	50.8%

【基本目標2】子育て(こども・若者)当事者が安心して子育てできる環境づくり

指 標	現状値(R6)	
結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっていると思う割合	15-17 歳	48.7%
	18-39 歳	26.4%
社会において共働き・共育てが推進されていると思う割合	18-39 歳	47.8%
子育てが地域で支えられていると思う割合	18-39 歳	40.4%

**【基本目標3】特に支援を要するこども・若者、その家族が必要な支援を受けられる体制の強化**

指 標	現状値(R6)	
住民税非課税世帯において「社会生活や日常生活を円滑に送ることができている割合」	15-17 歳	83.3%
	18-39 歳	69.8%
障害があることで差別や嫌な思いをしたことがある割合(障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定に伴う福祉に関するアンケート調査)	32.8%(令和4年度)	

**【基本目標4】こども・若者、その家族を応援する地域づくり**

指 標	現状値(R6)		
困ったときに助けてくれる人がいると思う割合	15-17 歳	93.1%	
	18-39 歳	91.0%	
困りごとや悩みを相談できる人がいる	小学5年生	94.6%	
	中学2年生	93.6%	
ボランティア活動者数 (岩沼市社会福祉協議会に登録している者)	153 人		
岩沼市で提供しているサービスの認知度	児童館・児童センターの一般利用	18-29 歳	52.3%
		30-39 歳	83.1%
	市内4か所の子育て支援センター企画事業	18-29 歳	17.5%
		30-39 歳	52.7%

資料編

## 1. 岩沼市次世代育成支援協議会、岩沼市子ども・子育て会議委員名簿

No	氏名	所属	選出区分
1	森 伴久(会長)	岩沼西小学校 校長	教育分野
2	佐藤 隆信(副会長)	宮城教育大学 元特任教授	学識経験者
3	鬼澤 聡	岩沼北中学校 PTA 会長	児童保護者
4	恵美 節子	子育てサポーター ほっぺの会	地域活動団体
5	泉田 典子	岩沼市障害児(者)親の会	子ども・子育て支援 に関わる福祉分野
6	小原 久美子	主任児童委員	子ども・子育て支援 に関わる福祉分野
7	小川 せつ子	岩沼南こばと幼稚園 園長	子ども・子育て支援 に関わる教育分野
8	平島 智矢子	岩沼はるかぜこども園 園長	子ども・子育て支援 に関わる福祉分野
9	佐藤 由実子	健康福祉部健康増進課 主幹兼健康対策係長	保健分野

委嘱期間 令和5年4月1日～令和7年3月31日

## 2. 岩沼市子ども・子育て会議委員名簿

No	氏名	所属	選出区分
1	丹野 哲也	岩沼市立岩沼西小学校 校長	教育分野
2	山田 桂	岩沼市教育委員会 スクールソーシャルワーカー	教育分野
3	磯部 裕子(会長)	宮城学院女子大学 名誉教授	学識経験者
4	鈴木 和則	岩沼北中学校父母教師会 会長	児童保護者
5	佐藤 まどか	主任児童委員	子ども・子育て支援 に関わる福祉分野
6	大橋 雄介(副会長)	特定非営利活動法人アスイク 代表理事	地域活動団体
7	泉田 典子	岩沼市中心身障害児者親の会 副会長	子ども・子育て支援 に関わる福祉分野
8	菅藤 由期	岩沼西こばと幼稚園・ぶどうの木 保育園 教頭	子ども・子育て支援 に関わる福祉分野
9	伊藤 純子	ひよこ園 園長	子ども・子育て支援 に関わる福祉分野
10	小菅 寿美	社会福祉法人岩沼市社会福祉 協議会 生活困窮者自立支援係	子ども・子育て支援 に関わる福祉分野
11	平塚 莉沙	仙台保健福祉事務所 岩沼地域事務所 技術主査	母子保健、周産期、 医療
12	蔵下 由美	市民	公募
13	佐藤 昌代	市民	公募

委嘱期間 令和7年4月1日～令和9年3月 31 日

### 3. 岩沼市子ども・子育て会議設置条例

平成25年3月21日

条例第11号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第72条第1項及び  
子ども基本法(令和4年法律第77号。以下「基本法」という。)第13条第3項の規定に基づ  
き、岩沼市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(令5条例11・令7条例8・一部改正)

(組織)

第2条 会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、基本法第2条第1項に規定することも及び同条第2項に規定することも施策(以下単  
に「こども施策」という。)に関わる福祉、保健、教育等分野の関係者で構成し、市長が任命す  
る。

(令7条例8・一部改正)

(所掌)

第3条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 支援法第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に関する事項
- (2) 支援法第72条第1項各号に掲げる事項
- (3) こども施策の推進に関する事項
- (4) 基本法第10条第2項に規定する市町村こども計画に関する事項

(令7条例8・全改)

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の  
任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理す  
る。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求めて、意見を聞くことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。  
(非常勤の特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の改正)
- 2 非常勤の特別職の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和33年条例第5号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(令和5年条例第11号)抄

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和7年条例第8号)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

## 4. 計画の策定経緯

本計画の策定にあたっては、「岩沼市次世代育成支援協議会、岩沼市子ども・子育て会議」を設置し、委員の方々から御意見・御審議いただくほか、こども・若者・子育て当事者へのアンケートやヒアリング、支援者とのワークショップ、パブリックコメント等を実施し、策定しました。

年月日	内容	備考
令和6年7月11日	第1回岩沼市次世代育成支援協議会・岩沼市子ども・子育て会議	
令和6年9月27日	第2回岩沼市次世代育成支援協議会・岩沼市子ども・子育て会議	
令和6年10月11日	第1回庁内実務担当者連携会議	
令和6年10月30日	支援者等の意見聴取〔対象〕保育所(園)、幼稚園、小中学校、主任児童委員、障害児者相談支援事業所、民間団体、NPO等	
令和6年11月	第3回岩沼市次世代育成支援協議会・岩沼市子ども・子育て会議	書面
令和6年11月15日	第2回庁内実務担当者連携会議	
令和6年11月28日	第4回岩沼市次世代育成支援協議会・岩沼市子ども・子育て会議	
令和6年11月30日 ～12月23日	アンケート調査〔対象〕18歳～39歳、15歳～17歳、小学5年生児童・保護者、中学2年生生徒・保護者	
令和6年12月	第5回岩沼市次世代育成支援協議会・岩沼市子ども・子育て会議	書面
令和7年1月29日	ワークショップ〔対象〕小学5～6年生、中学3年生、若者	
令和7年1月31日	ワークショップ〔対象〕高校生	
令和7年2月28日	オンラインミーティング〔対象〕中学生	
令和7年3月3日	オンラインミーティング〔対象〕小学生	
令和7年3月12日	第6回岩沼市次世代育成支援協議会・岩沼市子ども・子育て会議	
令和7年7月2日	第1回岩沼市子ども・子育て会議	
令和7年8月6日	庁内実務担当者連携会議	
令和7年8月29日	第2回岩沼市子ども・子育て会議	
令和7年11月21日	第3回岩沼市子ども・子育て会議	
令和7年12月15日 ～令和8年1月13日	パブリックコメント(意見公募)	
令和8年1月30日	第4回岩沼市子ども・子育て会議	



ワークショップ



支援者の意見聴取



庁内実務担当者連携会議

# 岩沼市こども・若者プラン

令和8年3月

---

発行 岩沼市 健康福祉部 こども家庭センター  
〒989-2480  
岩沼市桜一丁目6番20号  
TEL 0223-22-1115(家庭支援係)  
0223-22-1116(母子保健係)



岩沼市